

育の義務を免除することになつて居る。

以上の改革の點には、衆議院に於ても、何等の困難にも遭遇しないで、其の議事を進めて、居つたが、十四歳乃至十八歳の青年に對し、四年間一年四十週、一週八時間午前七時より午後八時迄の間に、補習學校に通學する義務を課する法律を決定するに當つて、俄かに議論が沸騰したのである。資本家は右の通學時間を、雇傭時間から割愛しなければならぬ外に、通學に依り受くる恩恵を十分ならしむる爲に、二時間以内の時間を割かなければならぬ。病氣其の他已むを得ざる理由なくして、規則的に通學しない場合には、其の青年及び父兄雇傭主に對し制裁がある。是等の點に就て、主なる反對者は、種々の妥協案を提出したけれども、フイツシャー氏は、産業振興上より、又國家公民全般の健全を保持する上より見て、この條例の成立を期し、唯此の條例の實施に、七ヶ年間の猶豫を條件とし、教授時数を右期間一週七時間に、減じ得ることとして、滿場一致で議決したのである。(拙著實業補習教育制度の研究参照)

今や此の條例によりて、教育は次第に改造せられ、實業補習教育も着々實行の域に進んで居たのであるが、戦後の財政整理のために、之が實施は猶延期さるゝやうになつたこととなるが、ロンドン市では、この延期中止のことなき前に、補習教育を州條例で實施し、既に一昨年に於て、

この規定による補習學校は七十一校設置せられ、五ヶ年後には、全部の施設を完成する見込だとのことである。

(一)英國の新實業補習教育 教育省に於ては、諸般の教育改造のために、調査會を開いて居るが、その内の少年教育調査委員會の報告に、實業補習學校の學科課程に關する意見がある。即ち教師は如何なる場合にも、餘り専門的職業的であつてはならない、教育の第一の使命は、善良なる公民の養成にあるのであるから、學科課程は、職業的のものと人文的のものと、二要素が共に課され、一方に偏してはならぬ。補習學校四ヶ年間の課程は、二ヶ年づゝ二期に分け、前期には主として普通科目を課し、後期には職業科目を課すべきものである。其の普通科目は英國科、數學、手工、理科等であるが、英國科は單に文學のみならず、地理、社會發達史、産業發達史をも含み、數學、手工、理科は、生徒の職業上の必要と、興味と、體育と關聯適合せしめて、之を授くるやうにし、其の職業科目は、後期に至つて之を授け、各種の主要職業即ち、農業、機械、建築、鑛山、織物、工業、商業等、生徒の家庭の職業に付き、其の職業學科の課程を決定すべきものである。而して、後期に於ても、その職業科目は、教育の手段たるべきもので、生存の手段とすべきものではないといふことを述べ、猶前後期を通じて、諸學科目中、社會的、歴史的、經濟的の

要素を重要視すべきであるといふことを報告してゐる。

この報告は、英國實業補習學校の學科課程の標準となりつゝあること、思はるゝが、猶男女、各の實業補習學校の實例を舉げて示せば、左の通りである。

コッタリツヂ晝間男子實業補習學校の學科目

必須學科目
前期(二年)——體操、國語、數學、地理
後期(二年)——體操、國語、數學、歴史

隨意學科目、金屬工藝、初步の應用科學、佛語、經濟學大意、工學初步、技藝

上記諸學科目中、體操、國語及び數學を重要視してゐる。國語は國文學を翫賞すること、善良なる書籍に親しむこと及び自國語の作文及び言葉の發表に熟練せしむるを目的とし、數學は算術、代數、幾何を含み、何れも教科書を用ゐず、出來得る限り實用的に教へる。地理は前期一年には世界地理の梗概、同二年には歐洲大陸、學力弱き學級にては、次第に具體的にし、最も弱きものには、其の地方(學校所在地)の地歴を教へる。(各學年には數個學級がある)。歴史は産業及び文化を主とし、現代の社會生活及び其の問題と結び付けて教へる。隨意科目は職業に應じて選擇して學ばしめる。

ポーンヅイル女子晝間實業補習學校

本校は、一九二〇年には生徒八百五十名あり、授業時間は午前八時三十分より、十二時十五分までと、午後一時三十分より五時十五分までとしてゐる。

學科目は左の通りである

前期
第一二學年——國語、算術、生理及び衛生又は社會史、體操(各四十五分)、唱歌(三十分)、裁縫(百二十分)、

後期
第一學年——國語、産業史、看護及び應急手當、體操(各四十五分)、算術(三十分)、料理及び洗濯(百二十分)
第二學年——歴史、國語(各六十分)、育兒、體操(各四十五分)、家政(百二十分)、

右の外、技藝、金工、歴史、地理、博物、理科等の隨意科目がある。

以上英國教育の改造と、英國の新實業補習教育の概要を述べたが、是等は全英國の状況ではななくて、イングランド及びウェルズに於ける状態であるのである。スコットランドに於ても、一九一八年、スコットランド教育條例により、十八歳まで實業補習學校通學義務を課してゐる。愛蘭では、未だ是等の決定せられたものはない。

四 佛國實業補習教育

佛國では、實業補習教育に關する法案は、一、九〇〇年來攻究されつゝあり、種々の案となりて議院に提案されたれども、未だ通過したものなく、今日では小學校の組織に關する一八八六年十月三十日の法律の、第一章小學校の設立第八條に「一八七四年五月十五日及び一八八二年三月二十八日ノ法律ノ義務ヲ滿了シタル成年者又ハ徒弟ノ爲初等學級ヲ設置スルコトヲ得」。「該學級ニハ男女兩性ノ生後ヲ收容スルヲ得ズ」。「省ノ命令ヲ以テ該學級設置條件及ビ公設無月謝成年科又ハ徒弟科ノ國庫補助金交付條件ヲ定ムベシ」との規定と、第三章高等小學校及び補習科の章の第三十條に「高等小學校ハ尋常小學校ト別異ノ敷地ニ設置シ別異ノ校長ノ管理ノ下ニ置ク。但シ縣評議會ノ理由ヲ附シタル意見ニ基キ大臣ニ於テ同一校長ノ下ニ一校内ニ尋常小學校及ビ高等小學校を併置スルコトヲ認可スルコトアルベシ」。「補習科ハ尋常小學校ニ附設シ同一校長ノ管理ノ下ニ置ク」の規定によりて補習教育と見做すべき教育をしてるから、實業補習教育案は、拙著實業補習教育制度の研究にゆづり、茲には主として、小學校ノ補習科に就いて述ぶることとする。

佛蘭西の尋常小學校には、幼稚園のない地方では幼稚科があつて、滿四歳乃至七歳以下の兒童

を收容する。義務教育は六歳乃至十三歳であるから、一年又は義務教育に入つてゐる。其の上は下級中級上級の三階段に分れ、下級は二ケ年（七歳乃至九歳）中級は二ケ年（九歳乃至十一歳）、上級は二ケ年（十一歳乃至十三歳）の修了で、中級よりは中學校に聯絡し、上級よりは高等小學校及び補習科に聯絡して居る。高等小學校は三年又は四年の修業年限で、我が國の從來の乙種實業學校の如き實業科を課する組織のものである。補習科は尋常小學校に設置せられるが本體で、其の使命は、家庭を去らないで尋常小學校の水準以上に出でやうとする兒童の爲に、最低限度の高等小學校教育を施すのである。從來から佛國では、高等小學校の數よりも補習科が遙かに多くあつて、高等小學校教育の任に當つて來たのであるが、殊に農村では、非常に重要な地位にあつたのである。戰後此の補習科の規定は改正せられ、補習科は何處の尋常小學校にも設置することが出来るやうになつた。從來上級科の獨立した學級を持つて居らなかつた學校では、補習科は設置せられないものと決められて、補習科の普及を妨げて居つたが、此の度獨立學級なくとも、之を設置することが出来るやうになつた。尙修業年限に就て、從來は一年と制限してあつたのを、此の度の制限を撤廢し、又從來は、補習科は職業科目を課することがなく、普通學科のみに止つて居つたのを、此の度の改正に依つて、普通科目又は職業科目、又は其の兩者を課程とすべきことを規

程した。從來は尋常小學校の補習科は修業年限は一年で、普通科を置いて職業科目を課することとは例外的のものに過ぎなかつたのが、此の度は、高等小學校と補習科とは、其の差異殆どなくなり、その設立の獨立のものか無いか依つて、區別する位に自由のものとなり、補習科からも高等小學校を経ないで、直接に師範學校に入學する途も開かれ、同時に劃一的から脱して、地方の事情に應ずることが出来るやうにしたのである。

高等小學校の學科課程は大別して、職業科、普通科とする。職業科は農科、工科、商科、航海科、家政科、其の他の職業科とし、地方の要求により、適當の稱呼によりて、種々の科別を設置することを得、普通科は一、文科に屬するもの(1)道德、公民教育、日用法、經濟、(2)國語(讀方、暗誦、文法、發音、綴字法作文)、(3)外國語、(4)歴史、(5)地理、二、理科に屬するもの(1)數學(算術、代數、幾何)、(2)物理、化學、(3)博物學、衛生、三、その他、圖畫及彫刻、手工、農業實習、家政、速記、タイプライター、音樂、體操等を課することにしてゐる。猶師範學校に入學するもの、師範豫備科がある。

この度の改正で高等小學校は一層實業化し、又職業教育獎勵のために、文部大臣は市町村に對し、實驗室及び實習室を豊富ならしむるために、補助金を交附することとなつた。補習科も高等小學校に準じて教育し得るやうに自由になつたけれど、その設備及び専門科教員の點に於て劣ることは免れない。補習科は主として、勞働に従事するものを教養するが、高等小學校は職業工長官衙の書記等を養成するを主とする。今日に於ての補習科は、高等小學校の最低程度の教育をなし居ると見てよろしい。

五 丁抹及び瑞西の實業補習教育

丁抹の小學校は、七歳より十四歳まで義務教育としてゐるが、大概は六歳から入學する。小學校を卒業したるもの、中には、中學校以上に進むものもあれど、大多數は進まずして止るものであるが、これ等の青年は、十八歳以上に及べば、男子の多數は高等國民學校に入り、女子の大多數は家政學校に入る。これ等の國民的教育をなす學校は、凡て茫々たる原野に設置されてゐる。前述諸學校の入學資格は十八歳以上であるから、小學卒業後之れに入る迄の四年間は、家庭に於て農業の實際及び家政を見習ひ、又國家又は地方團體の經營する模範農場にて働き、農業に關する知識を習得する。かく小學卒業後、直ちにこれ等の學校に入學せしめないで、四年間家庭で實習せしむるは、次の理由による。デンマークの思想家は、身體發達期は、教室に於て學科を學ばし

むるよりも、寧ろ實際の仕事に従事せしむべきものと考へ、又身心の大變化をなす成熟期には、人間の身體的方面が優勢であるから、自發的勉學することは出来ない。勉強すれば往々健康を害する。依つて學校には、十八歳までは入學せしむべからずと考へて居るのである。

かく高等國民學校は、成熟せるものを收容する學校であるから、之を壯年學校とも稱する。生徒の年齢は、十八歳より二十五歳迄、又はそれ以上である。此の學校は米國に於けるハイスクールとも異り、又貧民學校でもない。何んとなれば、生徒は主として農村から來るが、其の他凡ての職業のものも來り、又富豪の子弟も、貧家の子弟も入學する。一般に云へば之は成熟せる青年を收容する學校であつて、特殊な教授をなすよりは、寧ろ人格の養成を目的として居る。生徒は體育期を終りたるものゝみなれば、身體強健にして希望に満ち、熱心に學習にいそしみて、人生の理想を實現せんとして居る。此の種學校の目的は、(1) 襟度廣き道德的市民の養成、(2) 土地を愛し母國を愛する精神の涵養、(3) 農業生活に關する正しき觀念を與ふること、(4) 階級的思想を打破し、政治的能力を涵養する爲め、最良の方法を講ずること、(5) 地方農學校に於て教へらるゝ技術學科目に對し、廣汎なる文化的基礎を與ふること、歐洲先進國を壓迫しつゝある激烈なる生存競争に對し、賢明に處する青年を作ること等を以てして居る。

男女共學の學校は極めて少い。此の種男子の學校は、普通十一月初に開始し、五ヶ月又は六ヶ月間開校し、女子は、其の後夏季三ヶ月又は五ヶ月間、同一の學校に入學する。教授には教科書は餘り用ひず、多くは講義による。故に學校の成功と否とは、教師の教授訓練の能力の如何に依るが故に、教師の養成には殊に注意を拂つて居る。

この學校は、一種の補習學校とも見るべきものであるが、その制度に關しては實業補習教育制度の研究にゆづる。

この學校によりて、一時衰退したる丁抹の農村は救はれ、丁抹の農村の組合事業は偉大なる發達をなし、丁抹農村の繁榮の今日あるは、全くこの學校の力によることを認められ、世界の文明國では、其の農民が都市に集中するために、農村の荒廢を呈して今日に於て、獨り丁抹國の農村の人口の次第に増加する有様を呈するを見るは、農村教育上特に注意すべきことである。

人口一萬人に對する毎年増加率

年次	首都	地方都市	農村	全人口に對する農村人口の比
自一八四〇年	四八	一一二	八五	六七
自一八四〇年	一九〇	一七七	八二	七二

自一八八一	三二五	二二〇	二二	六七
至一八九〇	二五九	二五二	二八	六一
自一九〇〇	一五二	一〇〇	九九	六一
至一九一六				

瑞西國にても、實業補習教育を一九一九年以來義務として實行してゐる。

六 大人教育

大人教育とは、英國のアダルト、エジュケーションを譯したもので、又壯年教育と譯してゐるものもある。この大人教育は、大戰後英國に於て、改造大臣が大に力を入れ、特別委員會を設けて講究したのであるが、其の基調となるべき動機は、一は人格認識の要求、一は政治的社會的及び産業的有機體中の一員としての責任を、一層十分に果さうとする希望を満足せしむるために、學校教育のみならず、卒業後の成人に對して、教育の機會を與ふることを、社會永遠の爲に最も緊切であると認めて、大人教育を企てられたのであるが、實際には労働者に對する教育として現れてゐる。又戦後多數の軍人が除隊となり、其の就職の途なきものに職業に關する教育をして、就職の途を開いてゐることにも行れてゐる。而して此の問題に就いては「英國の社會も國家の重なる機

關も、悉く協力して之を徹底せしめんと盡瘁してゐる。政府は勿論、公共團體、大學、宗教團體、労働組合、其の他公共的の性質を帯べる團體、資本家、篤志家が總てこの運動に参加してゐる。

是等の團體中に労働者教育協會なるものがあるが、此の協會には目下二千七百六十の團體、約三千に近き團體が參與し、事業としては、労働者に對する長期幹部講習、短期講習、講演會等であつて、就中長期幹部講習は、ケムブリッジ、オックスフォード大學を初め、外の大學に於ても行つてゐるが、労働者中の比較的頭腦明晰な人々を集めて、毎週一回二年乃至三年に亘りて通俗的に大學の講義を聞かしてゐる。其の學科は法律、經濟、文學、歴史等である。而してこの長期講習で面白く思ふのは、講師を選ぶことより學科の選定まで、自治的に行ひ、其の教授も講義を聞くといふよりは、教授と生徒との間に於て討究的なことである。それ故に初入學者中には、危険なる思想を抱くものもあるも、講師の公平なる立場より、各種の學說を紹介し、生徒をして自由之を討究せしむる結果、其の考が廣汎に亘り、眼界次第に開け、自ら穩健中正なる思想を持するやうになるのである。而してその經費は、政府の補助、労働組合の出費、大學の支出と、僅に徴收せる授業料とから支辨してゐることである。

新獨逸では、新憲法第四百十八條に、國民教育の機關、特に國民高等學校は、獨逸聯邦を構成

する國及び公共團體に獎勵するを要すと規定して國民高等學校の設置を獎勵し、プロイセンの如きは、文部省に國民高等學校局を特設して、この教育を獎勵し、ベルリン市には、約二百個所に國民高等學校の施設ありて、盛んに通俗大學教育を施してゐる狀況である。

米國に於ても、戰時中及び戰争後に於ける偉大な活躍したことを理由として、合衆國大學延長協會は、大統領に向つて、國庫から相當の補助を與へらるべきことを請求した。大統領は、一九一八年度に年額五萬弗を計上して、合衆國學務局内に、大學延長課といふ一課を設け、各州に於ける大學延長事業の中心機關とした。

大學延長課は、更に延長教育掛、觀覽教育掛、社會中心運動掛、公立圖書館及び討論會指導掛の四掛を置き、各州に於ける大學延長事業の連絡發展を計り、種々の事業を行ふてゐる、その重要な事業を挙げれば左の通りである。

- 一、各州に於ける大學延長教育の助長
- 二、軍人、外國人、赤十字社員等に對する延長教育
- 三、保健教育
- 四、觀覽教育

五、社會中心事業會

六、討論會と公開圖書館

七、小包文庫

八、政府の報告印刷類の無料配布

九、合衆國圖書館事業

大學延長協會は、一九一九年に各大學總長、大學延長課當局者、其の他の有志が發起して、首府ワシントンに設立され、財團法人となり、各州の大學延長事業を協同經營し、文部の該事業の補助機關として活動してゐる。

大人教育は、不幸にして大學に通學の出来ない地位にある人々の爲に、大學教育、專門教育を受くる機會を與ふる目的を以て施設されたものだが、次第に擴張されて、初等程度及び中等程度の普通教育や、實業教育をも受くる機會なかりし者に對し、これ等の教育を與へる施設も加へらるるに至つた。

我が國に於ても、數年前より、夏季に於て、通俗大學教育の流行する傾きあり、諸大學に於ても講習會、講演會の催しを、年と共に盛んに行ひ、東京大阪などにも市民大學講座などの開講

ありしも、未だ組織的のものがなかつたが、大正十二年度より、文部省が力を加へ、從來よりも一層統一ある組織とし、特に正規の學校教育を受け得ざる一般成人に對して、講座を設け、一定の學科を、比較的長期に亘つて愛講するの便宜を與へやうと畫策し、東京に於ては大震災ありしために中止し、大阪に於て先づ行ふこととなり、外國語學校に於て之を實施することとし、學科は商事要項、經濟通論、京阪地方の自然地理の三科とし、一回三時間十回にて終る見込とし、聽講者は其の一科を選ぶこととし、その資格は商工業其の他の實務に従事し、年齢滿二十五歳以上、中等學校の學科を卒らざる一般成人中熱心なる希望者より選定し、一科目に付約百名として發表したるに、一般公衆より大に歡迎され、聽講希望者多くして、其の採擇に苦心し、大成功、盛會裡に終了したとのことである。これ我が國にも、大人教育の必要を物語るものにして、一層斯教育の發達を望む次第である。而してこの大人教育は、廣義の補習教育故、各地に於ても、高等實業補習教育の施設として實行して欲しい。

第六章 我が國の實業補習教育の發達

一 我が國實業補習教育の沿革

我が國に於て、最初に實業補習教育と云ふ問題を提唱したのは、現樞密院副議長濱尾子が、歐米視察として歐羅巴に在りし間に獨逸の實業補習教育を調査され、明治十八年頃歸朝するや、之を帝國大學の講堂に於て發表せられたのが、抑も我が國に於ける實業補習教育鼓吹の第一聲だらふと稱されて居る。この當時の我が國情は、教育界の人々でさへ實業補習教育なるものを知らなかつた位であつたから、この達見この紹介も、未だ時期至らず、直に實行されなかつたけれども、濱尾子爵のこの功勞は、實業補習教育發達史上忘るべからざることと思ふ。

一、明治二十三年小學校令中の補習學校に關する規定 我が國教育の法令の中に補習教育に關する事柄の現はれたのは、明治二十三年の小學校令改正の際に、同法令中に現れたのが初めてである。即ち小學校令第二條第三項に、

徒弟學校及び實業補習學校モ亦小學校ノ種類トスとの規定あり、

同第八條に、實業補習學校ノ教科目ハ文部大臣之ヲ定ム

同第十三條に、實業補習學校ノ修業年限ハ文部大臣之ヲ定ム

同第四十三條に、市町村ハ實業補習學校ヲ設立シ維持スルコトヲ得

と云ふ條項のあるのは、抑々我が國教育法令の中に、實業補習教育に關する事項の現はれたる初めてである。其の翌年十一月、

補習學校ノ教科目修業年限其ノ他該學校ニ關スル事項ハ追ツテ其ノ規定ヲ定ムル迄ノ間必要ノ場合アルトキハ府縣知事ニ於テ便宜取調ヘ指揮ヲ請フヘシ
との規定が加へられた。けれども此の小學校令中にある規定に依つて、實業補習學校の設立せられたる補習學校は一つもなかつたのである。

二、明治二十六年の實業補習學校規定及び訓令 明治二十六年十一月文部省令第十六號を以て實業補習學校に關する規定を發布せられたが、それと同時に井上文部大臣は、訓令を北海道及び各府縣に出されてる。この訓令は懇切を極めたもので、如何に井上文相が實業補習教育に熱心であつたかを知ることが出來、且この規程を制定した趣旨から、この規程の精神を十分に知ることが出来るから、先づ以てこの訓令を示すこととする。

訓令の初めには、本規程制定の趣旨を示され、次に目的に付き説明され、次に實施上の注意をせられ、次に教授時數及び季節に付注意され、次に教科目に就き教材選擇上の方針を示され、次に學級の編制、學科と作業勞働との關係を示され、次に教員の補充、入學生に對する注意、學校の名稱等に關して説明され、猶終りに設置獎勵に關しての注意を懇に示されてる。これを現今より見れば、多少目的、教材の選擇、學科と作業勞働との關係に付きては、異なつてゐるやうに思はるれど、當時の尋常小學校は第四學年を以て卒業としてた時であるから、この訓令を見るには、その點を考の中に入れて欲しいのである。

明治二十六年北海道廳府縣ニ發シタル文部大臣訓令

普通人民ノ情況ヲ察スルニ兒童ノ尋常小學校ヲ終ル者退學ノ後職業ニ從事スルニ當リ又ハ遊戯ニ日ヲ移スニ當リ其ノ營ヲ學ビシ所ノ事情ヲ拋棄シ遺忘シテ其ノ用ヲ爲サザル者多シ凡ソ年少子弟未ダ恒心アラサルノ時ニ於テ其ノ父兄ハ彼等ヲシテ縱令中等教育ヲ受ケシムルコト能ハザルモ其ノ尋常教育ヲ補充温習シ彼等ガ將來ニ從事スベキ生業ヲシテ稍々價值アラシムルコトヲ冀望スルノ情ニ切ナリ此ノ父兄ノ冀望ヲ助ケテ補習教育ヲ施スハ緊要ノ事タリ而シテ補習

教育ハ中等又ハ高等教育ノ豫備門タルニ非ス專ロ中等教育ヲ模倣スルノ意義ヲ避ケテ專ラ普通人民ノ生活ノ狀態ヲ發達セシメ其ノ固有ノ位置ヲ保チ以テ稍々利益アル生業ヲ得シムルヲ目的トスヘシ此レ補習教育ニ於テ實業ノ知識技能ヲ授クル時機ヲ誤ラザルヲ要スル所以ナリ
且最近宇内各國ノ富力ハ一年ニ倍加シ進テ止マサルノ勢アリ此レ蓋科學盛ニ興リ其ノ發明ノ應用ヲ各般ノ實業ニ及シ細大ノ技術ヲ盡シ以テ百倍ノ生産ヲ收ムルニ外ナラズ我

が國ハ方ニ文明ノ進歩ヲ見ルニ拘ラズ此ノ科學的ノ知識能
力ハ未ダ普通人民ニ浸潤セス教育トハ割然トシテ殊別ノ界
域ニ立テ農工諸般ノ事業ハ其ノ大部分ニ於テ仍舊習ニ沈
スルコトヲ免レズ今ニ於テ國家將來ノ富ヲ進メントセバ國
民ノ子弟ニ向ツテ科學及技術ト實業ト一致配合スルノ教育
ヲ施スコトヲ務メサルヘカラス特ニ普通教育補習ノ時機ニ
於テ實業ニ須要ナル知識技能ヲ授クルコトヲ務メサルヘカ
ラス此ノ事ハ既ニ輿論ノ認ムル所ニシテ方ニ自然發達ノ時
機ニ遭遇シタリ

以上ノ理由ニ因リ小學校令ノ掲クル所ニ基キ省令ヲ以テ實
業補習ノ課程ヲ發布シタリ

實業補習學校トハ實業ノ知識技能ヲ授クルト同時ニ小學校
ノ教育ヲ補習スル學校ヲ謂フナリ故ニ實業補習學校ハ義務
教育ヲ終ヘタル兒童ノ爲ニ其ノ既ニ受タル教科ヲ補習繼續
シ及實業ノ知識ヲ授クルノ二個ノ目的ヲ以テ設クル者ナリ
實業教育ヲ實施スルニ於テ都鄙ノ別各地事情ノ各異ナルア
ル決シテ畫一ノ規則ニ循由セシムベカラズ又一時ニ勸誘ノ
力ヲ以テ推行スヘキニアラス事口人民自然ノ發達ヲ助ケテ
之ヲ順導スルノ方法ヲ要シ又地方ノ情況ヲ斟酌シ施行ノ緩
急ヲ量ルニ注意スルヲ要ス

教授時間及季節ハ或ハ毎週四時間ノ少キモアルヘク又二十
時間ノ多キモアルヘク或ハ雪期ヲ利用シ或ハ農隙ヲ利用シ

●ノニ非ス實業學科ヲ教授シテ平易ノ解釋ヲ下シ生徒力學
校ノ外ニ在リテ實際ニ操作スル所ノ事物ト學校ニ於テ習フ
所ノ學科ト反影照應シテ自ラ了得セシムルヲ以テ目的トス
庶幾クハ農ノ子ハ農ヲ樂ミ工ノ子ハ工ヲ業ムノ益アラン但
シ必要ニ依リ多少ノ作業ヲ授クルコトアルハ固ヨリ妨ケサ
ル所ナリ

工業補習學校ニ於テハ圖畫ヲ以テ主要ノ教科ト爲サザルコ
トヲ得ズ而シテ成ルベク多クノ時間ヲ此ノ教授ニ充ツルヲ
要ス但シ或ル工藝學校ヲ除クノ外普通ノ工業ニ於テハ專ラ
實用ニ適スルノ圖畫ヲ主トスベク專門美術ヲ教フルハ其ノ
目的ニ非ザルナリ

實業補習學校ニ於テ最モ困難ヲ感スル者ハ實業ニ關スル教
師ノ不足ナリ文部省ハ種々ノ方法ヲ用井テ以テ此ノ困難ヲ
將來ニ救済スルコトヲ怠ラザルメシト雖各學校ハ或ハ實業
専門ノ人ヲ囑託シ或ハ巡迴教師ノ講演ヲ請ヒ或ハ小學教員
ヲシテ講習ノ方法ニ依リ實業教授ヲ傳習セシムル等ノ方法
ニ依リ目下ノ困難ヲ補足スルノ道ヲ取ルベキナリ

尋常小學校ヲ卒業シタルモノ又ハ高等小學校ヲ卒業シタル
者又ハ其ノ程度ニ當ル者又ハ高等小學校ノ半ヲ卒ヘタル者
ヲ入學セシムルハ實業補習學校ノ自由タルベク但シ尋常小
學校ヲ卒業セザルモノハ其已ニ學齡ヲ越ニ他ニ就學ノ途ナ
キ者ヲ除ク外入學ヲ許サザルハ補習教育ヲ以テ義務教育ヲ

第六章 我が國の實業補習教育の發達

ヲ以テ教授季節トナスカ如キ或ハ夜間ニ教授シ或ハ午後ニ
教授シ或ハ日曜日教授スルガ如キ要ハ生徒ノ作業ノ餘暇ヲ
以テ教ヲ受クルノ時ヲ與ヘ各地方ノ事情ニ從ヒ便宜ニ法ヲ
設クルニアリ故ニ省令ハ是等ノ事ヲ一律ニ規定セルノ道ヲ
避ケタリ

教科目ハ其ノ普通科目ニ於テハ成ルヘク實業ニ近切ナル資
料ヲ各科ノ中ニ包含セシムルコトヲ務メザルベカラズ農業
補習學校ヲ以テ之ヲ例センニ讀本ハ重ニ農業ノ事物及事例
ヲ説キ算術ハ重ニ農家ノ經濟ニ關スル課題ヲ教フルノ類ノ
如シ其ノ實業科目ニ於テハ或ハ農業大意ヲ概説シ其ノ初歩
ヲ授ケ或ハ耕耘肥料土壤等ノ科目ヲ分解講説スルカ如キ成
ルヘク生徒ノ能力ニ應セシメ其ノ厭倦ヲ招クコトナキヲ務
ムヘシ故ニ省令ハ又此等ノ點ニ向テモ一律ノ規定ヲ設クル
コトヲ避ケ各地學校ノ便宜ニ任セタリ

學校編成ノ如キハ固ヨリ普通小學校ノ例ヲ推スヘキニ非ス
蓋シ生徒ノ年齡長幼不同ニシテ其ノ既ニ受ケタル教育ノ程
度モ亦其種々ナルハ此ノ學校ノ特性タルコトヲ免レザルベ
シ故ニ或ハ單級トシ或ハ級分ヲ或學科ニ就テハ上級ノ生
徒ヲシテ下級ニ於テ教授ヲ受ケシメ下級ノ生徒ヲシテ上級
ニ於テ教授ヲ受ケシムルカ如キ又此ノ學校ヲ管理スル者ノ
便宜ニ活用スルヲ得ヘキ所ナリ

實業補習學校ハ學科ト作業勞働トナ併セ教フルヲ主トスル

侵蝕スル事ヲ恐レテナリ

實業補習學校ヲ各種類ニ依リ工業補習學校商業補習學校農
業補習學校水産補習學校等ノ名稱ヲ取ルコトヲ得ベシ

凡ソ新規ニ屬スル事業ハ其ノ初ニ於テ施設ヲ限リ一轉シテ
廢止ニ屬スルガ如キ事アラハ後日再ビ之ヲ設置スルノ機會
ハ容易ニ得ベカラザルニ至ラン故ニ實業補習學校ヲ設置ス
ルニ當リ最慎重ヲ加ヘ一地方ノ中必要ヲ感ズル地ニ於テ
先ツ之ヲ設置セシメ漸次他ノ地ニ及ボスノ方法ヲ取リ多
數ノ費ヲ用井ズ簡易着實ヲ主トシ以テ十全ノ効果ヲ將來ニ
收ムベキハ特ニ地方長官ノ注意ヲ望ム所ナリ

實業補習學校規程(明治二十六年十一月)

文部省第十六號

第一條 實業補習學校ハ諸般ノ實業ニ從事シ又ハ從事セン
トスル兒童ニ小學教育ノ補習ト同時ニ簡易ナル方法ヲ以
テ其ノ職業ニ要スル知識技能ヲ授クル所トス

第二條 實業補習學校入學ノ程度ハ尋常小學校卒業以上ニ
於テ之ヲ定ムベシ但シ尋常小學校卒業ノ者ニアラザルモ
學齡ヲ過ギタルモノニ限リ實業補習學校ノ教科ノ全部又
ハ一部ノ教授ヲ受クル爲メニ特ニ學校長ノ許可ヲ得テ入
學スルコトヲ得

第三條 實業補習學校ハ尋常小學校又ハ高等小學校ニ附設
スルコトヲ得此場合ニハ小學校ノ教授ヲ妨ゲザル限リハ

校舍及備品器具ヲ使用セシムルコトヲ得

第四條 實業補習學校ノ教科目ハ修身、讀書、習字、算術及ビ實業ニ關スル科目トス。但修身ハ讀書ニ附帶シテ教授スルコトヲ得

第五條 實業補習學校ノ實業ニ關スル教科目ハ左ニ掲グル事項ヨリ選擇シ又ハ便宜分合シテ之ヲ定ムベシ

一、工業地方ニ於テハ圖書、模型、幾何、物理、化學、重學、工藝、意匠、手工ノ類

二、商業地方ニ於テハ商業書信、商業算術、商品、商業地理、簿記、商業ニ關スル習慣及法令ノ大略、商業經濟、外國語ノ類

三、農業地方ニ方テハ或ハ農業大意、或ハ耕耘、畜養、肥料、土壤、排水、灌溉、農具、種蠶、家畜、養蠶、森林、農業帳簿、丈量ノ類

前項ノ外水産、機械、刺繡、其ノ他或職業ノ爲メニ便宜其ノ教科目ヲ定ムルコトヲ得

第六條 讀書、習字、算術ノ各教科目ハ其ノ學校ニ於テ授クル所ノ程度以上ノ學力ヲ有スル生徒ニ對シ之ヲ課セザルコトヲ得

實業ニ關スル教科目ハ生徒各自ノ志望ニヨリ一科目若クハ數科目ヲ選擇專修セシムルコトヲ得

第七條 實業補習學校ニ於ケル授業ハ總テ實業ニ適切ニシ

テ應用ニ便ナラシムルコトヲ要ス

第八條 實業補習學校ノ修業年限ハ三箇年以内トス

第九條 實業補習學校ハ日曜日又ハ夜間ヨリトモ便宜教授時間ヲ設クルコトヲ得

第十條 實業補習學校ハ土地ノ狀況ニ應ジ季節ヲ限リ教授スルコトヲ得

第十一條 實業補習學校ノ教員ハ小學校教員又ハ其ノ資格アルモノ又ハ相當ノ普通教育ヲ受ケ實業ノ知識又ハ經歷ヲ有シ地方長官ノ許可ヲ得タルモノヲ以テ之ニ充ツベシ

第十二條 實業補習學校ノ教科目、修業年限、教授ノ時間季節ヲ定ムルニハ市町村立ニ係ルモノハ市參事會町村長(又ハ之ニ準ズベキモノ)ニ於テ私立ニ係ルモノハ設立者ニ於テ地方長官ノ許可ヲ受クベシ

第十三條 市町村立實業補習學校ニ於テハ實業又ハ教育ニ經歷アルモノノ學校ノ設立維持ニ功勞アルモノヲ以テ商議員トシ其ノ學校ニ關スル事件ヲ商議セシムルコトヲ得

第十四條 市町村立實業補習學校ニ於テ授業料ヲ徵收スルト否トハ市町村ノ便宜タルベシ

所が、この規定に依つて、翌年全國に於て十九校の實業補習學校の設置を見、一千百十七名の生徒を收容した。この年六月實業教育國庫補助法を制定せられ、實業補習學校にも補助の途を開かれ、斯教育の發達を企圖せられた。明治三十二年二月に實業學校令は公布せられ(拙著實業補習教育制度の研究參照)實業補習學校もこの法令の下に統轄せられて實業學校の一となり、小學校令中にあつた規程は小學校令中より除かるることゝなつた。こゝに至りて、我が國實業教育の統一體型が整ふた次第である。

實業補習學校は、この後年を追ひ次第に各府縣に設立さるゝやうになつた。今試に規程發布後十年、即ち明治三十五年の狀況を調べて見ると、學校數は六百三十、生徒數は三千百十名の多きに上つてゐる。併し全國の市町村一萬二千餘、小學校の數二萬餘といふ數に較べて見ると、其の發達の遅々たるに驚かざるを得ないのである。又其の補習學校の情況を見ると、多くは高等小學校に實業料を加へたるが如き施設のものも多く、當時文部省が期待したやうな實業補習學校の經營は少なかつたのである。また文部省に於ても、現文部大臣當時の岡田實業學務局長は、内外の實業教育を調査せられ、特に實業補習教育規程の改正を認められ、明治三十五年一月文部省令第一號を以て、その改正規定を公布せられたのである。

三明治三十五年の實業補習學校規定及び訓令

明治二十六年文部省令第十六號實業補習學校規程ヲ改正スルコト左ノ如シ

實業補習學校規程

- 第一條 實業補習學校ニ於ケル教科目ノ修業期間及教授時數ハ土地ノ情況ニ依リ適宜之ヲ定ムヘシ
- 第二條 實業補習學校ニ於テハ土地ノ情況及職業ノ種類繁閑等ニ依リ生徒ノ修業ニ最モ便宜ナル時間及季節ヲ擇ヒ教授スヘシ
- 第三條 實業補習學校ノ教科目ハ修身、國語、算術及實業ニ關スル科目トス但シ修身ハ國語ニ附帶シテ教授スルコトヲ得
- 前項ノ教科目中國語、算術ハ之ヲ關キ又土地ノ情況ニ依リ他ノ教科目ヲ加フルコトヲ得
- 修身、國語、算術及前項ニ依リ加フル教科目ハ之ヲ隨意科目ト爲スコトヲ得
- 國語ハ讀書、作文、習字ニ算術ハ筆算球算ニ分チ生徒各自ノ志望ニ依リ其ノ一事項又ハ數事項ヲ教授スル事ヲ得
- 實業ニ關スル科目ニ就キテモ便宜數事項ニ分チ生徒各自ノ志望ニ依リ其ノ一事項又ハ數事項ヲ教授スルコトヲ得
- 第四條 實業ニ關スル科目ハ左ニ掲グル事項ヨリ選擇シ又

- ハ便宜分合シテ之ヲ定ムヘシ
- 一、工業ニ關シテハ物理、化學、圖畫、模型、幾何、製圖、圖案、力學、材料、工具、製作ノ類
- 二、農業ニ關シテハ物理、化學、博物、土壤、肥料、作物、耕耘、農具、病蟲害、園藝、養蠶、家畜、造林、丈量ノ類
- 三、水産ニ關シテハ物理、化學、博物、地文、漁撈、製造、養殖、漁船運用ノ類
- 四、商業ニ關シテハ商業算術、商業書信、商事要項、商品、商業地理、簿記、商業ニ關スル法令、外國語ノ類
- 前項ノ外或ル職業ノ爲ニ便宜其ノ科目ヲ定ムルコトヲ得
- 第五條 實業補習學校ニ入學スル者ノ資格ハ年齢十年以上學力尋常小學校卒業以上ニ於テ之ヲ定ムヘシ但シ尋常小學校ヲ卒業セザルモ就學ノ義務ナキ者ニ限リ特ニ入學セシムルコトヲ得(明治四十年九月文部省令第二十七號ヲ以テ年齢十二年以上ト改正)
- 第六條 實業補習學校ノ學則中ニ規定スヘキ事項左ノ如シ
- 一 學校ノ目的
- 二 修業期間ニ關スル事項
- 三 教授ノ季節ニ關スル事項

四 休業日ニ關スル事項

- 五 教科目及其ノ程度ニ關スル事項
- 六 教科目ノ教授時間及時數ニ關スル事項
- 七 入學退學ニ關スル事項
- 八 授業料ニ關スル事項
- 第八條 實業補習學校ニ於テハ教科目、教授時數及學級ニ應ジ相當ノ教員ヲ置クヘシ
- 第九條 實業補習學校ノ教科目、修業期間、教授時數及季節ハ道廳府縣立ニアラザル公立學校ニアリテハ管理者私

- 立校ニアリテハ設立者ニ於テ地方長官ノ認可ヲ受ケ之ヲ定ムヘシ
- 但シ國庫ノ補助ヲ受クル學校ニ關シテハ此ノ限ニ在ラス
- 第十條 實業補習學校ノ名稱ニハ補習學校ノ名稱ヲ附スヘシ
- 附 則
- 第十一條 本令ハ明治三十五年四月一日ヨリ施行ス
- 第十二條 明治二十七年文部省令第二十六號中「實業補習學校」ヲ削ル

この規程を二十六年の規程と比べて見ると、目的に關する規程は除かれ、修業年限は適宜に定むることとし、教科書も極めて自由に制定することが出来るやうにし、設置に關すること及び教員の資格に關することは外の規程にゆづり、商議員に關すること及び授業料に關することは除かれ、小學校の外實業學校又は其の他の學校に附設することを得る條項は、實業學校令中に規定され、且つ學則中に規定すべき事項の一條を加へられた。要するに前の規程よりは、手軽く學校を設置し、自由に經營することが出来るやうになつたのである。猶この規程を改正すると同時に、特に文部省訓令第一號で、實業補習學校の趣旨及び施設順序方法を示されたが、當時のこの規程を改正したる精神を知ることが出来るから、左にこれを示さう。

○實業補習學校ノ趣旨及施設順序方法(文部省訓令第一號)

實業教育費國庫補助法及實業學校令ノ施行セラレシヨリ以來各種實業學校漸ク起リ就中實業補習學校ノ設置セラ
ルルモ多キチ加フルノ狀アルハ實ニ喜フヘキノ現象トス
然レトモ實業補習學校ノ性質未ダ十分ニ理解セラレサルカ
爲之方施設ノ方法等ニ關シ或ハ適切ヲ缺クモノナシトセ
今日實業補習學校ト稱スルモノニシテ往々高等小學校ノ教
科ニ幾分ノ變更ヲ施シタルニ過キザルガ如キモノアルハ願
ル道徳トスル所ナリ今同文部省令第一號ヲ以テ實業補習學
校規程ヲ發布シ舊規定ヲ改正シタルハ其ノ本質ヲ明ニシ以
テ時勢ノ進歩ト土地ノ狀況トニ應ジ適當ノ施設ヲ爲サシム
ルコトヲ期シタルニ外ナラズ

實業補習學校ハ各種ノ實業ニ從事シ又ハ從事セントスル者
ニ簡易ナル方法ニ依リ其ノ職業ニ要スル知識技能ヲ授クル
ト同時ニ普通教育ノ補習ヲ爲サシテ以テ目的トス即チ實業ノ
教科ヲ主トシ併セテ普通教育ノ補習ヲ爲シ兩者共ニ其ノ
目的ヲ達スルヲ以テ實業補習學校ノ本旨トナスヘキコト專
ラ普通教育又ハ實業教育ヲ施ス爲ニ設ケラルルモノト覺カ
ニ其ノ趣旨ヲ異ニスル所ナリ

教授時間及季節ノ選定ハ實業補習學校ニ於テ深ク意ヲ用フ
ヘキ所ニシテ或ハ夜間或ハ日曜日或ハ職業上ノ休業日或ハ

冬期農閑等土地ノ情況、生徒職業ノ種類、農閑等ニ依リ其
ノ修學ニ最モ便宜ナル時期ヲ擇ビ簡易切實ニ教授セシム
コトヲ要ス

實業補習學校ニ於テハ其ノ性質上多數ノ時間ヲ一定シテ教
授ヲ爲サムコト同ヨリ望ムヘキモノニアラス然ルニ徒ニ教
授時數ノ多キヲ貪ルハ今日ノ通弊ニシテ彼ノ從來小學校ニ
附設スルモノム如キハ概ネ同時ニ教授スルヲ以テ設備及教
授共ニ不完全ニ陥リ兩者孰レモ其ノ本旨ヲ達スルヲ得ザル
ハ宜シク戒ムベキ事ナリトス特ニ今回附設ノ範圍ヲ擴張シ
テ實ニ小學校ノミナラズ實業學校及中學校等ニモ及ホシタ
ルヲ以テ此等ノ學校ニ附設スル場合ニアリテハ當該學校教
授時間ノ前後又ハ休業日等ニ於テ其ノ教授ヲ爲スコトトセ
バ互ニ相妨クル所ナキノミナラズ教員設備ノ如キモ相兼
ルノ便宜ヲ得テ各々其ノ效果ヲ完ニスルコトヲ得ベシ

此ノ如ク實業補習學校ニ於ケル教授ノ時間及季節ハ多種多
様ニ且長短不同ニ選定シ得ルヲ常トスルガ故ニ必シモ修業
年限ヲ定ムルノ必要ナク學科各教科目ニ就キ之カ修業期間
ヲ定ムルノ適當ナルベキヲ認メ今回之ニ關スル規定ヲ改メ
タリ而シテ修業期間ハ土地ノ情況ト教科目ノ種類トニ依リ
或ハ之ヲ數週數月ノ短期トシ或ハ之ヲ數年ニ亘ルノ長期ト

スルコト固ヨリ其ノ任意タリ又同一學校ニ於テ修業期間ノ
相異ナル教科目ヲ置キ生徒ノ志望ニ應ジテ之ヲ選擇セシメ
或ハ某期間ニ於テ某科目ノ全部ヲ修了スルコトヲ得シムル
ガ如キ最モ實業補習學校ノ妙用ノ存スル所ナルヲ見ルベシ
普通ノ教科目中讀書、習字、算術ハ從來之ヲ必須科目ト爲
シタリト雖モ補習教育ハモト應用ヲ主トスベキモノナレバ
必シモ是等ヲ獨立ノ教科目トシテ設ケルヲ須ヘズ實業ニ關
スル科目ニ依リテモ亦能ク普通教科目補習ノ目的ヲ達スル
コトヲ得ベキカ故ニ今回國語及算術ハ之ヲ缺クコトヲ得シ
メタリ故ニ普通ノ教科目ハ總テ之ヲ設ケルモ悉ク之ヲ缺ク
モ又ハ單ニ其ノ一科目ヲ設ケルモ皆地方ノ便宜タルベシト

雖モ年少ノ生徒ニシテ普通教育ノ素養十分ナラザルモノニ
ハ成ルヘク之ヲ課シ以テ補習ノ目的ヲ完ウセシムルヲ可ト
ス又土地ノ情況ニ依リテハ日本歴史、理科、唱歌等ノ如キ
教科目ヲ加ヘテ補習ヲ爲サシムルノ必要ナシトモズ故ニ改
正ノ規定ニ於テハ此等ノ教科目ヲ斟酌シ適宜之ヲ加フル
ノ自由ヲ與ヘタリ然レドモ之カ爲ニ限リアル教授時間ニ於
テ徒ニ教科目ヲ繁多ナラシムルハ宜シク避クベキコトナリ
トス而シテ以上ノ諸教科目ハ之ヲ設ケタル場合ニ於テモ亦
皆之ヲ隨意科目ト爲スコトヲ得シメタルハ生徒各自ノ志望
ト學力トニ應ジ適切ノ教育ヲ受ケシムルノ要アルニ依リ
德育ハ教育ノ基礎ニシテ實業ニ從事スル子弟ニ對シテ

第六章 我が國の實業補習教育の發達

ハ専ラ私利ニ馳スルノ弊ヲ避ケ信用ヲ重シ公益ヲ尙ブノ
氣風ヲ養成スルノ要最モ切ナリ宜シク生徒各自ノ性情ニ應
ジ總テノ教科目ニ通ジテ徳性ヲ涵養シ實踐修行ヲ勸奨セム
コトヲ期セシムベシ特ニ修身ヲ隨意科目ト爲シタル場合ニ
於テハ最モ茲ニ留意シテ教授指導ノ途ヲ誤ラシムコトヲ
要ス

實業ニ關スル科目ハ土地ノ情況ニ應シ選擇最モ其ノ宜シキ
ヲ得ザラベカラズ省令ニ掲ケル所ノモノハ僅ニ其ノ數箇ヲ
例示シタルニ過キズ故ニ圖書、圖案ノ如キ物理、化學ノ如
キ之ヲ合シテ各々一科目ト爲シ又博物ヲ動物、植物、礦物
ニ養蠶ヲ養蠶法、蠶病、採種等ニ商事要項ヲ銀行、保險、
倉庫等ニ分科スルカ如ク便宜分合取捨スルコトヲ得ベキハ
勿論ナリトス此他特種ノ職業ノ爲ニハ又其ノ教科目ヲ定ム
ルコトヲ得シメタルガ故ニ必要ニ應ジテ機械、刺繡、染色
製漆、漆繪、指物、木型、鍛冶、鑄金、陶器、製版、印刷
製本、醸造、製紙、鞣革、製糖、蹄鐵、養蠶、養蜂、庭園
製絲、酪農、蠶詰、蠶節、海苔、養蠶等ノ事實ニ就キ選定
スル等土地ノ情況ニ應ジ其職業ニ適切ナラシムコトヲ要
ス而シテ學校ニ於テハ其教授スル所ノ實業ノ教科目ニ依リ
テ生徒ヲシテ家庭、工場若ハ商店ニ於テ學習シ能ハザル智
識技能ヲ修得セシメ以テ生徒ニ資セシムコトヲ期スベシ
入學ノ資格ニ關シテハ年齡十一年以上學力尋常小學校卒業以

上ニ於テ之ヲ定ムルコトヲ得シメタルカ故ニ地方ノ情況ト
學校ノ種類トニ應ジ適宜之ヲ定メ必ズシモ一律ニ拘泥セシ
メザラムコトヲ要ス
實業補習學校ハ能ク少額ノ經費ヲ以テ容易ニ設置シ得ベキ
カ故ニ主トシテ市町村ノ如キ團體ニ於テ施設スルヲ適當ト
爲スト雖モ道廳府縣立實業學校ニ附設スル場合ニアリテハ
道府縣ニ於テ之ヲ設置スルコトヲ得ヘキハ實業學校令第三
條ニ規定セラルル所ナリ然ルニ是等附設學校ノ設置セラル
、モノ殆ント之ナキノ現狀ニ就テハ遺憾ナキ能ハズ自今各
地方ニ於テ事情ノ許ス限リ其ノ道府縣立實業學校ニ實業
補習學校ヲ附設シ以テ其ノ地方ニ於ケル模範學校トナシ他
ノ學校ヲシテ此ニ期ラシムルアラバ庶幾ハ實業補習教育ノ
標的ヲ誤ラザルコトヲ得ン
實業學校ニシテ國庫ノ補助ヲ申請スルモノ比年遞加スルニ

此の訓令に依つて、實業補習教育の趣旨も餘程地方に徹底することが出来、且つ此の規定は地
方に實行し易かつたと見え、翌三十六年に於ては、其の學校の設立が急に二倍強の増加をなして
千三百四十九校、六萬八百二十八名の生徒を得るやうになつたのである。日露戦争後は一層國民
の自覺を促進し、國民は教育の必要を一般に認むるやうになり、識者は武力の戦争も、尙國富充
實せざれば、十分に武力を發揮する能はざる所以を考へ、又戦争により多額の外債を有するやう

拘ラズ補助ノ金額ハ自ラ限リアルヲ以テ治リ其ノ申請ヲ納
ルルコトヲ得ズ地方長官ハ宜シク地方經濟ノ情況ヲ計リ實
業補習學校ノ如キ必シモ多額ノ費用ヲ要セザルモノニ對シ
テハ地方費ヲ適宜補助スルノ方法ヲ講ジ以テ國庫補助ノ及
マサル所ヲ補ヒ且從來補助ヲ受クル所ノ學校ニ對シテハ漸
次國庫ノ補助ニ依賴セズ獨立維持ノ途ヲ立テシメムコトヲ
努ムベシ
今ヤ實業補習學校規定ヲ改正シタルニ依リ地方長官ハ克ク
上述ノ主旨ヲ體シ彼ノ名ハ實業補習學校ト稱スト雖モ其ノ
實小學校ノ變形ニ過キザルカ如キモノニ對シテハ努メテ之
ヲ實業補習學校ノ本旨ニ適セシメ以テ名實相副ハシムルノ
途ヲ講ジ又將來設置セラル、所ノ學校ニ對シテハ能ク之カ
本旨ヲ誤ルコトナク地方ノ情況ニ適應スルノ施設ヲ爲シ以
テ十分ノ効果ヲ收ムシムベシ

になりしため、之が返還の容易ならざるべきを思ひ、加ふるに歐米經濟界の競争に加はつた爲
に、實業教育興隆の必要なることを認め、爲に實業補習學校も一大躍進を見るやうになつたので
ある。即ち、明治四十年に就て見ると、全國に於て四千九百十九校、生徒數十九萬二千四百八十
八、三十六年に比し、僅か四年間に三倍強の多き上つたのである。當時二宮先生の五十年祭を
機として、報徳主義の宣傳あり、内務省に於ては、地方改良の獎勵をなし、地方に於ても亦地方
改良の講演會等を頻りに催し、青年團處女會等の設立、戶主會婦人會等の、各種の團體の發達を
見、且つ明治四十一年戊申詔書の御煥發あるや、全國の教育者は、舉りて御詔書の御聖旨を、國
民に徹底せんがために、教育大運動を起した爲に、地方に於ては更に國民の自覺を喚起し、一層
實業補習教育の必要、青年の修養の必要を知るに至り、當局は亦、益々地方自治の改良地方産業
の改良に力を注がれ、各種の講演會は催ふされ、各種の團體の活動も盛んとなり、國運は一大進
轉を遂げたのである。試に大正元年の實業補習學校の數をあげて見ると、七千三百八十六校、生
徒數三十四萬六千七百六十七名に上り、大正二年には文部省に於て實業補習教育調査會を設けて
根本的に之を調査し委員の報告あり、之を印刷して府縣に配布して斯教育の改良を獎勵し、其の
他英佛獨米の實業教育、就中獨逸の實業補習教育に關する著書を抄譯して、廣く配布し、又吏員

を地方に遣はして、其の實際を調査せしめ、或は商工補習教育の講演會を開き、或は全國の補習學校長會を催ふし、實業學校長會又は教育の大會等に、補習教育に關する諮問をなすなど、斯教育の發達を促したるにより、地方廳に於ても、大正二年の委員會の報告に基き、其の府縣實業補習教育施設標準を定め、訓令を以て之を督勵したるところ多くなりたるより、都市農村を通じて、斯教育の必要を認め、農村では青年團處女會の規約、村教育會の會則などによりて、その村在住の青年は、實業補習學校入學の義務を有し、而も丁年徴兵検査まで、其の修業期限としての地方が尠くないやうに、時勢が進んだがために、實業補習學校は大に普及され、既に大正六年には一萬の學校數に達するやうになり、大正九年に至つては、學校數一萬四千七百七十五校、生徒數百七萬七千九百三十五の多數を見るやうになつたのである。この數字より云へば、我が國の補習教育も亦盛なりと云つて宜いのである。併しながら、仔細に補習學校を觀察すれば、其の内容の極めて貧弱なものがあり、又修業年限の如きに至つても、短きは數十日に過ぎないものがあり、長きは十數年に互るものがあり、學科の如きも種々雜多で、單に補習に過ぎないものもある。其の教育の効果の疑はるゝものもあり、甚しきは單に門札丈の學校もある。

茲に於て教育上よりも其の改善を要求し、又時勢が我が國補習教育の改善を要求する様になつた

のである。

四、大正九年の實業補習學校の規定及び改正の要旨 明治三十五年の實業補習學校の規定

は、大正九年の十二月全く面目を新にして改正を加へられた。かく改正された所以の趣旨に就ては、大正十年の夏期、文部省主催實業補習教育講習會に於て述べられたる、當時の山崎實業學務局長の講話が、最も其の要を得て居るものと信せられるから、左に之を摘録することとする。

御承知の通り補習教育に關する從來の制度と申しますのは、明治三十五年の制定にかゝつて居つたのであります。其の内容は、私が此處で改めて申上げるまでもなく、極めて簡單なものであつたのであります。謂はゞ修業年限とか、或は學科目とか云ふやうなものに就ては規定が有るが如く、無きが如き状態であつたのであります。是は何故さう云ふ簡單な規程を設けて居つたかと考へますに、恐らく補習教育を十分普及させると云ふ爲には、成べく其の規程を簡單にして置かなければならぬと云ふ精神から、殊に補習教育は、各地の狀況に依つて、色々違はなければならぬのでありますから、餘り文部省の規則で統一するやうなことは、宜しくないと云ふやうな考からして、此の三十五年の補習學校規程と云ふものは、御承知の通りの簡單なものとしたのであらうと思ふのであります。是は創まりの時代と

しては、最も適當な方法であつたらうと思ふのでありまして、決して其の當時の法令の立前が悪いとは考へないのであります。然しながら、皆さんの御努力に依りまして、補習教育は段々と發達をして参りますし、唯今次官から御話を申上げましたやうに、最近に於ては先づ長足の進歩と云ふべき状態を呈して居るのであります。而して、此の補習教育の使命と云ふものが、今後どうなるものであるかと云ふことを一方に於て考へて見ますと、是は何としても、國民の全體に對して、言換へて見れば、國家の大局から觀まして、今日の現狀を以て満足することが出來ないのであります。今後は餘程補習教育の發達に、努力をしなければならぬと云ふ時機に際會致して居るのであります。左様な點から考へて見ますと、成程各方の事情に任せ、極めて規程を簡單にして置くことは便宜ではありますけれども、國家としては、其の状態に放任すると云ふことは如何なるものであらうか、此の補習教育と云ふものを全體の教育系統の上に於て、又全體の教育機關の中に於いて、餘程有力なる地位を、今後與へなければならぬと云ふ點から考へますと、どうしても、此の制度を從來の儘に置くことは宜しくないと云ふのが、私等の最初考へた點であつたのであります。即ち、補習學校と云ふものにも少し強い權威を有たせ、又國家が補習教育に對する希望の存する所を、明瞭にす

ると云ふことが、補習教育振興の抑々根本策ではないかと云ふやうな考から致しまして、一昨年來調査に着手を致した次第であります。

そこで、先づ補習教育の制度を立てる上に於て、吾々が執つて参りました経過はどうであるかと云へば、補習教育と云つた所で、農村と都市とに依つて餘程事情の違ひもあるのですから、之を唯補習教育として、調査委員を設けるのは、却て適當なる結論に達せぬではないかと云ふやうな考から致しまして、先づ工業教育の方面から着手を致したのであります。即ち、工業に關係ある諸大家及び實際家を調査委員に囑託致しまして、工業教育調査會と云ふものを設けて、さうして工業教育の全體に互つての調査をやる、其の一部として補習教育の事を審査致したのであります。而して、工業補習教育に就て一定の成案を得ましてから、次には、農業教育全般に就ての調査に着手をし、それが濟んだ所で、商業教育全般に就ての調査を致して、それ／＼農商工の三委員會に於て、各其の補習教育に就て一定の案を得たのであります。

そこで其の際に、吾々が問題として考へましたのは、補習學校と云ふものを、農業補習學校或は工業補習學校、或は商業補習學校と云ふやうな工合に、制度上も別々の制度にするか、

或は制度としては、一括したる實業補習學校と云ふ制度に致すかと云ふ點であります。此の點に就て、實業學務局に於て、種々研究を致したのでありますが、幸にして此の農工商三委員會の審査も、農工商補習學校の各の或點に於ての特徴を認めれば、大體に於て右三者の統一が出来るといふ觀測を致したものでありますから、今回の制度に於ては、矢張其の形に於ては、實業補習學校制度として、統括したる制度に致した次第であります。而して内容に於て、農工商、言換へれば農村と都市とに依つて色々の變化があり得るやうな仕組に致した次第であるのであります。マア是が大體今回の制度を、制定致しましたる沿革及び精神の存する所を申述べた次第であります。

これによりて、規程を改正された趣旨はよく了解されたことと思ふ。猶實業學務局から、實業學校令及び諸實業學校規程の改正をされた要旨を公にされてるが、委しくは拙著實業補習教育制度の研究にゆづり、その梗概を示すこととする。

(一) 實業學校令ノ改正

實業學校令中改正ノ要項
 (一) 實業學校ノ教育ニ於テ特ニ徳性ノ涵養ニ力ムヘキコト

トナ明示シタコト

(二) 實業學校ノ種類中水産學校ヲ獨立シテ其ノ一種トシ工業學校、農業學校、商業學校、商船學校、水産學校ノ外新ニ「其ノ他實業教育ヲ爲ス學校」ヲ加ヘ一

- 蠶業學校、山林學校ヲ農業學校ニ包括シ徒弟學校ハ之ヲ工業學校ニ融合シタコト
- (三) 市町村等ニ於ケル實業補習學校ノ設置ニ關スル法令上ノ制限ヲ撤シ又農會、同業組合等ニ學校設置ノ權能ヲ認メ尙獨立ノ府縣立實業補習學校ヲ認メタコト
- (四) 公立實業補習學校職員ノ名稱ヲ改メ其ノ待遇ヲ向上シタコト

實業學校令(現行)

- 第一條 實業學校ハ實業ニ従事スル者ニ須要ナル知識技能ヲ授クルヲ以テ目的トシ兼テ徳性ノ涵養ニ力ムヘキモノトス
- 第二條 實業學校ノ種類ハ工業學校、農業學校、商業學校、商船學校、水産學校其ノ他實業教育ヲナス學校及實業補習學校トス
- 第三條 實業學校ハ實業學校ト看做ス
- 第四條 第二條ノ二實業學校ニシテ高等ノ教育ヲ爲スモノヲ實業專門學校トス
- 第五條 實業專門學校ニ關シテハ專門學校令ノ定ムル所ニ依ル
- 第六條 北海道及府縣ニ於テハ實業學校ヲ設置スルコトヲ得
- 第七條 文部大臣ハ土地ノ情況ニ應ジ必要ナル實業學校ノ設置ヲ

第六章 我が國の實業補習教育の發達

- 北海道又ハ府縣ニ命スルコトヲ得
- 第四條 郡市町村、北海道沖繩ノ區、北海道ノ一級町村二級町村、市町村學校組合及町村學校組合ハ實業學校ヲ設置スルコトヲ得但シ實業補習學校以外ノ實業學校ニ付テハ土地ノ情況ニ依リ須要ニシテ其ノ區域内小學教育ノ施設上妨ナキ場合ニ限ル
- 市町村、市町村學校組合及町村學校組合ハ前條ノ規定ニ依リ實業學校ヲ設置スル場合ニ於テ費用ノ負擔ノ爲學區ヲ設グルコトヲ得
- 第五條 商業會議所農會其他之ニ準スヘキ公共團體ハ實業學校ヲ設置スルコトヲ得
- 第六條 前條ノ規定ニ依リ設置シタル實業學校ハ私立トス
- 第七條 私人ハ本令ノ規定ニ依リ實業學校ヲ設置スルコトヲ得
- 第八條 公立又ハ私立ノ實業學校ノ設置廢止ハ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ但シ實業補習學校ニ在リテハ道府縣立ニ係ルモノヲ除クノ外地方長官ノ認可ヲ受クヘシ
- 第九條 公立又ハ私立ノ實業學校ノ設置廢止ニ關スル規則ハ文部大臣之ヲ定ム
- 第十條 實業學校ノ修業年限、學科、學科目及其ノ程度ニ關スル規則ハ文部大臣之ヲ定ム
- 第十一條 實業學校ノ教科書ハ公立學校ニ在リテハ學校長ニ

於テ私立學校ニ在リテハ設立者ニ於テ地方長官ノ認可ヲ經テ之ヲ定ム

第十條 公立又ハ私立ノ實業學校教員ノ資格ニ關スル規則ハ文部大臣之ヲ定ム

第十一條 削除

第十二條 削除

第十三條 公立又ハ私立ノ實業學校ノ編制及設備ニ關スル規則ハ文部大臣之ヲ定ム

第十四條 實業學校ニ於テハ授業料ヲ徵收スルコトヲ得

第十五條 本令施行ノ爲メニ必要ナル規則ハ文部大臣之ヲ定ム

附則

第十六條 本令ハ明治三十二年四月一日ヨリ施行ス

第十七條 削除

第十八條 他ノ法令中ニ技藝學校トアルハ本令施行ノ日ヨリ當然實業學校ト見做ス

第十九條 明治二十三年勅令第二百五十五號小學校令中徒弟學校及實業補習學校ニ關スル規定ハ本令施行ノ日ヨリ其ノ效力ヲ失フ

(一) 實業補習學校規程ノ改正

實業補習學校改正ノ要項

(一) 從來ノ簡略ナ規定ヲ改メ其ノ内容ヲ整備シ施設上準據スベキ所ヲ示シタ事

(二) 實業補習教育ノ本旨ヲ明カニシタコト

(三) 課程ヲ分テテ前期後期トシ其ノ修業年限及教授時數ニ付標準ヲ定メタコト

(四) 前期後期トモ相當普通學科目ヲ必修科目トシ殊ニ前期ニ於テ之ニ重キヲ置イタコト

(五) 職業ニ關スル學科目ニ付テハ前期ニ於テハ主トシテ職業ニ關スル基礎的知識技能ヲ授ケ後期ニ於テハ特ニ職業ノ種類ニ應ジ適切ナル事項ヲ擇ビテ授ケシメルコトトシタコト

(六) 法制上ノ知識其ノ他國民公民トシテ心得ベキ事項ヲ授ケ又經濟觀念ノ養成ニ力ムベキコトヲ明カニシ其ノ他教養上特ニ留意スベキ事項ヲ示シタコト

(七) 女子ニ關スル規程ヲ設ケタコト

(八) 學科目ノ分合並隨意科目選擇科目ニ關スル規定ヲ設ケ生徒ノ學力職業ノ種類等ニ應ジ教授事項ノ選定其ノ宜シキヲ得シメタコト

(九) 高等ノ實業補習學校ノ設置ヲ認メ又卒業後ノ學習ニ關スル規定ヲ設ケタコト

(十) 實業補習學校ハ之ヲ學校試驗場講習所等ニ併設スルヲ得シメタコト

(十一) 教授上ノ設備ニ關スル規定ヲ設ケタコト

(十二) 短期間特種ノ事項ヲ授ケル爲隨時講習ヲ爲スヲ得ル規定ヲ設ケタコト

(十三) 學校ノ名稱ニ關シ規定上ニ制限ヲ設ケヌコト、シタコト

現行實業補習學校規程

文部省令第三十二號(大正九年十二月十七日官報)

第一條 實業補習學校ハ小學校ノ教科ヲ卒ヘ職業ニ從事スル者ニ對シ職業ニ關スル知識技能ヲ授ケルト共ニ國民生活ニ須要ナル教育ヲ爲スヲ以テ本旨トス

第二條 實業補習學校ノ課程ヲ前期、後期ニ分テ其ノ修業年限ハ前期二年、後期ハ工業又ハ商業ニ關スル學校ニ在リテハ二年農業又ハ水産ニ關スル學校ニ在リテハ二年乃至三年ヲ標準トス

第三條 實業補習學校ニ入學スルコトヲ得ル者ハ前期ニ在リテハ尋常小學校卒業者又ハ之ニ準スベキ者トシ後期ニ在リテハ前期ノ課程ヲ卒ヘタル者、高等小學卒業者又ハ之ニ準スベキモノトス

第四條 實業補習學校ノ教授時數ハ一年ニ付工業又ハ商業ニ關スル學校ニ在リテハ前期二百八十時乃至四百二十時後期二百時乃至四百二十時、農業又ハ水産ニ關スル學

第六章 我が國の實業補習教育の發達

校ニ在リテハ前期二百時乃至三百二十時、後期百六十時乃至三百二十時ヲ標準トス

第五條 實業補習學校ノ學科目ハ前期ニ在リテハ修身、國語、數學、理科及職業ニ關スル學科目トシ後期ニ在リテハ修身、國語、數學及職業ニ關スル學科目トス但シ前期ノ理科、後期ノ國語又ハ數學ハ之ヲ缺クコトヲ得

女子ニ課スベキ學科目ハ前期ニ在リテハ修身、國語、數學、家事、裁縫及職業ニ關スル學科目トシ後期ニ在リテハ修身、國語、家事、裁縫及職業ニ關スル學科目トス但シ前期ノ家事又ハ裁縫、後期ノ國語、家事、裁縫中ニ學科目以内ハ之ヲ缺クコトヲ得

前二項ノ學科目ノ外必要ニ應ジ歴史、地理、體操、法制、經濟、簿記、外國語其ノ他ノ學科目ヨリ適宜選擇シテ之ヲ加設スルコトヲ得

第六條 一學科目又ハ其ノ一部ヲ他ノ學科目又ハ其ノ一部ニ併セテ一學科目ト爲スコトヲ得

第七條 加設學科目及後期ノ職業ニ關スル學科目中或事項ハ生徒ノ志望ニ依リ之ヲ缺キ又ハ選擇履修セシムルコトヲ得

一學科目又ハ數學科目ニ付或學年ノ課程ヲ修了シタル者ト同等以上ノ學力アリト認メタルモノニ對シテハ當該學年ニ於テ之ヲ課セサルコトヲ得

第八條 實業補習學校ニ於テハ適當ナル學科目ニ於テ法制ノ如上議其ノ地國民公民トシテ心得ヘキ事項ヲ授ケ又經濟觀念ノ養成ニカムルヲ要ス

職業ニ關スル學科目ニ於テハ前期ニ在リテハ工業、農業、商業又ハ水産等ニ關シ主トシテ基礎的知識技能ヲ授ケ後期ニ在リテハ職業ノ種類ニ應ジ適切ナル事項ヲ授ケルヲ要ス

第九條 實業補習學校ニ於テハ當ニ生徒ノ體育及衛生ニ留意スルヲ要ス

第十條 實業補習學校ニ於テハ後期ノ課程ヲ卒ヘ更ニ學習セントスル者ノ爲別ニ適宜ノ課程ヲ設ケ一定ノ期間之ヲ在學セシムルコトヲ得

第十一條 實業補習學校ニハ土地ノ情況ニ依リ前期又ハ後期ノ課程ノミヲ置クコトヲ得

第十二條 工業、農業、商業、水産以外ノ實業ニ關スル實業補習學校ノ修業年限、教授時數、學科目等ハ前數條ノ規定ニ準シ之ヲ定ムヘシ

第十三條 前各條ニ規定スルモノノ外後期ノ課程ヲ卒ヘタル者又ハ相當ノ年齢ニ達シ相當ノ學力若ハ技能ヲ有スル者ニ對シ主トシテ實業ニ關スル專門ノ事項ヲ授ケル爲高等ノ實業補習學校ヲ設ケルコトヲ得

高等ノ實業補習學校ノ修業期間、教授時數、學科目等ハ

學ノ種類、土地ノ情況等リ依リ適宜之ヲ定ムヘシ
高等ノ實業補習學校ノ課程ハ他ノ實業補習學校ノ課程トシテ之ヲ置クコトヲ得

第十四條 實業補習學校ニ於テハ短期間特殊ノ事項ヲ授ケル爲臨時講習ヲ爲スコトヲ得

第十五條 實業補習學校ハ學校、試驗場、講習所等ニ併設スルコトヲ得

第十六條 實業補習學校ニハ分教場ヲ設ケルコトヲ得

第十七條 實業補習學校ニハ學科目教授時數及學級數ニ應ジ相當員數ノ教員ヲ置クメシ

第十八條 實業補習學校ニハ必要ナル講室、圖書、器具、機械、標本等ヲ備フメシ

第十九條 實業補習學校ノ學則中ニ規定スヘキ事項凡左ノ如シ

- 一 學校ノ目的
- 二 修業年限ニ關スル事項
- 三 學科目及其ノ程度ニ關スル事項
- 四 教授時數ニ關スル事項
- 五 教科ノ時刻及季節ニ關スル事項
- 六 休業日ニ關スル事項
- 七 入學退學等ニ關スル事項
- 八 實業科等ニ關スル事項

第二十條 道府縣立ニアラサル實業補習學校ノ修業年限、學科、學科目及其ノ程度並教授時數ニ關スル事項ハ地方長官ノ認可ヲ受ケメシ

五、實業補習教育制度の沿革

一、明治二十三年十月、小學校令第二條の外數條に互りて、實業補習學校に關する規定を、制定せらる。

一、明治二十四年十一月、小學校令中實業補習學校教科目修業年限等の規定を、府縣知事に於て便宜調査の上、文部大臣の指揮を請ふべしと制定せらる。

一、明治二十六年十一月、實業補習學校の規定を制定せらる。

一、明治二十七年二月、實業補習學校教科用書に關する規定を定む。(普通科は檢定を経たるものを用ひ、實業科は此の限りにあらざること)

一、明治二十七年六月、實業教育國庫補助法を發布せらる。

一、明治三十一年九月、實業教育國庫補助法施行規則發布せらる。

一、明治三十二年二月、實業學校令制定實業學校規定を定めらる。

附則

本令ハ大正十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
特別ノ事由ニ依リ本令ノ規定中之ニ依リ難キモノニ付テハ本令施行ノ後三年間ハ仍從前ノ例ニ依ルコトヲ得

- 一、明治三十五年一月、實業補習學校規定改正さる。
- 一、明治三十八年十月、實業學校設置廢止規則中實業學校に關する規定を削除さる。
- 一、大正三年四月、實業教育費國庫補助法施行規則を改正せらる。
- 一、大正六年一月、實業補習學校教員俸給の件定めらる。
- 一、大正九年十月、實業補習學校教員養成所令を定めらる。
大正九年十月、公立學校職員年功加俸令を定めらる。
- 一、大正九年十二月、實業學校令中改正せらる。
- 一、大正九年十二月、實業補習學校規定改正せらる。
- 一、大正九年十二月、實業補習學校教員養成所令施行規則を定めらる。
- 一、大正九年十二月、公立學校職員制、同待遇官等々級令、同職員俸給令、同職員年功加俸令等
實業補習學校に適用せらるゝやうに改正せらる。
- 一、大正十一年一月、公立實業學校教員檢定制制定せらる。
- 一、大正十一年八月、同上一部改正せらる。
- 六、明治二十六年以來の公私立實業補習學校に關する統計

年	度	學 校 數	生 徒 數	修了者數	入 學 者 數	經 費
明 治	二 六 年 度					
同	二 七 年 度	一 九	一、二二七	六七	二、八五九	
同	二 八 年 度	五 五	三、三二七			
同	二 九 年 度	九 三	五、三三七	二二三	三、九七三	
同	三 〇 年 度	一〇 八	六、四八〇	五四九	三、七九五	
同	三 一 年 度	一 一 三	六、九七五	六七四	三、九三七	
同	三 二 年 度	一〇 八	七、三五四	七〇九		
同	三 三 年 度	一 五 一	八、八八〇	一、二五〇		
同	三 四 年 度	二 三 二	一三、〇六六	一、八〇三		
同	三 五 年 度	六 三 ()	三一、〇二二	二、九二二		
同	三 六 年 度	一、三四 九	六〇、八二八	七、四六九		
同	三 七 年 度	一、六八 四	七六、五六 七	一三、九五 八		

年 度	學 校 數	生 徒 數	修了者數	入學者數	經 費
同 三 八 年 度	二、七四六	一三二、五〇三	一八、二八二		
同 三 九 年 度	四、二二一	一七一、五〇三	二六、六九五		
同 四 〇 年 度	四、九一七	一九二、一四八	三八、六一七		
同 四 一 年 度	四、七五一	一九二、三三二	四二、三五〇		
同 四 二 年 度	五、一九三	二三三、七一九	四九、五四五		
同 四 三 年 度	六、一一一	二六二、九七八	七六、六一八	一四〇、三二六	
同 四 四 年 度	六、七四〇	三〇二、三四一	九四、〇五八	一六三、七〇〇	
大 正 元 年 度	七、六六六	二八八、九二二	九五、一五五	一六、〇八七	六六、一四〇
同 二 年 度	八、〇二四	三〇七、八五七	一〇、三三三	一六、〇八七	六六、一四〇
同 三 年 度	八、一四九	三〇七、七六七	一一、五七七	一六、〇八七	六六、一四〇
同 四 年 度	八、九〇二	三〇七、七六七	一一、五七七	一六、〇八七	六六、一四〇

年 度	學 校 數	生 徒 數	修了者數	入學者數	經 費
同 五 年 度	九、六六三	三〇七、七六七	一一、五七七	一六、〇八七	六六、一四〇
同 六 年 度	一〇〇、七三三	三〇七、七六七	一一、五七七	一六、〇八七	六六、一四〇
同 七 年 度	一一、一〇九	三〇七、七六七	一一、五七七	一六、〇八七	六六、一四〇
同 八 年 度	一二、三三三	三〇七、七六七	一一、五七七	一六、〇八七	六六、一四〇
同 九 年 度	一四、三三六	三〇七、七六七	一一、五七七	一六、〇八七	六六、一四〇
大 正 十 年 度	一四、四二二	三〇七、七六七	一一、五七七	一六、〇八七	六六、一四〇
同 十 一 年 度	一四、四九七	三〇七、七六七	一一、五七七	一六、〇八七	六六、一四〇
同 十 二 年 度	一五、〇八三	三〇七、七六七	一一、五七七	一六、〇八七	六六、一四〇

備考
 一、大正九年度迄ノ分ハ本省年報ニ依ル
 二、大正十年度以降ノ分ハ當局調査(四月二十日現在)ニ依ル

第六章 我が國の實業補習教育の發達

二 我が國實業補習教育の現状

我が國實業補習教育の現状は、新規定改正以來各府縣に於て、新規定に依り實業補習學校の施設要綱を定め、新規定に依り補習學校の改造の緒に入りたる時期で、現在の實業補習學校を整理し且つ増設計劃をしつゝある次第であるが、今文部省に於て調査せられたるものに依つて現在の狀況を擧げて見れば、大正十二年の四月現在の學校數は、一萬五千八十三校、生徒數は大正九年度調で男子八十萬九千八百十六人、女子十八萬四千九百四十六人、合計九十九萬四千七百六十二人、之に要する大正十二年度の總經費は、九百三十萬二千五百六十圓である。次に又設置學科に依り延校數を調べて見ると工業科を置くもの四百八十五校、農業科を置くもの一萬三千三百五十一校、商業科を置くもの九百六十六校、商船科を置くもの十二校、水産校を置くもの三百七十五校、裁縫手藝を職業科とするもの百三十一校である。

次に大正十二年度の補習學校の教員に就て調査して見れば、實業科を擔任する専任教員は五千七百十二名、普通學科を擔任する専任教員は一千八百四名、計七千五百十六名、兼任教員は六萬一千四百九名、合計六萬八千九百七十五名である。又専任教員の設置せられたる狀況を調べて見

ると、全國に於て一校平均五分に過ぎない。其中最も多く設置されたる縣を擧げて見ると、滋賀縣は第一で、一校平均一人七分四厘の割になつて居る、次は長野縣で一人、四分五厘それから群馬縣の一人一分、宮城縣の九分七厘、京都府九分一厘、熊本の八分七厘、山形縣の七分五厘、岡山の七分二厘等の順である。實業補習教育の振興上、統計の上より見ても、専任教員の充實することを望む次第である。次に經費に就て調査して見ると、全國一校平均は教員給四百四十圓、其の他の經費百七十圓、合計六百十圓となつて居るが、各府縣の補習學校經常費一校平均中で、多く支出して居る縣を調べて見ると、東京の千七百二十圓、滋賀の千五百八十一圓、大阪の千二百七十一圓、長野の千二百一圓、兵庫の千二百二十二圓、宮城の八百四十七圓、京都の八百十四圓、群馬の七百十八圓、神奈川の七百九十六圓、秋田の七百六十二圓、岡山の七百五十五圓、福岡の七百三十九圓、長崎の七百十九圓、熊本の七百十八圓、廣島の七百七圓等が、其の主なるものである。以上は、補習教育の狀況を、數字に就て調べた次第であるが、是等の數字に就て考へて見れば、我が國の補習教育も學校數丈を見ると、大に發達したるやうであるけれども、其の内容に於ては、未だ充實せざることを知る次第である。猶最近の統計の一二を參考として、左に示さう。

富石福秋山青巖福宮長岐滋山靜愛三奈

山川井田形森手島城野阜賀梨岡知重良

一八三 二三三 一九九 三一八 三〇八 三六六 一八五 四六一 二二五 四二一 四五二 一八七 二二九 四五九 六〇九 三三一 二七二

〇、四九 〇、五四 〇、五〇 〇、五二 〇、七五 〇、一五 〇、三六 〇、五七 〇、九七 一、四七 〇、三九 一、七四 〇、一二 〇、二二 〇、三九 〇、二五 〇、二四

五〇二 四二三 三七九 七六二 六六六 二二〇 三五三 四二九 八四七 一、二〇一 四一九 一、五八一 三〇六 三二九 五九六 二八五 四三八

栃茨千群埼新長兵神大京東北府

奈海縣

木城葉馬玉瀧崎庫川阪都京道別

二七九 五〇〇 三六七 二四〇 三五三 六三九 三三九 四五五 二〇九 一八七 三〇四 二九五 二二四

〇、二一 〇、一五 〇、四九 一、一一 〇、三三 〇、五四 〇、四七 〇、四九 〇、五四 〇、九一 〇、七五 〇、三〇

三二八 三九〇 五六九 七九八 三六五 三七七 七一九 一、一二二 七九六 一、二七一 八一四 一、七二〇 四四九

一 實業補習學校一校當專任教員數及經常費調(大正十二年四月二十日現在)

道府縣	工業科 置ケモノ	農業科 置ケモノ	商業科 置ケモノ	商船科 置ケモノ	水産科 置ケモノ	延校數	計
北海道	二七	一〇四	八	—	六四	三	二六
東京都	三七	二〇五	一〇九	—	一	二七	三七
大阪府	一五	二六八	一六	—	三	三〇	三三
大津府	三五	一五六	二〇	—	二	—	三三
神戸府	二五	一六三	二一	—	三	二	二二
兵衛府	一八	四二	六七	—	一	—	二二
長崎府	五	三五	四	—	三	四	三四

二 實業補習學校設置學校別調 (大正十二年四月二十日現在)

道府縣	大正九年	大正十年	大正十一年	總計
北海道	—	—	—	—
東京都	—	—	—	—
大阪府	—	—	—	—
大津府	—	—	—	—
神戸府	—	—	—	—
兵衛府	—	—	—	—
長崎府	—	—	—	—
計	一四、二二八	一四、四一二	一四、四九七	一五、〇八三
計	〇、二二九	〇、二二九	〇、四一	〇、五〇
計	三三二	四〇五	五三一	六一〇

沖鹿宮熊佐大福高愛香徳和山廣岡島鳥

兒 歌

繩島崎本賀分岡知媛川島山口島山根取

沖	一四三	〇、一五	二七八
鹿	四六八	〇、二二	五六八
宮	二〇三	〇、三四	五四〇
熊	四五〇	〇、八七	七一八
佐	一四九	〇、二〇	六一三
大	二九一	〇、三四	四二二
福	四〇七	〇、五〇	七三九
高	一二四	〇、四九	四四一
愛	三四二	〇、一六	三四三
香	二〇〇	〇、二一	四九七
徳	二五〇	〇、六一	四四二
和	三二〇	〇、三三	四三〇
山	三三〇	〇、六〇	六八五
廣	五二五	〇、四九	七〇七
岡	四三五	〇、七二	七五五
島	二二五	〇、四七	五一五
鳥	二〇二	〇、五二	六九二

繩	二七八
島	五六八
崎	五四〇
本	七一八
賀	六一三
分	四二二
岡	七三九
知	四四一
媛	三四三
川	四九七
島	四四二
山	四三〇
口	六八五
島	七〇七
山	七五五
根	五一五
取	六九二

愛香徳和山廣岡島島富石福秋山青岩福

歌

媛川島山口島山根取山川井田形森手島

六	三	二	四	二	一	三	二	一	四	五	一	五	八	一	一
三〇七	一八九	二三二	二九三	三三八	四八三	四二〇	三〇九	一九一	一七二	二一九	一七六	三〇〇	二九三	三二一	一七五
二五	一五	一七	三三	〇	四七	二〇	二〇	九	一七	〇	一	三	三	九	四
二	三	八	五	一	七	三	三	六	三	一	六	〇	九	一	四
一	一	七	一	一	四	一	一	一	一	二	一	三	一	一	一
三六二	二七四	二六〇	三四九	四〇六	五四八	四四五	三四八	二〇六	一九九	二二九	二二五	三三三	三二五	三八〇	一八三

宮長岐滋山靜愛三奈新茨千群埼新

城野阜賀梨岡知重良木城葉馬玉潟

二	三	二	二	五	七	五	五	一	三	四	一	八	四	一	五
二〇八	四二二	四三六	一七七	二二二	四三四	五一九	二九二	二六一	三五一	四七八	三五二	二三四	三四六	三五八	五五八
二	九	三	五	九	九	〇	一	三	三	一	九	二	六	三	一
〇	一	一	一	三	二	四	一	一	四	三	一	一	二	二	二
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二	三	四	四	三	一	〇	一	二	三	一	八	一	七	一	八
三三一	四二四	四九三	二〇一	二二六	五二四	六五六	三五二	二七三	二九九	五三二	三九六	二五九	三七八	六五六	六五六

通府縣
實業學科
工業科
農業科
商船科
水産科
延校數
計

道府縣	實業學科ニ依ル延校數					
	工業科 置クモノナ	農業科 置リモノ	商學科 置クモノ	商船科 置クモノ	水産科 置クモノ	官立・私立 モノナクテ 置クモノ
高知	一	三三	一	一	一	二四
福井	八	三八	二八	一	九	四三五
大分	一	二七	二	一	一〇	三〇三
佐賀	五	一三	二	一	四	一五六
熊本	二	四三	七	一	一	四六九
宮崎	一	一九	四	一	一	二〇七
鹿兒	四	四五	二	一	一	四六八
沖繩	二〇	二二	二	一	一	一四五
總計	四八三	一、七九〇	一、一三〇	三	四六九	一六、〇六九

第七章 現行實業補習學校規程に關する諸問題

我が國の實業補習教育は、前章に於て述べたやうに、その發達極めて顯著である。これに伴ひ實業補習教育に關する研究も、制度及び其の他の實際問題に入り、從來のやうな理想論をのみ聞くことが少くなつた。これ斯教育の研究に眞に力を入れるやうになつた證左であつて、斯教育の發展上慶賀すべきことである。依つて本章に於ては、現行規程中問題とされてる事項を擧げて、説明を試むることとする。

一、規定の第一條に關する問題

一、入學者の資格に關する問題

第一條 實業補習學校ハ小學校ノ教科ヲ卒ヘ職業ニ從事スル者ニ對シ職業ニ關スル知識技能ヲ授クルト共ニ國民生活ニ須要ナル教育ヲナスヲ以テ本旨トス。

この第一條に於て問題となり居ることは、第一に「小學校の教科を卒へ」といふ點である。從來の規程には、「實業補習學校に入學するものゝ資格は年齢十二年以上學力尋常小學校卒業以上に

於て之を定むべし、但し尋常小學校を卒業せざるも就學の義務なきものに限り特に入學せしむることを得。」とあるに、この度の規程には「小學校を卒へ」とのみあるにより、尋常小學校を卒業せざるもので、年齢が長じて就學の義務なきものに對しては、入學せしむることが出来ないか如何かといふ點である。これ等の青年は、尋常小學校さへも卒業せざる者故、一層補習教育の必要ある次第である。實業補習教育の根本精神は、國民全部の向上をはかるが爲であつて、小學校の門を出でたる者で、中等諸學校に入學せざるものに對しては、將來義務教育的に悉く入學せしむる趣旨にて、從來實業學校令の第五條に「郡市町村、北海道沖繩の區、北海道一級町村、二級町村、沖繩縣間切島）又は町村、學校組合は土地の状況により須要にして其の區域内小學教育の施設上妨げなき場合に限り實業學校を設置することを得」といふ制限の規程あつたが、この度の規程改正に際して、右の義務教育的にする趣旨により、この制限を撤廢された、この精神に鑑みても、尋常小學校を卒業せざるも學齡の過ぎたものは、當然入學せしめて教育せねばならない青年である。これ等の青年は、その學力に應じて前期後期の適當なる學年に編入し、又は特別なる學級を作りて教授してよい。先年茨城縣石岡町の補習學校で、此の如き特別學級を視察した事があつたが、生徒は同町に來てる丁稚にして、年齢十五六歳より二十二三歳に及び、讀本は尋常二學

年生用より高等一學年用のものまで數階段あり、珠算は同一程度のものを探し居るを見て、余は青年の發奮に感じて激勵を加へ、かくの如き學ぶ機會を奪はれたる青年こそは、一層教育の機會に浴せしむるやうに努むべきことであると感じたのであつた。

第二に問題となつて居る事は、「職業に従事する者に對し」との點である。これまでの補習學校規程を見ると、明治二十六年の規程には、「諸般の實業に従事し又は従事せんとする兒童」にとあり、この度の規程改正前まで施行された、明治三十五年の改正規程には、この點を除きたるも、文部大臣の訓令には「各種の實業に従事し又は従事せんとする者に」とある。然るに此の度の規程には「職業に従事する者に對し」と、限定しあるにより、未だ職業に従事せざる者に對しては、入學許可してよろしきか否か、職業の定り居らざる者は、準義務教育的にしても、就學の義務なきか否やといふ點であつた。規程の正面よりのみ見たならば、此の如き考の起るも無理のないことと思ふが、實業補習教育は、既に説けるが如く、國民全部の向上の爲に行ふ教育であり、青年は現在職業なしとするも、近き將來には何等かの職業に従事すべきものであるから、「職業に従事するものに對し」とは、現在未來を含み居り、立法の精神は、やはり從來の如き精神で「職業に従事し又は職業に従事せんとする者に對し」の意であるから、現在職業に従事せないものでも、入

學せしめて差支ない次第である。然るときは、こゝに第三の問題が生ずる。

第三の問題は、職業の定り居らざる青年を實業補習學校に入るゝとせば、それ等の生徒に對する教育は如何にすべきか、都市に於てはそれ／＼の職業に對する實業補習學校もあり、生徒の職業に對する志望も大體定るべきにより問題なきも、農村に於ける青年の職業に對する志望は、未定なるもの多かるべきにより、これを教育するには、如何にすべきかの問題である。如何にも此の如き青年あらんも、小學校を出で、後に於て、其の農村に止り居るものは、大體その農村に生活するものと見做さるべきにより、純農村であれば、その多數の生徒は、農業を職業とし、農業に關係して生活し行くものなるにより、農業を以て生活し行く者と同様に教育して妨げない次第と思ふのである。かかる村にても、尤も家庭の境遇上、その農村に止り居ること能はざる如き生徒ある時は、これ等の生徒に對しては、學校長に於て特別の指導を講ずべきである。どこまでも農村の實業補習學校は、その農村本位の教育でなければならぬことと思ふ。尤も農村でも、その職業が農業のみに限つたものではなく、外に雜多の職業があり、相當の戸數がそれ等の業に従事して居る農村もある。併しそれ等の雜多の職業に従事するものも、大抵農業に關係して居るものとせば、農業科を課し、多少それ等の職業に注意するといふ程度でよろしい事と思ふ。さりながら、

農業に従事しない關係しない職業に従事する生徒があるとなれば、それ等の生徒は如何に取扱ふべきか、それ等の生徒も、前期の間は、農業に従事する生徒と、更に區別することなく、同様に取扱つてよろしい事と思ふ。前期の農業科の教材は、農業を學ぶに必要な基礎的教材を僅に授くるに止るのであるから、何業に従事する人でも心得て居てよろしい事項であり。まして農村生活するものであれば、それ位の事は是非知りおく方がよろしいからである。されど後期に於ては、關係なき雜多の業に従事するものが十數名にも上るといふ場合は、公民科國語科の普通科は同一教材で行くとしても、實業科又は、出来るなれば、それ等の生徒で一學級を作り、それ等の職業に關係ある基礎になるべき共通の事項を選び、之を同時に授け、その他個々の職業に關係ある事項は、適當に指導して専ら自學自修せしめ、其の他便宜の方法を採り、なるべく其の職業に立脚した研究が出来るやうに指導したいものである。

こゝに尙附けて述べておくが、其の農村を去る青年に對しての指導である。其の指導に關しては、飛驒の工女に出て行く者に對する教育、兵庫縣揖保郡越部における出稼青年に對する指導の如く、注意して居る町村もあることと思はるゝも、多くの町村は、その町村の子弟の將來に關しては、無關心の地方が多いやうである。この町村を出て行く青年の將來に關しては、其の町村に影

響すること多大なるべきにより、これ等の青年に關する指導は、また考究すべき緊要事項なりと信するてのある。

二、實業の語を職業の語に改めた理由如何 これまでの規程には、「實業に従事云々」とあつたが、この度の規定では、實業といふ語を用ひないで、「職業に従事云々」と、職業といふ語を用ひて、何せ實業といはないで職業といつたかといふことである。

從來實業教育とは、實業學校令中にある工業學校、農業學校（水産學校を含む）商業學校、商船學校及び實業補習學校等の教育に限定して用ひてあつたのである。従つて裁縫、家事、理髮、簿記、寫眞、鐵道、自動車其の他特種の學科を設置する實業に關する學校でも、實業學校として認めないで、各種學校として取扱はれて來たのである。先年實業教育法令全般の改正に當り、實業學校令を改正して、實業學校の種類の中に從來の實業學校の外に、「其の他實業教育を爲す學校」といふ事項を加へ、之に基き職業學校規程を新設して、農工商等以外の職業に關する實業學校を認むることにした。

されば、今日の實業教育の範圍は、從來より大に擴大された次第である。この廣き意味の實業なれば、別に職業といふ語を用ひざるも差支ない次第であるけれども、從來よりの慣習が、かく廣義に用ひざりしにより、職業といふ語を用ひて、これ等廣義の實業に従事する者に對してまでその實業に對する教育をなさんとして、「職業に従事する云々」といひ、職業教育なる語を用ひたのである。

三、規定の本旨如何 次は規定の本旨、即ち實業補習學校の目的の問題である。明治二十六年の規程には、第一條に「實業補習學校は諸般の實業に従事し又は従事せんとする兒童に小學教育の補習と同時に簡易なる方法を以て其の職業に要する知識技能を授る所とす。」とありて、明かに其の目的は小學校教育の補習と職業教育との二つを主眼としている。明治三十五年の改正規程には既に述べた通り。この第一條を除いたけれども、同時に公布したる文部大臣の訓令中には「實業補習教育は各種の實業に従事し又は従事せんとする者に簡易なる方法により其の職業に要する知識技能を授けると同時に普通教育の補習をなすを目的とす。即ち實業の教科を主腦とし併せて普通教育の補習をなし兩者共に其の目的を達するを以て實業補習學校の本旨となすべきこと、専ら普通教育又は實業教育を施す爲に設けらるゝものと、遂に其の趣旨を異にする所なり。」の一節ありて、明かに職業教育と普通教育の補習との二つを目的として示されてゐる。明治二十六年の規程の目的と異るところは、職業教育と普通教育とを前後にした丈で大差がない。然るに此

の度の規程には、「實業補習學校は小學校の教科を卒へ職業に従事する者に對し職業に關する知識技能を授けると共に國民生活に須要なる教育をなすを以て本旨とす」とありて、從來と稍趣きを異にしてる點が即ち問題である。

此の度の規程に於て目的として示された事は、職業に關する教育と、國民生活に須要なる教育、即ち職業教育と公民的陶冶を主とする公民教育との二つであつて、實業教育法令改正の要旨に於ても、特に公民教育と職業教育とを以て、實業補習教育の二大眼目とすべきことを説示されてる。そうすると、從來の小學教育の補習は、實業補習教育の主眼とせざる所なりやとのことになるが、この度の規程の考では、實業補習學校の使命としては右の二大眼目である。この二大眼目を徹底しやうとせば、自ら小學教育の補習は出來る譯であるから、特に目的として掲ぐるの要を見ないから除いたのである。この度の改正規程で、かく職業教育と公民教育とを二大眼目とされたことは、時代に適合した國民を教育することを目的とした次第であつて、斯教育の任に當るもの、第一に理解せねばならぬことである。これを實際の生徒に就きて考ふるに、實業補習學校に入るべき青年は、小學校の門を出づるや先づ家庭の職業生活に入るか、又は他人に雇はれてそれ／＼の職業生活に入り、次に青年團、處女會、町村、國家等の生活に觸れ、又其他

の社會生活に入るのであるから、職業教育公民教育を以て、實業教育の眼目としたことは、最も適切のことと思ふ次第である。

四、歐米列強實業補習教育の目的

(一) 獨逸實業補習教育の目的 獨逸は前編に於て述べたやうに、十六世紀の頃より、日曜學校に於て補習教育を始めたのであるが、此の時の補習教育は、宗教に關する道德教育が主で、先づ普通科の教育と見て宜いのである。十九世紀になつて機械の發明があり、産業の革命が行はれ、家庭工業が機械工業となるに従つて、年期奉公の制度が雇傭關係をなすと云ふやうに變ると共に、實業教育が補習教育の中に加はるやうになり、獨逸帝國が成立するに及んで、更に國民的生活の教育が加はるやうになつた次第は、第五章にて既に述べた通りであるが、之に依つて見れば獨逸の補習教育の目的も亦職業教育公民教育を眼目として居ると云つて宜いのである。尤も職業教育も、職業を通して間接に國家に裨益する、社會公共の爲に盡すとの自覺を興へる、即ち職業教育を以て、品性教養即ち德育の方法手段として行ふやうに、職業教育を解して居るのである。而して最近の獨逸商工省發布の、實業補習學校の制度學科課程に關する規則を見ると、一般原則として、義務實業補習學校の任務を、「實業義務補習學校は十四歳より十八歳までの青年に職業教

育を與へ、且つ有爲なる國民及び人間たるべく教育するにあり」と示されてる。

(二) 米國實業補習教育の目的 米國の實業補習學校に於ても、其の補習教育の目的は、職業教育公民教育の二つを主眼として居る次第である。其の職業教育の施設は、未だ職業を有せざる青年處女に對しては、職業の選擇を助ける爲に、職業的經驗を與へる、而して其の選擇が出来た上は、其の職業をよく呑み込ませて決定した目的に成るべく早く到達するやうにしてやる。

これがためには、學校は、彼等生徒の各職業上の嚮導の補ひとして、彼等の職業生活との間に聯絡をとるために、彼等の雇主を訪問する方法を執り、總ての生徒の進歩を見届けるやうにしてる。尙進んでは就職の世話をなし、又生徒の健康を増進する上に於ての注意をなすと云ふことが、職業教育に關する施設である。公民教育としては、米國化の歴史、經濟、公民心得を授けて、絶えず時事に關聯せしめ、公民として習慣的に立派な行をするやうに導き、以て善良なる公民を造ることに注意し、各種の社會的施設と提携して、彼等の爲に一層健全なる社會生活を創始すること、斯様に職業教育と公民教育とを行つて、一般労働者を改善し、即ち實業補習教育の力に依つて、労働者に自覺を與へて社會の不安を緩和し、以て米國主義の實現に向つて、更に一步を進めやうとするのが、此の教育の目的として居る所である。

(三) 英國實業補習教育の目的 英國に於て、フィッシャー氏が實業補習教育の案を提出した根本の精神は、何處にあつたかと云ふと、勿論國民教育の程度を高めるにあるが、同時に社會問題、労働問題の解決を、實業補習教育に求めたのである。即ち労働者を教育して、労働者自己の位置を知らしめ、社會に對する任務の自覺を與へ、労働者の訓練を行ひ、以て之迄紛糾して居る社會問題、労働問題に對する解決を期せんとしたのである。されば實業補習教育の目的は、労働者に對する所の職業教育、公民教育を眼目として居ると見てよろしいことと思ふ。

(四) 佛國實業補習教育の目的 佛國に於ては、未だ實業補習教育を實施せずに、實業補習學校規程の案文は、下院を通過したものがあつた。それに依つて之を見れば、目的としては別に示してないが、その學科を見ると、普通教育の仕上げをなすと同時に、公民教育をなし、體育に力を用ひ、實業的の知識技能を授けて、經濟能力ある公民を造ると云ふ次第であるから、要する所、矢張り職業教育公民教育を主眼として居ることが了解せられる次第である。以上歐米列強に於ける補習學校の目的を述べた次第であるが、何れの國に於ても、職業教育及び公民教育を主眼として居ることを窺はれる次第である。

二 規程第二條の課程、修業年限に關する問題

一、修業年限及び課程に關する問題

第二條 實業補習學校ノ課程ヲ前期、後期ニ分チ其ノ修業年限ハ前期二年、後期ハ工業又ハ商業ニ關スル學校ニ在リテハ二年、農業又ハ水産ニ關スル學校ニ在リテハ二年乃至三年ヲ標準トス

この第二條に於て第一に問題とさるることは、何故に丁年説を採らざりしかとの事である。我が國從來の補習教育の大多數は、農村に行れて居り、その修業年限は、八ヶ年丁年に至るまでとして居るものが多かつたからである。文部省でも研究したのであるが、丁年説は理想としては誠に結構なことであり、又希望としては、固より望ましいことであるが、併し實業補習教育の徹底といふことを考へて見ると、教員の教授力を考へなければならぬ。年限の長いことを希望しても、餘り長い爲に緊張感を缺いて、所謂散漫になるといふことは特に注意しなければならぬ。故に假りに丁年説を採つたとしても、補習教育を行ふには、或る時期と或る時期との間に於て、生徒を扱ふ上に餘程心得を違へなければならぬことと思ふ。即ち或る程度迄は學校の生徒として取扱つて行かなければならぬ必要があるが、或る年限以後には、之を教育すると云ふよりも、寧ろ

各自の修養又は之を指導すると云ふ態度を以て臨むことが、適當であらうと思ふのである。斯様な點からして、所謂教育年齢とし、實際に教授する態度を以て望む年限としては、先づ現在の我が國に在りては、尋常小學校卒業後四年乃至五年位が適當であらうかと云ふ考で、修業年限は丁年期迄採らずに、以上の通りに定められたといふ次第である。此の規定は固より標準であつて、限定的のものでないと云ふことは、十分に了解して欲しいのである。尙外國の有様を見ると、第五章に於て述べたやうに、總ての列強は大體十八歳迄を補習教育年齢として居るのであるから、我が國も出来るならば、それ位の所迄は、教育をしたい希望もあるけれども、我が國今日の現状では、洩れなく十八歳迄義務教育的の補習教育を十分に施して行くと云ふことは、實際の事情が許さぬこと、考へられるので、先づ今日の所としては、滿十六歳位の所を見當として、その期間には十分濃厚なる教育を施し、而して其の以後の者に對しては、生徒各自の自習といふ方法を以て進むのが、適當であらふと云ふ考で、第二條の通りに定められた次第である。

丁年説を採らなかつた次第がわかつたが、前期を二年とした理由如何、前期二年の標準年限では、高等小學校卒業生と同一の學力を養成することが困難と思ふ。少くも三年にするを適當と思はるるが如何とのことである。

この度の規程の修業年限を定めたのは、既に述べた理由により、尋常小學校卒業者を基準として四年又は五年の程度に於て之を定めるのを最も適當と認め、その四年乃至五年を前期後期に分ける時は如何に定めるを適當とすべきかに就き、其の教授すべき學科等を研究し、前期に於ては、主として後期に入りて學ぶに要する基礎事項を教授することとせば、二年の修業年限でも、後期に進んで高等小學卒業の入學者と共に學び得ることと思はるゝのと、前期に在る生徒は、其の數も少く、多くは永き期間の在學を許さぬものであるから、多少不十分とは認むれども、大體の上より先づ適當と認めて、この標準を定められたのである。されば、地方の情況によつては、前期の修業年限を三年としても、後期まで修了せしめ得らるゝ見込が十分であれば、三年の修業年限と定めても差支ないのである。

第二の問題は、後期に於て商工の補習學校と、農業、水産の補習學校とに於て、その修業年限の標準に差を付けて示された理由である。都市農村を通じて前期後期の課程をば、義務教育的に奨勵するものとせば、其の修業年限の如きも二年なれば盡く二年、三年なれば盡く三年とする方が穩當ではないかとの意見である。

この規程改正をなさうとして、我が國實業補習教育の情況を調査したる、大正八年頃の我が國の實業補習教育は、都市の實業補習教育は、所謂科目制なるものが行はれて、其の修學期間の短きは二、三ヶ月、多くは六ヶ月を一期の修學期間として、たゞ一學科目のみを専修せしむる組織とし、生徒の希望に應じ、其の學習すべき學科目を自由に選擇して入學せしめ、教育して居つたのであり、農業の實業補習教育は、男子の多くは尋常小學卒業後二十歳、即ち壯丁に到るまでを修學期間として居り、其の修學年限の短い學校でも二三年としての情況であつた。理想からいへば歐米各國に於ける様に、滿十八歳まで、即ち高等小學校卒業後四ヶ年年の修業年限を望む次第であるけれども、我が國諸般の制度よりして考ふれば、都市農村を通じて急に此の理想に達することが不可能である。そこでせめて後期二年まで位は、是非都市農村を通じて、總ての青年男女に實業補習教育を與へたきものとの希望より、都市の補習教育に於ても、後期の修業年限二年を標準として示された次第である。また農村補習教育に於ても、男女を通じて義務教育的に之を行ふとせば、二十歳など、いふ永きに亘る修業年限は、困難とするところ少くはないばかりではなく、女子に於ては、未だ實業補習教育を實施せざるところが多かつたので、義務教育的に之を實行するとせば、男子三年女子二年位にするを適當と認めたので、かく後期の修業年限の標準を、二年乃至三年とせられたのである。

次に問題とさるるは修業年限の伸縮及び後期以上の補習教育に關してである。後期に於て、以上の修業年限は不足であり、しかも生徒を就學せしむる上に於て困難を告げざる地方の學校に於ては、一ケ年を延長し、又この標準に達せしむるに困難の事情ある地方に於ては、特に一ケ年に縮少しても妨ないと改正要旨にも説明されている。然らば實業補習學校に於ては、前期後期の課程のみを認めて、従来のやうに二十歳に到るまでの教育をなすこと、又は程度高き所謂高等實業補習教育の課程は認めないかといふに、これ等に關しては、實業補習學校規程の第十條及び第十三條に規定されて、施設し得らるゝことゝなつてゐる。之に關する改正の要旨を左に示さう。

高等の實業補習學校の設置を認め又卒業後の學習に關する規定を設けたこと

實業補習學校の後期の課程を卒へた者又は相當の年齢に達し相當の學力技能ある者に對して主として職業に關する専門の事項を授ける程度高き補習教育機關は今後益々必要であるから特に斯種の學校の設置を促すことは甚だ緊要で殊に都市に於て工業、商業等に關する事項を授くるものに於て一層其の必要を見るのである又農業に關する學校等に在りて後期の課程を卒へた後特殊の事項に付更に學習せんとする者を一定の期間在學せしめる施設をながすが如き又必要である是れ高等の實業補習學校に關する規程並に實業補習學校の課程を卒へた者の學習に關する

規定を設けた所以である而して斯種の程度高き補習教育の施設に關しては其の修業期間、教授時數、學科目等に付標準を設けること困難であるけれども學科の種類土地の情況等に應じ最も適切に之を定めることに留意せなければならぬ又一般の實業補習學校は其の組織を學年制と爲すを適當とするけれども斯種の施設に在りては多くの場合却て科目制となすを適切とする

二、前期、後期の名稱の問題 尙第二條に於て問題とさるゝことは、前期後期なる名稱に就いてある。

從來多くの府縣では實業補習學校の施設要項を制定して、管下實業補習學校に對して、其の施設經營の標準を示して居たが、これに依りて名稱を調べて見ると、豫科、本科、研究科なる名稱を用ひて區分してゐるものあり、或は初等科、中等科、高等科なる名稱を用ひてゐるものもあり、或は初等科、高等科とし、或は本科、専修科などいふ名稱を用ひて居つたので、前期、後期といふ名稱以外の名稱を用ふることが出来ないか如何かとの事であるが、これは必ずしも絶対に他の名稱を用ひてはならないといふことではないが、高等科といふ名稱は、規程の第十三條の高等實業補習學校に關する規定で設けた高等科と誤り易い點があるから、高等科なる名稱は、なるべくは、後期卒業以上の課程に用ふる名稱にしたい。若し他の名稱を用ふるとせば、前期、後期と第十條による課

程、即ち後期の課程を卒へ更に學習せんとする者の爲に、別に適宜の課程を設けた場合には、豫科、本科、研究科なる名稱は、最も適切なやうに感せなれ、前期、後期と第十三條による高等實業補習學校の課程を設けた場合には、豫科、本科、高等科、又は豫科、本科、専修科なる名稱が適切なやうに思はれる。これは名稱と實際の課程とがよく似合ふてると思ふからである。

三 規程の第四條教授時數に關する問題

一、教授時數に關する問題

第四條 實業補習學校ノ教授時數ハ一年ニ付工業又ハ商業ニ關スル學校ニ在リテハ前期二百八

十時乃至四百二十時、後期二百十時乃至四百二十時、農業又ハ水産ニ關スル學校ニ在リテハ

前期二百時乃至三百二十時、後期百六十時乃至三百二十時ヲ標準トス

この第四條は、實業補習學校の教授時數の標準時數を示された次第だが、問題は如何なる根據によりて、かゝる標準を示されてるのであるかと云ふことである。

大正八九年頃の我が國實業補習學校の教授時數を見ると、小學校のやうに開校する常設の通年制のものは別として、夜間農閑等に教授する學校に在りては、従前の規程には、教授時數に就い

ては別に規定してなかつたものであるから、教授時數の少い學校になると、一年間に三四十時間に過ぎないのがあり、多い學校になると四五百時以上にも達してゐるものがある。先づ百時間内外といふ學校が普通であつた。教授時數は、大體より見ると、かく少かつたのである。これは青年夜學會より發達した關係もあり、また教員の教授力による關係もあつたことと思ふが、かくの如き少數の教授時間數では、補習教育の確實なる効果を擧ぐる事が不十分である。之を國の制度として、又有力なる教育機關として確立して行く上には、左様に少いものに對しては、相當の教授時數を増加せしむるやうに行かねばならぬ。それには大體の標準を示すといふことが必要であると認められたので、相當に成績を擧げてゐる農業、水産、工業、商業等の補習學校の教授時數を調査研究したる上、第四條の標準時數を定められたのである。もとより標準であるから、限定的の意味はないけれども、なるべく、この標準時數以上の教授をなすやうに致したのである。今試に歐米列強の實業補習學校の教授時數を調べて見ると、獨逸では最少の教授時數でも、一週六時間、一箇年四十週二百四十時間以上を原則としてゐる。米國では州によりて其の教育法令を別にしているから、州によりて多少の差がある次第であるけれども、大體每週四時乃至八時の教授時數で、三十六週乃至四十週間教授することゝしてゐるから、一箇年最少百四十四時乃至三百二十時教

授することを原則として。英國の規程には毎年三百二十時間の授業を受くべしと原則を定め、當分七年間は二百八十時となすことを得として、佛國の教育案では、一箇年三百時間とし、普通教育五十時間、體育百時間、職業教育百五十時間に配當すとする。これに依りて見るも、此の度の規程の標準時数は、多い譯ではないから、なるべくその最少時數上に於て教授し得らるやうに致したいものである。

次にこの標準教授時数は、農業、水産、工業等の補習學校に依りて差あるが、如何なる次第によりて然るかといふに、これは前に述べたやうに、相當の成績を擧げてる農業、工業、商業等の補習學校の教授時數を調査研究したる上、大體次の計算から割り出されて定められてるのである。

農業及び水産補習學校の教授時數

- 前期 { 二〇〇時 毎週十時間二十週正味五ヶ月間教授するものとして算出す。
三二〇時 毎週十時間三十二週正味八ヶ月間教授するものとして算出す。
後期 { 一六〇時 毎週十時間十六週正味四ヶ月間教授するものとして算出す。
三二〇時 毎週十時間三十二週正味八ヶ月間教授するものとして算出す。

工業及び商業補習學校の教授時數

- 前期 { 二八〇時 毎週八時間、一箇年三十五週教授するものとして算出す。
四二〇時 毎週十二時間、一ヶ年三十五週教授するものとして算出す。
後期 { 二一〇時 毎週六時間、一ヶ年三十五週教授するものとして算出す。
四二〇時 毎週十二時間、一箇年三十五週教授するものとして算出す。

一箇年の教授時數の割出しは、右の通りの算出によつたものであるけれども、未だ義務教育とならない我が國の實業補習教育では、必ずしも毎週十時間とか八時間とか一定しなくともよろしい。その教授時期に應じ、適宜之を定むべきである。

二、教授時期の問題 我が國の補習學校の發達は、夜學より發達したのである。殊に農村の補習學校は、多くは青年の夜學會が其の發達の源をなしたもので、中には其の青年の夜學會を、單に實業補習學校と云ふ看板に變へたに過ぎないものも尠くない。爲に補習學校と云へば夜學であり、夜學と云へば、補習學校の如く考へて居る者も尠くないのであるけれども、補習教育は斯く夜學と限定すべきものではなく、其の職業の閑散なる時に於て之を行ふのが、補習教育の目的である。出來るならば、外國に於けるが如く、一週一日(六時)、或は二日(六時乃至八時)の晝間補

習教育を行ふことは望ましい次第であるけれども、我が國の今日の現状としては、急に晝間教授を望む程に進んで居らぬと思はれる。併しながら、今日に於けるが如く、補習教育即ち夜學であると云ふ如き有様になるのも、亦考へなければならぬ點であると思ふ。現在の補習教育の教授時期を調査して見ると、大多數は夜學のみの學校であるけれども、學校に依つては、朝學を加へて居るものもあり、又學校に依つては、全日又は半日の晝間教授を加へて居るものもあり、又青年團の修養會の如く、宿泊教授を加へて居るものもある。私は補習學校に於ては、夏の時期などに於て、青年の修養を兼ねて一週間内外の朝學を行ひ、又夏休みの前後の小學校の教授時數の短縮期に於ては、晝間に於ても、教場を利用することが出来、且つ教師の教授力も餘裕のある場合であるから、是等の夏休み前後及び夏休み又は冬休み等の時期に於て、職業の暇を見て、十數日の晝間教授を行ふといふことは、出来るやうに思はれる、又春秋の氣候の良き時に於て、宿泊教授を、青年團の幹部修養講習會の如き例に依つて行ひ、即ち春に於て五日間、秋或は冬に於て五日間位行ふことが面白いことと思ふ。以上述べた様に、地方の情況に依つては、夜學のみに止らず、各種の方法を講じて、實業補習學校の教授をなし、成るべく多くの教授時數を擧げ得るやうに工夫し、以て補習教育の徹底を期することに努められたいものである。尙教授時期に就て希望す

ることは、四月の月に於て補習學校を開校することである。三月の末に於て、其の小學校を卒業する者に就き、他の學校に進む者は進む途を開き、他に出づる者は出づる者に就き調査し、其の他は悉く補習學校に入學せしむる手續をなし置いて、四月小學校の教授開始と共に、補習學校の入學式を行ひ、之迄小學校に通ひ來つた所の習慣を持續せしめて、補習學校の方に之を結び付くことが、補習教育の上に於て大切なことであると思ふ。現在に於ては、夜學の學校が最も多數であるが、次第に種々の時期に教授して居る學校が現はれ來つゝあるのである。即ち、秋田縣では農村の休日を整理して農村の公休日を一定し、其の日の半日又は半數の日を補習學校日とすることが工夫され、また年を通じて毎月二回の全日毎週三夜を補習學校の教授日としてるところもある。又最近宮崎縣に行つたが、毎週一日又は毎週半日二回の通年晝間教授の學校多く、中には多くの學級ある學校では、一學級は月曜、二學級は水曜、三學級は金曜日を補習學校の教授日とし、火、木、土の三日を家庭實習指導日としての學校がある。これ等は面白い。兎に角、東北、山陰、北陸、九州等には晝間教授の學校が増加しつつあるやうである。今是等の種類を調査して見ると、次の通りである。

第一教授時期ニヨル實業補習學校種別

男子農業、水産補習學校

種別	課程	年修限業	教授期間	教授時數
一	後前期	二年	四ヶ月乃至六ヶ月間夜間教授 (每週三乃至六夜) 同前	二〇〇—二四〇
二	同前	同前	第一種ノ夜間教授ノ外早朝又ハ晝間ニ教授ス	二二〇—二六〇
三	同前	同前	三ヶ月乃至五ヶ月間晝間教授 (每週二日乃至六日)	二〇〇—四二〇
四	同前	同前	二ヶ月間晝間教授其ノ前後一、二ヶ月間夜間教授	二〇〇—四二〇
五	同前	同前	通年晝間教授 (每週一日又ハ二日)	二〇〇—四二〇
六	前期	二—三年	通年晝間教授 (每週六日)	一、一〇〇
七	後期	一—三	(右ニ第一種又ハ第二種ノモノヲ附設シタルモノ) 通年晝間教授 (每週六日)	一、一〇〇
八	後期	二—三	(右ニ第一種又ハ第二種ノモノヲ附設シタルモノ) 通年晝間教授 (每週六日)	一六〇—四二〇
九	高等科又 研究科	二—三	1 第一種乃至第五種ト同種 2 四ヶ月乃至六ヶ月間教授 3 冬期三ヶ月乃至四ヶ月間晝間教授每週一日乃至四日	八〇—一〇〇以上

備考
一、農閑期ノミ教授スル學校ニ於テハ其ノ他ノ月ハ毎月一日乃至四日召集シテ教授シ、且ツ家庭實習ヲ課ス
一、農閑期ノミ教授スル學校ニ於テ實習地ノアル場合ニハ生徒毎日交代二、三名ツト又ハ時ニ全部登校セシメテ實習ナ
サシム

男子商業、工業補習學校

種別	課程	年修限業	教授時間	教授時數
一	後前期	二年	通年夜間教授 (每週三夜乃至六夜) 同前	二八〇—六三〇
二	同前	同前	通年早朝教授 (每週三日乃至六日)	二二〇—四二〇
三	同前	同前	通年晝間教授 (每週二日乃至六日)	二八〇—四二〇
四	同前	同前	四ヶ月乃至六ヶ月間夜間教授 (每週六夜)	二八〇—四二〇
五	前期	二—三年	通年晝間教授 (每週六日)	一、二〇〇
六	高等科 (後期卒 入學)	三ヶ月—二年	通年夜間教授 (每週二夜乃至六夜)	一四四—四二〇
七	高等科 (中等學校 卒入學)	三ヶ月—二年	通年夜間教授 (每週二夜乃至六夜)	一四四—四二〇

女子實業補習學校

種別	課程	年修限業	教授期間	教授時數
一	後前期	二年	四ヶ月乃至八ヶ月間晝間教授 (每週六日) 同前	五四〇—一、〇〇八
二	同前	同前	通年晝間教授 (每週三日乃至六日)	二八〇—四二〇

第七章 現行實業補習學校規程ニ關スル諸問題

三 同 前	同 前	通年夜間教授 (每週三夜乃至六夜)	二八〇一、四二〇
四 前 期	二一三	通年晝間教授 (每週六日)	一〇八〇一、二八〇
五 後 期	一一三	通年晝間教授 (每週六日)	一〇八〇一、二八〇
六 後 期	一一二	通年晝間教授 (每週六日)	一〇八〇一、二八〇

四 規程の第五條學科目に關する問題

一、**教科目といふ名稱を學科目と改めたること** 之迄の規定には、教科目として學科目としないであつたが、是は文部省の從來の慣例に、小學校及び小學校に準ずる學校に於ては教科目と云ふ語を用ひ、中等學校以上に於ては學科目の語を用ひることとなつて居る。此の度實業補習學校は公立實業學校となり、中等學校に準ずる學校となつた故、教科目と稱せずして學科目と改めた次第である。

二、學科目の規定に關する種々の問題

第五條 實業補習學校ノ學科目ハ前期ニ在リテハ修身、國語、數學、理科及職業ニ關スル學科目トシ後期ニ在リテハ修身、國語及商業ニ關スル學科目トス但シ前期ノ理科、後期ノ國語又

ハ數學ハ之ヲ缺クコトヲ得

女子ニ課スベキ學科目ハ前期ニ在リテハ修身、國語、數學、家事、裁縫及職業ニ關スル學科目トシ後期ニ在リテハ修身、國語、家事、裁縫及職業ニ關スル學科目トス但シ前期ノ家事又ハ裁縫、後期ノ國語、家事、裁縫中ニ學科目以内ハ之ヲ缺クコトヲ得
前二項ノ學科目ノ外必要ニ應ジ歴史、地理、體操、法制、經濟、簿記、外國語、其ノ他ノ學科目ヨリ適宜選擇シテ之ヲ加設スルコトヲ得

と定めてある、即ち必須科目としては何々、加設科目としては何々、又缺くことを得る科目としては何々と云ふことを規定してあるが、如何なる場合に缺くことが出来るかが第一の問題である。初め此の規定を作る際に、農業、工業、商業等の補習學校に就き、別々の規定を拵へたのであつたそうだが、後に種々の研究の結果之を一にすることが、適切であることを認めたので、一つに纏めたのであるとのことである。斯様な次第であるから、此の條項を讀んだ丈では、如何なる場合に必須科目中數科目を缺き得るか、疑問となる次第であるが、前期の理科は、商業の補習學校に於て時數の少き場合には之を缺き、後期の國語は工業及び商業の補習學校には之を缺き、數學は或種類の職業補習學校に缺く必要のある場合には、缺くことが出来ることとしたのである。

又女子の補習學校に於て、前期の家事又は裁縫、後期の國語、家事、裁縫中二學科目以内は之を缺くことが出來るとしたのは、農村の補習學校に於ては、固より是等の學科目、特に家事裁縫の如きは中心學科目であるが、都市の補習學校に於て、タイプライターの補習學校、仕立職人を養成する裁縫の補習學校、洗濯を職業とする洗濯の補習學校等の如き類の學校では、必要に依つては是等の學科目中、一學科目、又は二學科目を缺くことが出来る。

加設科目は如何なる場合に可なるか、これ等の加設科目は、教授時數の多い場合の補習學校に於てその必要なる場合に限ることであつて、教授時數の少い補習學校では、これ等の加設科目は、特別の場合でなければ加ふる趣旨でない。即ち教授時數の多い補習學校では、必須科目以外に、地理を加へ、或は歴史を加へ、或は體操を加へ、又其の外の學科目を加へ得ることが出来るやうに加設學科目を置いた次第である。又一學科目の一部、或は他の學科目に併せて一學科目として教授することも出来るやうに、第六條に、

一學科目又ハ其ノ一部ノ他ノ學科目又ハ其ノ一部ニ併セテ之ヲ一學科目ト爲スコトヲ得
と規定し、例へば、理科を實業科中に併せて課し、公民心得の教材と修身科と合併して公民科とするが如き類である。又職業に關する學科目に就ては、生徒の希望に依り、選擇教授せしむる

ことが出來得るやうにする爲に、第七條に、

加設學科目及後期ノ職業ニ關スル學科目中或事項ハ生徒ノ希望ニ依リ之ヲ缺キ又ハ選擇履修セシムルコトヲ得

一學科目又ハ數學科目ニ付キ或學年ノ課程ヲ修了シタル者ト同等以上ノ學力アリト認メタル者ニ對シテハ當該學年ニ於テ之ヲ課セザルコトヲ得

との規定を加へられた次第である。

尙學科目選定の精神及び職業に關する學科目に於て課すべき事項に付、之を委しく規定改正の要旨中に示して居り、其の精神及び内容に關することを十分にを知ることが出来るから左に掲ぐることにする。

一、前期後期トモ相當普通學科目ヲ必修科目トシ、殊ニ前記ニ於テハ之ニ重キヲ置イタコト
學科目ハ從前ノ規程ニ於テハ修身、國語、算術及實業ニ關スル科目トシ、實業科目ノ外ハ場合ニ依リ悉ク之ヲ缺クコトヲ得シメタケレドモ、僅ニ義務教育ヲ修了シタル者ニ對シテ直ニ職業ニ關スル學科ノミヲ課スルハ適切デナイバカリデナク、此ノ如キ年少者ニ對シテハ寧ロ小學教育ノ補充ヲ圖リ、國民トシテノ一般的素養ヲ完カラシメルコトガ肝要デアルカラ、新規程ニ於テハ修身職業ニ關スル學科目ノ外、前期ニ在リテハ國語、數學、理科、後期ニ在リテハ國語、數學ヲ必修科ト定メタ但シ教授時數少ナキ場合等ニ於テハ、前期ノ理科、後期ノ國語又ハ數學ハ之ヲ缺クコトヲ得シメタケレドモ、工業、農業又

ハ水産ニ關スル學校ニ在リテハ、前期ニ於テ成ルベク理科ヲ課シ、又後期ニ於テモ工業ニ關スル學校ニ在リテハ數學、商業ニ關スル學校ニ在リテハ國語、農業又ハ水産ニ關スル學校ニ在リテハ其兩科目トモ成ルベク之ヲ課スルヲ可トスル。
 以上ノ學科目ノ外、教授時數多キ場合ニハ、尙歴史、地理、體操、法制、經濟、簿記、外國語、其ノ他ノ學科目中ヨリ、學年ノ高低生徒職業ノ種類ニ應ジ、適當ノ科目ヲ選ビテ之ヲ加設セシメルコト、シタ。

二、職業ニ關スル學科目ニ付テハ、前期ニ於テハ主トシテ職業ニ關スル基礎的知識技能ヲ授ケ、後期ニ於テハ特ニ職業ノ種類ニ應ジ、適切ナル事項ヲ選ビテ授ケシメルコト、シタコト、

職業ニ關スル學科目ハ、前期ニ在リテハ主トシテ職業上必要ナル基礎的知識技能ヲ授ケルヲ主眼トシ、工業ニ關スル學校ニ於テハ工業大意、製圖、簡易ナル實技等、農業ニ關スル學校ニ於テハ農業大意、林業大意、耕種、養蠶等、商業ニ關スル學校ニ於テハ商業大意、簿記、珠算、商業文等、水産ニ關スル學校ニ於テハ水産大意、漁撈、養殖、製造等ニ付選擇シテ之ヲ定メ其ノ他ノ職業ニ關スル學校ニ於テモ亦此ノ例ニ準ジテ其ノ學科目ノ選定ニ深ク留意セナクレバナラナイ。又後期ニ在リテハ、職業ノ種類ニ應ジ適切ナル事項ヲ選ビテ之ヲ定メ、其ノ選擇ニ付テハ、土地ノ情況生徒職業ノ種類等ニ應ジ、最も其ノ宜シキヲ得、職業教育ノ效果ヲ完ウスルコトニ力メナクレバナラナイ。今職業ニ關スル學科目トシテ、主トシテ後期ニ課スベキ事項ヲ示セバ、左ノヤウデアアル。

一、工業ニ關スルモノ

機械及電氣ニ關シテハ應用機械學、機構、汽機、蒸氣機關、內燃機關、船用機關、發動機、水力機械、起重機、工作機械、精密機械、製造機械、暖房及換氣、冷蔵、測定及測定機、時計、機械製圖、木型、鑄造、鍛冶、製煉、機械材料、刃物、

板金、電氣及磁氣、電氣及電動機、電氣機械、電氣器具、電燈及照明、蓄電池、電信及電話、電氣測定及測量機、電氣材料、配線、電綫及電燈、電爐、電力輸送、捲線

土木建築ニ關シテハ、測量及製圖、道路、橋梁、隧道、水道、鐵道、下水、水力、開鑿、河海工、土木施工法、家屋構造、建築製圖、規距術、鐵筋コンクリート、室內裝飾、家具、建具、塗工、建築板金、鉛工、木工、泥工、煉瓦工、石工、製材、建築材料、構造學、仕樣見積

鑛山ニ關シテハ、採鑛、選鑛、炭鑛、金屬鑛、石油鑛、製鐵、冶金、鑄鐵爐

交通ニ關シテハ、船體構造、艦裝、造船材料、機關車、電車、自動車、航空機、車輛

化學工業ニシテハ、分析、燃料、石炭乾溜、油脂、化粧品、石鹼、製糖、鹽造、木材、乾溜、染料、顏料、塗料、製絲、酸及アルカリ、肥料、製菓、製革、陶磁器、硝子、玻璃、煉瓦、セメント、ゴム、セルロイド、マツチ

染織ニ關シテハ、織物原料、紡績、漂白、色染、機織、織物仕上、メリヤス

工藝ニ關シテハ、圖案、彫金、鑄金、鍍金、裝身具、家具、樂器、玩具、木工、竹工、捲物、漆工、塗工、密木及象嵌、紙器、印刷、寫眞、製版、ステンドグラス、モザイク、製本、表裝、革細工、金屬着色、鑲細工、廣告圖案、陳列裝飾

工業一般ニ關シテハ、工場衛生、工業法規、工場管理、工業簿記、原價計算

一、農業ニ關スルモノ

作物、園藝、土壤、肥料、作物病蟲害、農具、養蠶、畜産、農産製造、農業土木、農業經濟及法規、林業、水産等

一、商業ニ關スルモノ

第七章 現行實業補習學校規程に關する諸問題

商事要項、簿記、商業算術、商品及荷造、商業地理、經濟、商業法規、タイプライティング、速記、廣告等

一、水産ニ關スルモノ

漁撈、養殖、製造、水産動物、水産植物、海洋及氣象、航海及運用、機關取扱、魚類冷蔵、水産經濟及法規等

三、法制上ノ知識、其ノ他國民公民トシテ心得ベキ事項ヲ授ケ、又經濟觀念ノ養成ニ力ムベキコトヲ明カニシ、其ノ他教養上特ニ留意スベキ事項ヲ示シタルコト

實業補習學校ニ於テハ、力ヲ技能ノ教育ニ用ヒルノ外、重キヲ體育ニ置キ、獨リ修身科等ノ教授バカリデナク、適當ノ方法ヲ講ジテ生徒徳性ノ涵養ヲ圖リ思想ノ善導ニ力メルト共ニ、法制、經濟又ハ修身、國語等ノ學科目ニ於テ法制上ノ知識其ノ他國民トシテ又公民トシテ心得ベキ事項ヲ授ケ、又職業ニ關スル學科目ハ勿論其ノ他適當ナル學科目ニ於テ、經濟觀念ノ養成ニ力メルノハ極メテ緊要ノコトデアル。殊ニ後期ニ於テハ、公民教育ハ職業教育ト相併シテ新教育ノ二大眼目トナルベキモノデアルカラ、規程中特ニ其ノ趣旨ヲ明カニシ、其ノ他體育衛生ニ關シテ條項ヲ設ケタノハ、補習學校ノ生徒ノ多クハ業務ノ傍ラ修學スルノデ、其ノ保健衛生ニハ特ニ留意ヲ要スルガ爲デアルカラ、課程中體操ヲ缺イタ場合ニモ、當ニ生徒身體ノ發達ニ注意シ、又衛生ニ付テ充分ニ考慮セナケレバナラナイ。

四、女子ニ關スル規程ヲ設ケタコト

女子ニ關シテハ、從前ノ規程中何等定メル所ガナクツタクレドモ、女子ニ對シテモ新教育ノ普及ヲ圖ルハ亦甚ダ緊要トスル所デアルカラ、新規程ニ於テハ、別ニ女子ニ課スベキ學科目ヲ示シ、其ノ發達ニ資セシメルコト、シタ。即チ前期ニハ修身、國語、數學、家事、裁縫及職業ニ關スル學科目、後期ニハ修身、國語、家事、裁縫及職業ニ關スル科目ヲ必修セシメルコト

トシ、尙必要ニ應ジ便宜他ノ學科目ヲ加設セシメルコト、シタ。而シテ教授時數多キ場合ニハ、前期ノ家事又ハ裁縫、後期ノ國語、家事裁縫中二科目以内ハ之ヲ缺クコトヲ得シメタクレドモ、此等ハ一般女子ニ必須ノ科目デアアルカラ、工業又ハ商業ノ補習學校等、職業ニ關スル學科目ニ比較的多クノ時間ヲ要スルモノノ外ハ、成ルベク其ノ總テヲ必修ノ科目トスルヲ可トスル。又職業ニ關スル學科目ハ、工業ニ關スル學校ニ在リテハ色染、機械、刺繡、洗濯及クリーニング等、農業ニ關スル學校ニ關スル學校ニ在リテハ作物、園藝、養蠶、畜産、農産製造等、商業ニ關スル學校ニ在リテハ簿記、商業算術、タイプライティング等、水産ニ關スル學校ニ在リテハ製造、養殖、水産動物、魚類冷蔵等ノ中ヨリ、女子ニ適切ナルモノヲ選ビテ之ヲ定ムベキデアル。

學科目ノ分合並隨意科目選擇科目等ニ關スル規定ヲ設ケ、生徒ノ學力職業ノ種類等ニ應ジ、教授事項ノ選定其ノ宜シキヲ得シメタコト、

學科目ノ選定ニ關シテハ一學科目若ハ其ノ一部ヲ他ノ學科目若ハ其ノ一部ニ併セテ一學科目ヲ定メル等、分割合併ニ付深ク留意スルハ斯種ノ教育ニ於テ極メテ緊要ノコトデアアル。例ハ必要ニ依リテハ修身ト國語、家事ト裁縫ヲ合セ、又ハ理科ト農業大意、理科ト商品ヲ合セ、或ハ船體構造ト艦裝ト造船材料、土壤ト肥料、商事要項ト商業算術、漁撈ト航海運用ヲ合セテ各一學科目トスルガ如キデアアル。又必要ニ依リ發動機ヲ蒸氣機關、內燃機關、水車等ニ、作物ヲ食用作物、工藝作物若ハ稻作、麥作等ニ、商事要項ヲ賣買、保險、保管、運送、銀行等ニ、製造ヲ食用品、工用品若ハ織造、製糖、製鹽等ニ分ケルガ如ク、一學科目ヲ數事項ニ分ケテ其ノ一事項若ハ數事項ヲ選定スルガ如キ、固ヨリ適當ナコトデアアルガ、之ガ取捨ニ深ク留意セナケレバナラナイ。而シテ、學科目中加設學科目ニ屬スルモノ及後期ノ職業科目中、或事項ハ必要ニ應ジ之ヲ隨意科目、

第七章 現行實業補習學校規程に關する諸問題

又ハ選擇科目トシ、又或科目ニ付既ニ相當ノ素養アル者ニ對シテハ、其ノ學科目ハ之ヲ課セヌコトモアル等、生徒ノ學力職
業ノ種類等ニ應ジ、施措宜シキヲ得、カメテ教育ノ實効ヲ舉ゲシメルコト、シタ。

三、學科と學科目との區別如何 規程の第十三條には「高等の實業補習學校の修業期間、教授
時數、學科目等は、學科の種類土地の情況等により、適宜之を定むべし」とありて、學科目と學科
と使ひ分けられてるが、學科目といひ學科といひ同じやうに思はれるし、世間でも混同して用ひ
てるやうに思ふが、その差別如何にといふに、學科といふ時は、先づ學校の種類を現してゐる言葉
と思ふてよろしい。即ち農業補習學校で例せば農業補習學校、酪農補習學校、養蠶補習學校、林
業補習學校、園藝補習學校等の種類あり、工業補習學校で例せば機械補習學校、電氣補習學校、
建築補習學校、土木補習學校、鑛業補習學校、造船補習學校、染織補習學校、工藝補習學校等の
種類あり、商業補習學校で例せば、商業補習學校、簿記補習學校、タイプライティング補習學校、
速記補習學校、珠算補習學校等の種類あるが、その學校の種類を現すところの農業、酪農、養
蠶、林業、園藝等は農業補習學校の學科であり、機械、電氣、建築、土木、鑛業、造船、染織、
工藝等は工業補習學校の學科であり、商業簿記、タイプライティング、速記、珠算等は商業補習學
校の學科である。

學科目はこれ等の補習學校に於て課する修身、國語、數學、職業科目等であつて、園藝補習學校
にて例せば同校にて修身、國語、數學、園藝を課するとせばこれ等は即ち學科目である。而して
これ等の學科は唯一つのみにても、獨立したる補習學校を設置することが出来るが、又一學校内
に數學科を置くことも出来る。即ち一つの工業補習學校に機械、建築、電氣の三學科を置く如き
類である。又一學科のものを更に數學科に分つことも出来る、例へば建築科を、木工、泥工、塗
工、石工等に分ちて各獨立した補習學校となし、又は一學科となし得るやうな類である。

四、家事、裁縫は職業科目と見ることが出来ぬか 女子の補習學校に於ける必修學科目は、規
程の第五條に於て、前期には修身、國語、數學、家事、裁縫及職業に關する學科目とし、後期に
は修身、國語、家事、裁縫及職業に關する學科目とす。と規定されてる。

これによつて見ると家事及び裁縫は、職業に關する學科目と見ることが出来ないやうに見える
これは一般の女子に對する規定であるから、この兩學科目も一般女子にとりては、女子としての
修養上學ぶべき學科目であるから、職業科目と見ないのである、されど、割烹、育兒、洗濯等に從
事する職業婦人を養成する目的の家事科、又裁縫を以て職業とする婦人を養成する目的の裁縫科
の場合であれば、職業科目と看做しても差支ない、即ちこの兩學科目は、其の目的によりて普通

科ともなれば職業科目ともなるのである。

五、規程に關する其の他の諸問題

(一)前期又は後期の課程のみを置くことが出来る規定は第二條の精神と矛盾せぬか、

第二條に於て前期、後期の課程を設けた趣旨は、後期の課程までは都市農村を通じて義務教育的に補習教育を行ふ趣旨であるけれども、程度の極めて低き地方に於ては、前期の課程のみを置き得る特例を設くる必要あり、又前期の生徒の無きところには前期の課程を設くるの必要なく、又都市の様に多数の生徒あり、多くの補習學校を設け得るところには、一方の學校には前期のみを置き、他方の學校には後期のみを置いて、生徒收容上差支なき次第であるから、この特別の場合あるを考へ、第十一條の規定を設けられた次第である。

(二)附設を併設といふ言葉に改めたのは何故か、

附設といひ、併設といひ、文字の解釋よりせば同じ意味のやうであるけれども、從來文部省に於て附設と稱する場合には、其の學校の經濟を同一にして居る場合を稱し、例へば師範學校に小學校を附設し、師範學校の經費にて之を經營して居るが如き類である。然るに併設といふ時は、獨立したるものと同じ場所に二つ存在して居る場合を稱して居るのである。この度の規程で、實業補習

學校には附設がなくなり、獨立して設置するか、併設するかのみ認めらるゝことゝなつた。

(三)分教場を設くる場合如何

都市の補習學校には分教場を設くる必要がないが、農村の補習學校には分教場を設くる必要な場合が往々ある。即ち三、四里に亘る大村であつて通學距離が遠方なために、分教場を設けなければ、其の村内に於ける補習教育學齡にある青年男女の就學を完うせしむることが、出来ないからである。然るに農村の補習學校には、往々かゝる必要ある爲ではなく、從來の青年夜學會時代の部落に於ける教場を、今日でもそのまゝ教場にして居るところが少くはない。かゝる部落教授の分教場であれば、なるべく早く學校本位に統一することを望んで居る。部落教授を主張して居る學校の話を聞くと、部落教授は就學出席が宜い。補習學校に於て最も困難とするところは、就學出席であるから、その便利をはかるために部落教授をなす方可なりとのことなるが、今その實際を見ると、部落教授では設備が甚だ不完全であり、教員も亦多数の者が關係すること困難であるから、自然一、二の教員がその教授の任に當ることゝなり、指導上教師の力の乏しき點を見ることあり、又年齢學力の異なる雑多の生徒が集り居る故、組織ある教授は出來難い。かくの如き次第であつては、新規程に期待して居るやうな、補習教育の本旨の徹底を見ることは六ヶ敷い。先づ

今日の状態より推せば不可能といつてよろしい。加ふるに部落々に教場を設けることは、經濟上からいつても不利なる點が少くないやうに思ふから。學校本位に教場を設くるやうにし、學校の設備を利用するやうに致したい。かくせば設備の點よりも教師の教授力よりするも、又經濟の上よりするも利するところ大なるばかりではなく、多數の生徒を學力に應じて數學級に分ちて教授するにより、適切なる教育を行ふことが出來、從ひて補習教育の効果を擧ぐる事が出來ることとは疑ひない。統一後に著しき成績を擧げてゐる補習學校は、實際にも少くないのであるから、今猶部落教授の學校では、一日も早く學校本位に統一することを望む次第である。

(四)高等實業補習學校は今日設置せられて居るか

規程第十三條に該當する高等の實業補習學校は、今日設置せられて居るかとの問であるが、元は東京高等工業學校の附屬で、今は勞資協調會經營の補習學校、校名は專修學校と名付けてるが、その中には専門程度の課程が數科あり、又東京市の補習學校中にも之を設けてるのがあり、又京都帝國大學の構内には青柳工學博士の經營されてる電氣工學に關する専門程度のもがあり、其の他工業、商業の官立専門學校に於ては、高等實業補習教育を施設してゐるものが多い。以上は多く商業工業に關する高等の補習學校であるが、農業のものは、静岡縣立御殿場實業學校に併設さ

れてる静岡縣立御殿場高等農業補習學校位のものかと思はれる。

(五)第十八條の設備の規定に實習地を加へない理由は如何

第十八條には「實業補習學校には必要なる諸室、圖書、器具、機械、標本等を備ふべし」とあるが、實習地のことには明記されなければ、之を必要とする地方に於ては、之を設備することは少しも妨ない次第である。たゞこれを明記して居なかつたのは、農、工、商、水産等に通じてる規定故、等の文字中に含ましむることが出来るから、一々これを掲げなかつたのである。實習地を掲ぐることになると、其の他の補習學校に於て必要なる事も掲げなければならぬやうになり、又農村に於ける實際の農業補習學校の情況よりしても、學校に實習地を必ず設置せしむることゝ規定することは、全國を通じて見ると、實行の困難なところもあるから、この條文中には明記せず、等といふ文字中に含ましむることゝされたのであることゝ思ふ。

従前までは實業補習學校の經營は、手軽く簡便に出来る學校、金のかゝらぬ學校として其の設置を奨励されて來たので、専用教室、製圖、裁縫、家事等の特別教室、其の他實習に必要な諸室を有する學校は極めて少く、特に補習學校に要する圖書、教授上實習上に要する器具、機械、標本の様なものを設備してゐる學校はないといつてもよろしい位である。かやうな有様では、實業

補習教育の振興徹底を期することは覺束ない。斯教育普及のみを以てせば、手軽く簡便に金のかゝらぬ學校といふ事は、確にその普及を助くる上にとりて有効の事と思はるゝも、補習教育の効果を有効ならしむるには、手軽く簡便に金のかゝらぬ學校といふ考ではいかぬ。やはり相當に設備を整へ、また金もかけなければならぬ。今日多くの補習學校の小學校舎を利用して夜學であるのは、義務制でない今日では當然のことと思ふけれども、これが爲めに小學校教員の兼任丈で可なり、小學校の設備を利用するのみでよろしいとはいへない。やはり十分なる効果を擧ぐるには、どうしても専任の教員もなければならず、補習學校に要する設備も相當に整へなければならぬ。これを實際に徴して見ても、その成績を擧げてゐる學校は、男子にありては専任の教員あり、相當の設備ある學校である。尙女子部に在りては専任の家事裁縫教員をおき、其の家事裁縫に對する設備が整へば、何處に於ても多くの生徒を得て、優良なる成績を擧げてゐるのを見るのである。されば第十八條に規定された精神を採り、從來の様に金のかゝらぬ學校手輕に出来る學校といふ考を去り、相當の設備をなし、以て補習教育の効果を發揚するやうに力めて欲しい。實習地のことを述べると同時に以上のことをも述べておくこととする。

(六)學年制と科目制との別如何

從來我が國の實業補習學校には、學年制のものゝと科目制のものゝとがあつたのである。村落の實業補習學校は、多くは學年制をとり、都市の實業補習學校は多くは科目制を採つて居たのである。斯様に都市と村落と、特別の發達をなしたのであるが、是は如何なる理由によるかといふに、村落の實業補習學校は、前既に述べたやうに、多くは青年の夜學會の發達したものであるが、青年の夜學會は、矢張り読み、書き、算盤所謂普通科の補習を主とし、即ち修養を主として補習教育が、村落に於て發達した次第であるから、學年制を採ることとなつたのである。都市に於ても明治二十六年の補習學校の規程の發布せられた時に生れた實業補習學校は、學年制を採つたのであるが、學年制に依りて補習教育を行ふて見たところ、其の生徒を得ることが非常に困難であつたのである。是は都市の事情は、村落とは大に異なる點があるからであつたと思ふ。そこで都市に於ては、彼等青年に職業上、生活上、修養上希望して居る學科目を選択せしめて教授する方法を採ることが、適切であらうと云ふことで、其の當時の都市實業補習教育の任に當つて居る先覺者が、之を考へて此の科目制なるものを案出された次第である。此の科目制は、我が國獨特のものゝと考へられる。之を説明して見ると、學科に於ては國語科、英語科、珠算科、數學科、商事要項科、簿記科、建築科、機械科、圖案科、製圖科等、何々と云ふ學科目、即ち教授す

る科目を置き、其の各學科課程は六ヶ月間を一期として修了し得るやうにし、中には第一期、第二期、第三期、第四期と二ヶ年位繼續するやうになつて居るものもあるが、大體六ヶ月を一期として、第一期の課程を修了することが出来るやうな組織にして、生徒をして其の中望む所の科目を選択して、之を専修せしむるやうな組織にして居つたのである、かく科目制の發達した原因は、明治三十二年、校長手島精一氏の力により、東京藏前の高等工業學校内に、修學年限二ヶ年の工業補習學校を附設し、二學級で生徒五十五名を得たが、其の後二ヶ年の成績を見ると、生徒は自己の職業に關する事項のみの聽講を望み、隨つて其の生徒數も減じて來た。こゝに於て同三十五年實業補習學校規定改正と同時に學年制を改めて科目制とし、十六科目をおき、科目により四ヶ月以上一ヶ年以内に於て修了し得ることとしたために、學級數は十六で生徒數三百三十二人を收容するやうになり、爾來年と共に發達し、大正二年よりは、更に學年制をも加ふるやうになり、今日では勞資協調會の經營となり、高等専門程度の科目制の課程をも加へ、益々盛大を呈するやうになつてゐる。又神戸市には、日清戰役後、明治二十九年に、修業年限三ヶ年の湊川實業補習學校を設置し、同三十一年に兵庫實業補習學校及び神戸商業補習學校（修業年限二ヶ年）を設置したが、其の當時の經營者が、今日よりは想像することの出来ないやうな苦辛と努力とを拂つ

たけれども、其の成績は豫期の如く舉らない。これ當時は小學校よりの兼任教員のみであり、且つ實業の適切なる教員がなかつた爲、湊川校では三十三年に工業教員養成所卒業生を聘し、三十四年に専任校長を置き、同年神戸校にも専任の實業教員を置くやうになつて面目を改めたが、同三十五年の、實業補習學校規程改正と同時に、學科課程學級編制に大改革を行ひ、多數の教科を設け、各科の修業年限を六ヶ月とし、所謂科目制を採用することとなり、爾來校運は一變し、關西の商工業補習學校の範となり、以て今日の神戸市に於ける實業補習教育の盛大を呈するやうになつた。都市の實業補習教育は、範を此の兩校に採るものが多かつたが爲に、自然都市の實業補習教育は、科目制に依つて發達するやうになつたのである。然るに此の度の改正の規定には、前期も後期も學年制を採ることとなつた爲に、都市の實業補習教育の任に當つて居る人々は、都市の補習教育は是が爲に衰退を來すではなからうかと心配して居る次第である。併し歐米各國が、滿十八歳迄學年制を採つて徹底せる補習教育をなし、能率ある公民の養成をなして居ることは、既に歐米の補習教育狀況の所に於て述べた通りであるが、是に依りて見ても、日本に於てもせめて十六歳迄は、職業教育、公民教育を施し、以て職業生活、社會生活をなす上に於て、能率のある國民を養成することが、現代の日本の要務であるだらうと考へられるので、歐米の如く義務教

育を採ることは出来ないとしても、先づ十六歳位の程度までは學年制を採り、徹底した補習教育を行ひたいと云ふ希望で、文部省でも學年制を採用せられた次第であるが。都市の補習學校に於ても、漸次學年制に改められることを希望する次第である。尤も之を改めるとしても、科目制を加味することとし、純粹の學年制を採る間の繋ぎとして行つても宜からうと思はれる。或る都市の實業補習學校を視察した時のことを、例にして話して見ると、其の補習學校では四十分を一時限とし、毎晩三時限の教授をして居る學校であつたが、珠算科の生徒であれば、第一時限も第二時限も、第三時限も珠算科をやつて居るのである。是が六ヶ月間斯く三時限宛學ぶのである。國語の生徒も矢張り同様、英語科の生徒も亦同様に之を學んで居るのである。之を視察して感じたことは、毎時間の教授の方法には、色々の工夫を用ひ變化あらしめて居るけれども、時間を過ぐるに従つて、其の教授にだれ氣味があるやうに認められ、緊張味を缺いて居ることを認めた次第である。そこで私は、珠算科なら其の生徒に、例へば珠算を要する職業上に必要な簿記の主要の如きものを加へ、尙將來の公民として必要な公民の心得を授くるやうにし、其の三時間の第二時限の時間に於て、時々之を課するやうにしたならば、生徒が珠算科を學ぶ上に於て、其の學習上に關係ある事項を學ぶのであるから、生徒將來の爲にもなり、又一學科目のみを長く繼續せず

に變化あらしむるから、今迄よりは、却つて其の珠算科を學ぶ上に於ても緊張味を繼續し、一層其の能率を擧ぐることが出来やうかと考へられるのである。斯様な次第であつて、他の科目制の學科に對しても、それ〴〵適當なる學科目を加へて教授することにし、即ち第一期の珠算科が終つて第二期の珠算科に進み、第二期の珠算科が終つて第三期の珠算科に進み、第三期の珠算科を終つて第四期の珠算科に進むと云ふことにすれば、二學年の學年制を採つたと同一になること、思ふのである。斯の如き方法に依つて、漸次科目制の補習學校を、學年制に改めるやうにして欲しいと思ふ。尤も神戸に於ては、大正十一年度より前期後期は學年制により、それ以上には科目制を採ることとして實行して見たが、其の生徒の出席及び、勉學の状態を尋ねて見ると、初めに考へて居つたよりは、成績が非常に良好であると云ふ話を聞いた次第である。十數年前の日本と今日の日本とは、總ての上に於て餘程違ふ點があるからして、都市に於ても學年制を採ることは、敢えて困難でなからうと思ふ次第である。

(七) 講習の規定を設けた趣旨如何

實業補習學校の規程の第十四條に、「實業補習學校に於ては短期間特殊の事項を授くる爲臨時講習を爲すことを得」との規定がある。此の規定は、獨り實業補習學校の規程に於てあるばかりで

なく、各種實業學校の規定の中にもあるのであるが、之を置いた趣旨は、第一は卒業生の指導をなすと同時に當業者に短期間特殊の事項を授ける爲、隨時講習講話を開催し、以て廣く地方當業者の教化に資する目的で、これ等施設を奨励する爲に規定せられたのである。尙實業補習學校に於ては、以上の目的と同時に、農村であれば農村民、都市であれば市民に對し、廣く職業教育及び公民教育を行はんとする趣旨で設けた次第であるから、補習學校の當事者は、よく此の規定を應用して、欲しいのである。

(八) 巡回實業補習學校は設置し得らるゝか

巡回實業補習學校は、數年前に廣島、鹿児島其の他の縣に數校あるを聞いて居た。此の學校は特設したる教場を持たないで、學校の職員は順次に村々を巡回して行き、其の地方の生徒を集め、一ヶ月間、或は二週間、或は五週間一期と云ふ如き教授の期間を定めて、巡回しつゝ生徒を教授し行く學校である。此の補習學校は此の度の規程に於ては認められてるかどうかといふに、此の度の規程に於ては、前期及び後期迄は、學年制を採つて義務教育的に一般生徒を教育すると云ふ趣旨であるから、數年に一回巡回し來る所の補習教育では、満足することが出來ない次第である、故に此の度の規程に於ては、前期後期の生徒を教育する學校としては、此の巡回補習學校の施設

は認めない次第である。併しながら後期以上の年齢にある生徒を集めて、或る特殊の専門的の事項に就き、公民教育、職業教育をなす場合には、此の種の補習學校を認めても差支ない。即ち男子の農業補習學校に就て、例を云へば、或る専門の事項、促成栽培に關することとか、農産製造に關することとか、麥作に關することとか、稻作に關することとか云ふやうな、一二の専門事項に就て、之を巡回しつゝ授くる場合には、此の種の學校を認めることが出來ると思ふのである。即ち甲の村に於て二週間之を教授し終つて、次の村に行つて二週間教授すると云ふ如く巡回し、専門事項を授けることが、亦一の補習教育として面白いことであると思ふ。女子に就き例を採つて云へば、染色のこととか、野菜料理のこととか、育児のこととか、簡單服の仕立方とか、其の地方の時代の要求に應ずる所の、或る特殊の専門事項を、前述べたる巡回補習學校に於けるが如き方法により、施行することが又面白いことと思ふのである。亞米利加には、自動車の學校と云ふのがあつて、自動車に教授用の器具機械を載せ、教師と共に地方に行つて、適當の場所を選んで市民教育をなすと云ふことを聞いて居るが、簡單なる巡回補習學校は、即ち亞米利加の自動車學校の如きものであらうと思ふのである。是亦面白い施設と思ふ。

(九) 生徒定員は學則中に規定せざるも可なりや、

實業學校の設置廢止規則には、生徒定員に關する項あり、また多くの實業補習學校の學則にも生徒定員を掲げてゐるものを見るのであるが、道廳府、縣、その他、公共團體の設立した補習學校私人の設置した實業補習學校等であれば、定員の規定の必要もあることと思ふも、町村の公立實業補習學校では、その實業補習教育學齡内にある青年の男女は、小學校の兒童と同じやうに、全部就學せしむるを本體とすべき性質のものであるから、學則中に、特に生徒定員の項は、設けなくも可なりと思ふ次第である。

六、實業補習學校の名稱に關する問題

實業補習教育の本旨は、前節規程の第一條に關する問題に於て、既に述べたやうに、職業教育公民教育を二大眼目としてゐる次第で、從來の補習教育の本旨とは、大に趣きを異にし、又前節學科目との區別を説明したる節に於て、例示した學校名には、酪農補習學校、電氣補習學校、簿記補習學校、速記補習學校、染濯補習學校等の名稱があるが、更に適切なる名稱があるやうに思はれるが、補習學校なる名稱は必ず附けなければならぬものか、如何かとのことが問題となる次第だが、従前の實業補習學校規程の第十條には「實業補習學校の名稱には補習學校の名稱を附すべし」との規定があつて、實業補習學校規程によりて設置したる學校には、必ず補習學校なる名稱

を附することとなつて居たのである。

固より補習學校は、一般の學校とは本性が違つて居り、内容も非常に違ふ譯であるから、名稱としては補習學校と云ふのがよろしい事かとも思ふ次第で、補習學校でありながら、補習學校といふ名を付けないと云ふ理由もあるまいかと思はる。併し法令の上で、學校の名稱を斯う云ふ名に付けよと云ふ制限をして居ることは、此の度の規程改正の際に於て、文部省でも考へられた上で撤廢されたのである。その撤廢された精神を述べて見ると、中學校令では「此の法令に依るに在らざれば中學校と稱することを得ず」、高等女學校令では「此の法令に依るに在らざれば高等女學校と稱することを得ず」と云ふやうに自分の方の繩張りを定めて置く例はあるが、補習學校のやうに、此の法令に依るものは、補習學校と云ふ名前を付けなければならぬと云ふ制限を規定して居るものは、他にはないのである。是は法令として如何であらうかとの考から、又場合に依つては農村の補習學校は、或は公民學校と云ふ名前を付けると云ふ希望のある所もあるかも知れないし、其の他適當な名前がなきにしもあらずとすれば、それを禁止する必要はなからうとの考へから、此の度の規定に於ては、從來のやうに補習學校と云ふ名前を付けなければならぬと云ふ積極的の制度は、之を撤廢されたのである。併し補習學校では、當然工業學校、農業學校、商業

學校、商船學校、水産學校、職業學校、實業學校の如き、一般實業學校と混同し易い名稱を用ひることは、之を避け、補習の文字を付けない場合には、學校の内容を表はすに適當の名稱を用ひることを必要とする意味に於て、大正十年四月二十日實業學務局長より各地方長官宛に左の如き通牒を出されて居るのである。

先般實業補習學校規程が改正セラレ學校名稱ニ關シテハ特ニ制限ヲ設ケザルコトナリマシタガ工業學校、農業學校、商業學校、商船學校、水産學校、職業學校及實業學校ノ如キ一般實業學校ト混同シ易キ名稱ハ之ヲ用ヒザルコトシ尙補習ノ文字ヲ附セザル場合ニハ學校ノ内容ヲ表ハスニ適當ナル名稱ヲ用ヒシムル様御取計相成度

との通牒であるから、一般實業學校の名稱と混同せぬやうな文字を用ひて、其の内容を表すに適當なる名稱を用ふるやうにすれば、補習なる文字は用ひなくてもよろしい。本年五月文部省に開いた全國實業補習學校教員養成所長會に於ては、實業公民學校といふ名稱を用ふることを建議してゐる。この名稱には共鳴してゐる人も多く、實業補習學校といふよりは適切なやうに思はる。又右に例示した學校のやうな名稱では、實修とか専修とかいふ文字を用ひてもよろしいやうである。即ち酪農實修(専修)學校、電氣實修(専修)學校、速記實修(専修)學校等の名稱となつて、ふさはしいやうに思ふのである。

第八章 實業補習學校の設置

一 設置に關する規定

一、設置に關する制限の撤廢 從來の實業補習學校は、從來の實業學校令第三條に、

北海道及府縣ニ於テハ實業學校ヲ設置スルコトヲ得、但シ道府縣立實業補習學校ハ他ノ道府縣立學校ニ附設スル場合ニ限ル

との制限があり、第五條には、

郡市町村 北海道沖繩ノ區、北海道一級町村、二級町村沖繩縣間切島又ハ町村學校組合ハ土地ノ情況ニ依リ須要ニシテ其ノ區域内小學校教育ノ施設上妨ゲナキ場合ニ限り實業學校ヲ設置スルコトヲ得

とあり、この實業學教の中には勿論實業補習學校も含んで居るのである。故に小學校教育の施設上妨げありと認めれば、必ずしも實業補習學校は、設置しなくても宜しかつたのである。又其の第五條の二項に、

商業會議所ハ實業學校ヲ設置スルコトヲ得

とあつて、農會、其の他の公共團體の設立は認めてなかつた。然るに此の度の規程改正と同時に、此の第三條の制限を撤廢して、道府縣立の實業補習學校を設置することを認め、又實業補習學校規程の第十五條に、「實業補習學校學校、試驗場、講習所等に併設することを得」との規定を加へられ、又第四條の市町村立の經營に對しての制限も、此の度の改正に依つて撤廢されたのである。實業補習教育は、今日直ちに義務教育とすることは困難なる事情ありとしても、多數國民の教育上、將來に於ては之を義務教育とすべき性質のものであるから、斯の如き制限の規定のあると云ふことは、實業補習教育の振興上之を義務教育的に發達せしむる上に於て、大に妨げとなることを認められ、此の度の制度改正に際し、之を撤廢せられると同時に、市町村の之を經營するのを本體とすると云ふ趣旨を、現はされて居るのである。又從來は、右に擧げたやうに第五條に於て、商業會議所だけに實業學校を設置することを認めて居つたのであるが、此の度の改正に依つて、第五條を「商業會議所、農會其の他之に準すべき公共團體は實業學校を設置することを得」と改め、商業會議所の外、農會同業組合等の公法人も、實業學校、實業補習學校を經營することが出来ることと云ふことを認められた次第である。

かく實業補習學校の設置に關する制限を撤廢され、公共團體の種類を擴張されたことは喜ぶべきことであるけれども、商業會議所、農會其の他之に準すべき公共團體の設置に係る學校は、私立と認められ、公立としての恩典に浴することの出来ないのは遺憾である。

二、併設 從來の規程には、實業補習學校は、小學校、實業學校又は其の他の學校に附設することを認められてあつたが、此の度の實業補習學校規程の第十五條には「實業補習學校は學校、試驗場、講習所等に併設することを得」とあつて、附設を併設と改められてるのであるが、附設と云ひ、併設と云ひ、同じ意味のやうに思はれるが其の説明は、前章規程に關する問題のところにて試みたが、此の度の規程改正に依つて、實業補習學校は附設といふことが全くなくなり、併設せられることのみを認められることとなつたのである。而して其の附設も從來は單に學校のみに限られてあつたが、此の度實業學校令の改正に依つて、學校の外各種の試驗場、即ち林業試驗場、農事試驗場、蠶業試驗場、又は農事講習所、水産講習所、其の外各種の研究等にも、之を併設することが出来ることと云ふことを認められた次第である。

三、實業學校設置廢止規則

實業學校設置廢止規則(現行)

第八章 實業補習學校の設置

第一條 實業學校ヲ設置セントスルトキハ公立學校ニ在リ

テハ其ノ管理者ニ於テ私立學校ニ在リテハ其ノ設立者ニ

於テ左ノ事項ヲ具シ文部大臣ニ稟申スヘシ但實業學校令
第三條ニ依リ設置スル場合ニハ第九號ノ事項ヲ具スルコ
トヲ要セス

- 一 名稱
 - 二 位置
 - 三 學則
 - 四 生徒定員
 - 五 開校年月
 - 六 (削除)
 - 七 收入支出豫算表
 - 八 職員數及俸給額ノ豫定
 - 九 設置區域内ニ於ケル當該實業ノ情況
 - 十 設立者ノ履歷、法人又ハ組合ノ設立ニ係ルモノハ其ノ定款寄附行爲又ハ組合契約及其ノ沿革但シ定款又ハ寄附行爲ニシテ文部大臣ノ認可ヲ受ケタルモノハ添付ヲ要セス
- 前項第一號第二號第三號第四號第五號ノ變更ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ第十號ノ變更ハ文部大臣ニ開申スヘシ
第一項第二號ノ位置ニ關スル稟申ニハ敷地ノ面積地質並附近ノ情況及建物ノ配置ヲ記載シタル圖面及飲用水ノ定性分析表ヲ添付スヘシ

第二條 位置ノ變更ニアラサル敷地ノ變更、建物ノ建設又ハ變更ハ道府縣立實業學校ニ在リテハ圖面ヲ具シ文部大臣ニ開申シ其ノ他ノ實業學校ニ在リテハ圖面ヲ具シ地方長官ノ認可ヲ受ケヘシ
前項ニ依リ地方長官ニ於テ認可ヲ爲シタルトハ圖面ヲ具シ文部大臣ニ開申スヘシ

- 第三條 實業學校ノ學則ニハ左ノ事項ヲ規定スヘシ
 - 一 學校ノ目的
 - 二 修業年限及入學資格ニ關スル事項
 - 三 學科課程及毎週教授時數ニ關スル事項
 - 四 學年、學期及休業日ニ關スル事項
 - 五 課程ノ修了及卒業ニ關スル事項
 - 六 入學、退學、賞罰ニ關スル事項
 - 七 授業料等ニ關スル事項
 - 八 寄宿舎ニ關スル事項
- 前項第二號第三號ノ變更ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ第一號第四號乃至第八號ノ變更ハ文部大臣ニ開申スヘシ
第四條 實業學校ヲ廢止セントスルトキハ其ノ事由並ニ生徒ノ處分方法ヲ具シテ文部大臣ニ稟申スヘシ
第五條 第二條及第三條ノ規定ハ道府縣立實業補習學校ノ設置廢止ニ關シ之ヲ適用セス第五條ノ二 第一條ノ規定

ハ實業學校ノ設立者又ハ種類ノ變更ノ場合ニ之ヲ準用ス
第六條 道府縣立ニアラサル實業學校ニ關シ文部大臣ニ提出スヘキ文書ハ地方長官ヲ經由スヘシ但シ其ノ設置廢

止ノ稟申ニ關シテハ地方長官ハ其ノ意見ヲ具スヘシ
附 則
第七條 此規則ハ明治三十二年四月一日ヨリ施行ス

一一 道府縣立及び市立實業補習學校

一、道府縣立實業補習學校 道府縣立の實業補習學校は、從來も各種の實業學校、或は師範學校の附屬小學校、又は代用附屬小學校等に附設して居つたものが少々はあつたが、今後は道府縣立の實業補習學校も、より多く設置せられるやうに希望する次第である。即ち都市に設立される道府縣立の實業學校には、必ず其の實業の補習學校を併設して、實業補習教育を施すことを望む次第である。殊に工業の補習學校に於ては、工業の教員を得ることが困難であり、且つ設備等に於ても、普通の小學校に於ては缺くる點多き次第であるから、是非工業の實業學校には補習學校を設置したいと思ふのである。尙師範學校の農村に設置して居る代用附屬小學校には、是非實業補習學校を併設して、其の師範學校の生徒に實業補習學校の經營に關する指導を與へ、尙實業補習教育研究の中心となるやうになしたいものと思ふのである。私の知る所では、東京府豊島師範學校併設の、松澤村にある豊島農業補習學校、山梨縣師範學校の代用附屬小學校に併設して居

る相川の農業補習學校、山口縣師範學校の代用附屬小學校に併設して居る大歳の農業補習學校、秋田縣師範學校、新潟縣の兩師範學校、愛媛縣師範學校、熊本縣の兩師範學校、鹿兒島縣師範學校の代用附屬小學校に併設して居る補習學校等は、其の研究の中心機關となり、且つ師範學校生徒の指導に任じて居るのを見、且つ聞いて居る次第であるが、各府縣に於ても、斯の如き施設の未だない處では、是非して欲しいと思ふのである。又道府縣立實業補習學校教員養成所にも併設した所がある。即ち私の知る所では、埼玉縣立農業教員養成所に併設して居る熊谷農業補習學校の如きはそれであり、特色のある模範を示し、其の成績の良好なるを認めた次第である。愛知縣立農業教員養成所の傍には、獨立した愛知縣立農業補習學校と稱する補習學校があるが、是亦愛知縣實業補習學校教員養成所と關聯して、以て愛知縣實業補習教育研究の中心となり、岡山縣立實業補習學校教員養成所にも併設の農業補習學校あり、何れも種々の研究をなして居るのであるが、斯の如く師範學校、或は教員養成所に併設して居るもの及び都市の道府縣立實業學校に併設する補習學校は、道府縣立として之を經營し、以て其の道府縣下に實業補習學校の範を示し、以て道府縣下實業補習教育の發展を期するやうにして欲しいと思ふのである。

二、市立實業補習學校 市立の實業補習學校に於ては、會社、工場、同業者の組合等と聯絡を

取つて、出来る丈各種の職業科の補習學校を設置し、以て内容の充實に努力して欲しい。都市の實業補習教育は、どうしても職業を基礎にしたるものでなければならぬことと思ふ。今日の如き一般的の商業或は工業を教授して居る補習學校では、十分の効果を擧ぐる事が困難であると思ふ。獨逸の都市實業補習教育が成功して居るのも、既に述べた通り、各種の職業に基礎を置いて居るからである。都市實業補習教育はどうしても此處に進まねばならぬことと思ふ。これがためには、會社工場及び各種の同業者の組合に聯絡を取り、時には學校の經營の相談相手にもなつて貰ひ、又は適當なる技術者の講師を世話して貰ふやうに努め、以てこれ等の團體の人々にも、その市の實業補習教育に關與せしむるやうにして欲しいと思ふのである。東京市に於ては、昨年度より専務の實業補習教育の視學を置いて、種々研究もし、獎勵もして居るので、次第にこの傾向の學校が多くなりつつあるのは喜ぶべきことである。尙大都市に於ては、研究の中心機關としての實業補習教育の經營をして欲しい。今日は猶補習教育の創業時代と見てよい時であるから、其の據るべき學校が少いに拘らず、其の研究すべき事項は、極めて多い時であるから、一層之が必要を感ずる次第である。

此の外、大都市では、高等専門程度の實業補習學校の經營を希望する、その必要なる點に至り

ては、前既に述べた次第であるから、ここに改めて述ぶるの要を見ないが、是非是が設置經營を望む次第である。

三 町村立實業補習學校

一、一町村一補習學校主義 町村の中には、數校の小學校を有するものがある。斯の如き場合に於ても、可成一町村一補習學校主義を採つて、實業補習學校の經營の任に當るやうにして欲しいと思ふのである。其の理由は、第一は自治民育、即ち公民的の教育訓練の上より、一町村一補習學校主義を採ることが必要であると思ふのである。第二の理由は専任の教員を置く關係より、一補習學校主義を採るのが便利であると思ふのである。一町村に於て數個の實補習學校を設置して居る場合に、各補習學校に専任の教員を置くことは、困難な場合が多いことと思ふ、之を兼任せしむる方法がないでもないが、併し一補習學校として置けば、其の一町村補習學校の専任教員として任命せられる次第であるから、其の他數校にある分教場を有する場合に於ても、それらの學校の矢張り教員として任命せられて居る次第であるから、専任教員を置く上に於て、一補習學校となし置くことが便利な場合が多いやうに思ふ。此の二つの意味がある爲に、成るべ

く一町村一補習學校主義を採つて欲しいと思ふ。尤も數校ある場合に於て、教場を一ヶ所に纏めることが、生徒の通學の上より困難なる場合が多いことと思ふから、一補習學校主義を採つても地方の狀況に依つては、必ずしも教場を一ヶ所に纏めると云ふ考へではない。地方の狀況に依つては、一補習學校に教場を纏めることの出来る場合には、成るべく纏めた方が宜いのであるけれども、通學の不便なる場合には、其の部落々々の小學校に分教場を置くことは、何等差支ないことと思ふ。此の點は誤解のないやうにして欲しいと思ふのである。

二、教場は學校本位 我が國の農村に於ける補習學校は、青年團の夜學會が其の發達の源をなして居ることは、前既に述べた通りであるが、其の夜學會は、學校本位に行はれて居つた地方もあつたけれども、多くは部落々々に教場を設けて行つた所が多かつたのである。其の部落々々に教場を持つて居つた青年の夜學會を、其の儘實業補習學校に直して、補習教育をなした所が少くなかつたが、大正十年新規程實施以來、これ等の教場の合併を獎勵したために、次第に學校本位の教場となつたけれども、今日尙其のまゝになつて居るのが尠くないのである。私は斯の如き部落教授をなして居る補習學校に對しては、一日も早く學校本位に統一することを望んで居るのである。部落教授を主張して居る者の話を聞くと、部落教授の長所は、就學出席が宜い、補習

學校に於て最も困難とする所は就學出席であるが、就學出席に便利ならしむるやうにすることが、即ち補習教育の最も大事な點であると述べてるけれども、實際それらの部落教授の學校を見ると、多くの部落に於て教授をなして居る次第であるから、設備が甚だ不十分であり、黒板の無き所も尠くない有様であるから、教授上の設備のないことは無論のことである。又教授上に於ても多數の教員が之を教授することが出来ないから、自然一二の教員が之を受持つこととなり、實際に指導上教師の力の不足もあり、又年齢學力の異なる生徒の集り故、眞の指導は中々困難で、組織系統ある教授は出來難い。殊に新規程に期待して居る公民教育、職業教育等を徹底することに就きては、部落教授にては到底十分なる成績を擧ぐる事が、今日の狀態では不可能であるやうに思はれるし、加ふるに部落々々に教場を開くと云ふことは、經濟上不利なる點が少からぬやうに思ふ次第である。部落教授は、斯の如き短所がある故に、私は少くも學校本位に統一することを望む次第である。小學校本位とすれば其の學校の設備を用ひることが出来る爲に、設備も部落教場に比しては無論完備したものとなり、又經濟の點も、多くの部落の經費を一ヶ所に纏めて用ひることが出来るやうになる爲に、其の經費を有効に利用することが出来ることと思ふ。又教育力の方から見ても、多くの生徒を一ヶ所に集めるが爲に、適當の學級を編成することが出来る次第

である。前期は前期、後期は後期、人數が更に多ければ第一學年、第二學年に分つことが出來、各適當の學級に分つて、其の學級に相應したる課程表を編成して、適切なる教育を行ふことが出来るやうになり、又教員も適材を適所に配置することが出來て、其の教授力、教育力も從來に比して優るやうになる。又公民教育の指導、専任教員の實業學科の指導をなす上に於ても、便利であり且つ適切なることが出来るのであつて、何れの點より考へて見ても、一學校に統一することが、實業補習教育の振興上最も必要なことと思ふのである。所が之に反對する父兄がある、其の反對の理由は、夜遠く青年が實業補習學校に通學するやうになると、夜遊びを覺える虞れがあると云ふのであるが、それは生徒通學の監督方法を講究したならば、十分に防ぐことが出來やうと思ふ。されば今尙部落教授をしてる補習學校に於ては、一日も早く學校本位に統一し、以て眞の補習教育を行ふやうに努めたいと思ふのである。

三、部落教場統一の例 部落教場を統一した例は各地に於て屢々聞く所であるが、茲には私のよく知つて居る香川縣香川郡下笠居村の實業補習學校に於ける例を擧げて見やう。下笠居村は戸數六百五十程の村であるが、此の村の補習學校に於ては、從來九ヶ所の部落教場を設けて教授をして居つた。大正三年今上天皇御即位式の時に、香川縣は主基齊田を奉仕した次第であるが、其

の奉仕の記念事業として、香川縣に於ては農業補習學校の設置をなし、小學校卒業後二十歳迄之を教育する仕組にして、義務教育的に實行することにしたのである。即ち尋常小學を卒業したる者を豫科として二ケ年、豫科を修了したる者及び高等小學を卒業したる者を入學せしむるものを本科と名づけ四ケ年、本科を卒業したる者を入學せしむるものを研究科と名づけて二ケ年、即ち尋常小學校より八ケ年の實業補習學校を記念事業として設置することとしたのである。下笠居に於ても、從來補習教育を行ひ九ケ所の教場を設けて居つた次第であるが、此の記念事業として、二十歳迄の青年を悉く義務教育的に收容して、眞の實業補習教育を行つて行くと云ふことになる、九ケ所の部落教場に於ては、到底十分に教育を施すことが出来ないことを、當時の學校長及び村長が認めて、之が統一をなさんことを計つたのである。尤も下笠居に於ては、これまでも歴々統一を計畫したのであつたけれども、父兄が青年の夜遊を恐れる反對の聲がある爲に、之を實行することが出来ないで居つたのであつたが、此の記念事業をなす機會に於て、統一せんと考へ、各部落より中堅の模範青年三四名づゝを選抜し、青年の幹部修養旅行と名づけて、第十一師團、琴平神社及び三豊郡に於ける柞田農業補習學校の參觀をなすことを企て、學校長は幹部の青年を率ゐて行つたのである。柞田の補習學校は、柞田村といふ純農村六百五十戸程の村にある此

の村唯一の補習學校で、明治四十二年頃より、既に二十歳迄の青年は皆就學をなし、七學級に分つて適當なる補習教育を行つて居り、當時香川縣の模範的補習學校と稱せられて居つたのであるが、其の學校に行つて下笠居の青年が見ると、夜學であるが、授業の始まる前に、雨天體操場に於て小學校に於ける朝會の如き會があり、授業が始まつて教場に行つて見ると、二十歳迄の青年は七學級に、豫科一二年は一學級、其の他は各學年一學級に分ち、數學は數學、國語は國語、農業は農業、公民は公民と、それ／＼の學科目を、其の學年々々の生徒に對して適切に教授し、生徒は自己の力に相應したる教育を受けつゝある狀況を見、自分共の部落に於ける補習學校とは、全く異なる世界の補習學校の如く痛切に感じたのである。尙柞田の補習學校に於ては、武道及び體操を正科として居る爲に、其の夜に於ても、或る學年は武道を盛に學ぶのを見て、一層感を深くしたのである。尙翌日は青年團員の活動狀況を參觀し、其の夜、又柞田の補習學校を參觀して感を深くし、村に歸るや、學校長は青年團の臨時總會を催し、之が報告會を開いたのであるが、其の際に青年は口を揃へて柞田の實業補習學校の徹底的であることを報告し、部落教場を撤廢して、學校に統一する必要を述べた次第である。校長は此の機會に於て、之が統一を語つた所が、滿場之に賛成を表したのである。そこで校長は、之迄父兄の反對して居る事實に鑑み、

其の父兄の夜遊を恐るゝ點を青年に諒つた所が、青年は部落毎に組合を作つて互に制裁し、斯の如き不都合の行爲をなす者がないやうに努める故、是非部落教場を撤廢して、學校に統一せられんことを望んだ爲に、下笠居の補習學校は目出度く統一を遂げることが出来たのである。統一したる後間もなく、私は下笠居の補習學校を夜參觀したのであるが、六百五十戸の村でありながら、百八十有餘名の生徒が出席し、出席の状況も極めて良く、五學級に編成し、教師も生徒も緊張したる氣分に於て、學習し居る状態を見て大に喜んだ次第であつた。下笠居の補習學校は、其の後成績益々上つて、遂に縣よりも優良補習學校の一として表彰せられるやうになつたと云ふことを聞いて居る。之と同じやうな話を滋賀縣栗田郡常盤の補習學校に於いても聞いたのである。之も元は五ヶ所の部落教場に於て補習學校を開いて居つたのであるが、青年團の視察旅行をなし甲賀郡の模範村を視察した場合に、自分の村よりも大きな山村でありながら、青年は一ヶ所の學校に集り來て學んで居る状況を見、之に感奮し、歸りたる後直ちに一ヶ所に纏めたと云ふことである。一ヶ所に纏めた後の常盤の補習教育は、非常な勢ひを以て發達し、今日のやうな滋賀縣第一の補習學校と云ふやうな成績を擧ぐるやうになつたといふ話も聞いて居る。斯様な次第であるから、部落教場のある補習學校では、下笠居常盤の例に倣つて、之が統一を計るやうにして欲しいと思ふのである。

四、分教場 學校本位に部落教場を統一しても、一町村に小學校の數校ある場合には、生徒の通學の上から、其の小學校に教場を置く場合があらうと思ふ。その分教場をおく小學校が多級學校であれば、多級の分教場を置く場合が多いことと思ふが、生徒數の少ない場合には、單級の分教場を設置する事となることと思ふ。單級の分教場を設置する場合には、教員住宅を學校の傍に設置し、其の教員をして、其の地方の文化の中心たる任に當らしめるやうにせねばならぬ。されば特に補習教育上より見ても、單級學校には優良なる教員を配置するやうにして、教育力を高むるやうにし、校長及び専任教員は、巡回出張教授を執り、其の學習法としては、學習團を作ることなどを講究し、自學自習、上級生をして助手的の任に當らしめる如き方法を探らなければならぬことと思ふ。

四 町村組合立實業補習學校

我が國の町村の中には、戸數二百戸未滿の町村が尠くない。斯の如き小町村に於ては、獨立したる實業補習學校を設置し、専任の實業科教員を置いて、徹底したる實業補習教育を行ふこと

は、經濟上困難なこと、思ふのである。故に斯の如き場合には、町村學校組合を設け、數町村組合立の實業補習學校を經營して行くことが、必要なこと、思ふのである。

又小町村の場合でなくとも、現今は地方に農業學校乏しく、又農村の女子に適切なる教育をなす實業學校の乏しき場合であるから、其の教育機關の缺乏を補ふ爲に、中堅となる農民を養成する上よりして、農業學校的の男子農業補習學校、實業女學校的の女子の實業補習學校を作る必要があると思ふ。斯の如き場合には、晝間教授で、長期の農繁休業を置く農業學校的に經營して行く次第であるが、それには尋常卒業後三年の程度のもものと、高等卒業後二年又は三年の程度のもとのとあるが、是等の學校は、農業學校の學科課程に準じた課程によりて教授し、尋常卒業三年程度の學校では、上級生に、高等卒業入學程度とする學校に於ては、第一學年或は第二學年以上に家庭實習を課する方法の經營を採ることが最も適當なことと思ふ。斯の如き町村組合の實業補習學校は、現在の狀況としては、文部省としても之を認め、且つ獎勵しつつある次第である。而して、組合區域内の生徒にして、これ等の學校に晝間登校すること能はざるもの爲に、季節的の夜間又は晝間教授する課程を設けて、漏れなく補習教育年齢にある青年少女を教育するやうにすることは、申すまでもないことである。次にこれ等の學校の學科課程を作る参考として、文部省

農業學科課程案中參考となると思はるものゝを、左に示すこととする。

農業學校學業學科課程案

(入學資格 高等小學校卒業 修業年限 二年)

學科目學年	第一學年	第二學年	學科目學年	第一學年	第二學年
修身	講讀文	講讀文	作物及園藝		
國語	習字	作文	作物病蟲害		
數學	算術	測量	土壤及肥料		
物理及化學	代數	幾何	農業工業		
物理及化學	氣象	有機化學	畜産		
博物	無機化學	有機化學	養蠶		
法制及經濟	物	有機化學	農産製造		
英語	操		林産		
體操			計		
			實驗及實習		
			實習		
			同上		

備考

一、本課程ハ加設學科目タル英語ヲ必修セシムルモノトシテ編成セリ之ヲ缺ク場合ニハ其ノ時間數ヲ他ノ學科目ニ配當スベキモノトス

農業學校農業科學科課程案

(入學資格 尋常小學校卒業 修業年限 三年)

第八章 實業補習學校の設置

第九章 實業補習學校に於ける公民教育

一、公民教育の由來

歐米に於ても、公民教育を學校教育に加へたのは最近の事である。佛國に於ては、普佛戰爭失敗後、國民の大自覺をなし、教育の大刷新を行ひ、小學校を義務教育として無月謝とし、一八八二年宗教を教育より分離し、修身公民科を置き、世に先きんじて公民教育を學校教育に採り入れたのである。獨逸に於ては、ケルシエンシュタイナー博士が、一九〇〇年に、ミュンヘン市の教育課長となり、青年期の教育に對する博士の理想を實行するため、實業補習教育を義務教育とし、職業を基礎とする補習教育に改め、公民教育を主唱してより、獨逸の實業補習教育界に加はり、公民教育は教育界の研究問題となり、一九〇九年には公民教育協會創設せられ、公民教育の調査研究と、その結果の普及宣傳に力めてあつたが、一九一九年新獨逸共和國の新憲法を制定するや、その憲法第四編第四章教育第四百四十八條中に「公民教育及び勞働教育は學校教育の一部とす」とせられてより、この教育に對しては大に論議高調せらるることである。

英國は如何といふに、教育は既に述べたやうに、未曾有の改造をなされたのであるが、元來が國民は保守的にして自治の精神に富み、既に公民的の陶冶をされてるやうに國風をなしてゐるから目覺しくはないけれども、教育改造後、補習教育に於て、一層公民的訓練の要を認められ、やはり公民教育は、補習教育の一眼目とされ、教育者、學會よりの意見發表、教科書の發行されたものが少くない。

米國は如何にといふに、何事にも新進氣鋭の國であり、既に述べたやうに、開戦後國家統一運動、米化運動が盛んになり、米國語を解せしめ、市民に權利義務の觀念を與へ、市民生活に對する理解及びその職業に關する知識技能を授くることの必要を認めたるにより、實業補習教育は義務教育として、益々盛んとなり、成人教育は高調せられ、公民教育は戦後の呼物となつてゐる。

我が國は如何にといふに、

我國に於ても、公民教育は、十數年前より唱へられ、這般實業補習學校規程の改正ありて、斯教育眼目の一とせられてより、現今大に高調せられてゐる教育思潮である。

我が國は明治二十二年に市町村制を施行し、同じ二十三年に立憲政治を開始し、國民をして一國の政治に参加せしめ、地方の政治に参加せしめたのである。斯様に我が國の制度に大變革を與

へたのであるから、之と同時に其の國民の教育に對しても、この時勢に適應する教育方針を以て、國民の教養に任じなければならぬ次第であつた。尤も此の年小學校令は改正され、其の第一條に「小學校は兒童身體の發達に留意して道德教育及國民教育の基礎並其の生活に必須なる普通の知識技能を授くることを以て要旨とす」と、初めて小學校の根本方針を示され、中にも國民教育といふ事項あり、又畏くもこの年十月三十日、教育勅語を文部大臣に賜り、我が國教育の大本を定めさせられたる次第故、教育の方針は、餘程時勢に適應した次第であるけれども、教育の實際に於ては國體國民道德といふ點に對しては、大に注意さるゝやうになつたけれども、其の政體といふ方面に對しては、注意さるゝ點が少かつたやうである。是は當時の時勢は、教育者をして政治に遠ざかちしめ、政治を談することは勿論政談演説を聴くことさへも禁ずるといふ有様であつたから、政治の教育に注意せないといふことも止むを得ざる次第であつたと思ふ。其の後年月は重なつても、地方の自治は豫期の如き發達を見ず、又立憲政治も總選舉毎に選舉違反事件が、益々多くなるといふ有様を呈するので、識者は之を憂ひ、國民も明治三十七八年の戰役ありてより、大に覺醒し、國民的自覺を喚起し、益々國力充實の必要を認むるに至つた。茲に於てか自治民育の必要が高調せらるゝやうになり、前既に述べたやうに、地方改良の講習講演などが頻りに催ふ

され、青年團、處女會、斯民會などの團體の設置を獎勵され、益々補習教育の必要を唱へられ、其の普及を極力獎勵された。これに従ひて又立憲思想涵養の必要を認めらるゝやうになつた。

これより先き、明治三十二年に、中學校及び師範學校に法制經濟科を隨意科としてをき、同三十四年に、その施行細則を定め、その頃より法制經濟科を加へたところもあつたが、明治三十五年に實業學校にも法制經濟科を加へたので、三十七八年戰役後に至り、多くの中等學校の教育には、法制經濟科を設け、小學校に於ても、その國語科、修身科等の教材に、是等の材料を加味さるやうになつた。これと同時に實業補習學校に於て、自治教育に關すること及び立憲思想の涵養に關する教育の、最も適切なることを唱導せらるゝやうになり、實業補習學校に於て公民教育をなすことが問題とせらるゝやうになつて來、教科書として人民讀本(竹越三又著)公民教科書(横山徳次郎著)などいふものが、世に出づるやうになつた。大正二年文部省に於て實業補習教育調査會を設けた際に、全國の府縣郡市町村の農會、商業會議所各種實業補習學校に對し、「市町村民及び國民としての心得を授くる可否」を尋ねしに、殆ど全部之を授けて可なりとの回答があつた。該調査會に於ても、其の結果を文部省に報告してゐる。文部省は、この報告を印刷して、地方補習教育改善の參考に供したるにより、その頃より地方の實業補習學校に於て、修身科中にそれ等の

教材を加へ、或は國語科の讀本として國民讀本のやうなものを用ひて教授し、或は法制經濟科を置き、或は地方自治などといふ學科目をおきて、公民教育に關する教授を試むるところもあつたが、公民教育を學科課程に入れ、組織的に教授したのは、恐らくは大正四年に東京高等工業學校の附屬工業補習學校(現今は協調會にて經營し専修學校と名く)が、文部當局と學科の編成を研究せられ、國民心得といふ科を設けて、公民教育を施すこととなつたのが、抑々我が國に於ての嚆矢であらふと稱されてゐる。然るに此の年八月高田早苗氏文部大臣となるや、立憲思想の涵養に注意され、大正五年の紀元節より、憲法發布の勅詔を奉讀し憲法に關する講話などを加ふべきことを訓示され、大正五年五月十七日の地方長官會議に於ての訓示中に「時勢の進運に鑑みて、益々國民道徳の振興を圖り、忠孝の大義を闡明し義勇奉公の精神を涵養すべきは勿論、立憲治下の臣民として、公權を尊び公務を重んじ、以て其の本分を全ふすべき必要なる性格を陶冶し、又常に世界の大勢に通曉して、海外に發展すべき意氣を振作し、將來帝國進運の發展に伴れ、之に貢獻すべき充實徹底せる國民の養成を期せざるべからず」の一節あり、爾來教育上一般に立憲思想の涵養に注意するやうになつた。

かくて、大正七年五月三日、文部、内務兩大臣より、青年團體の督勵に關し、地方長官に對し

て訓令されたが、その中に「公共の精神を養ひ公民たるの性格を陶冶するは青年の教養に於て缺くべからざる要綱たり補習教育の施設其他適切なる方法を講じ以て其の目的を達成せしめむことを要す」の一節あり、かく文部省でも補習教育に於て、公民教育をなすことを、積極的に奨勵した次第であるから、公民教育は益々注意さるゝやうになつた。

各府縣に於ても、大正二年の實業補習教育調査會の報告に基き、大正四年頃より其の縣下實業補習學校施設要項を定め、縣訓令を以て之を示し、以て其の管下實業補習教育の振興を期してゐるが、夫等の施設要項を、文部省に於て調査し、大正八年三月に、「實業補習教育に關する施設の情況」といふ冊子にしてゐるが、之よりて調査して見ると、其の施設要項を、大正六年後に定めた府縣に於ては、多くは公民科を特設し、修身科と合し、或は修身科の教程としてゐる、今試にその府縣を擧げて見ると、東京、千葉、栃木、三重、山梨、福島、青森、福井、富山、岡山、愛媛の各府縣にては之を特設して授くることとし、奈良、静岡、秋田、徳島の四縣は公民科は修身科と合して授くることとし、山形島根の兩縣では修身科の教材に公民心得として授くることとし、岐阜にては自治制度を一科とし、山口では法制經濟を一科とし市町村國民としての心得は修身科に於て授くべしとしてゐる。其他茨城、和歌山、熊本の各縣の郡にて定めた施設要項中に、公民科

を特設したのが見える。これ時代の要求が自然に此處に到達せしめた次第であつて、公民教育は實業補習教育の二大眼目の一として、斯教育の中心となるやうになつたのである。

二、公民教育の意義

さて公民教育は、以上述べたやうにして發達したが、我が國の公民教育は、前述べた通り、町村の自治は發達せず、立憲政治の擧らぬために、刺戟せられて發達し來れる教育なるにより、自然公民教育を主張するものは、初めは直接町村自治の局又は其の研究に當れる方面より主張せられ、後教育者の側の研究に進みたるにより、其の公民教育の範圍にも廣狹の別を生じ、從ひて其の意義にも、狹義と廣義との二つの流れを生じた。大體其の直接町村自治の局に當る者及び地方行政方面の關係者は、狹義の公民教育を主張し、教育者の方面では、廣義の公民教育を主張してゐる。今左にこれを述べて見やう。

第一は、公民教育を市町村に於ける公民の教育と解し、「公民教育は自治民育に關する教育なり」とし、市町村の組織運用及び市町村公民の權利義務に關する事項を授け、自治の精神を涵養するに在りとする。これは府縣郡等の地方行政に當つてゐる方面の方々の、多數の聲であり、地

方の補習學校中にも、地方自治のみを授けてたところがあつた。

第二は、第一に加ふるに、國家及び立憲政治に關する事項を加へ、「公民教育は、地方自治、立憲政治に關する事項を授け、善良なる公民を養成するにあり」との説で、田子氏の青年公民讀本は、この考で作られてゐるやうに見える。前節に擧げた公民科を課してゐる府縣の施設要項中の、公民科の教授要旨を見ると、多くはこの第二の意義と同じである。

第三は、「公民教育は政治教育なり」として説である。この説は、我が國の政治生活に終始してゐる政界の名士に依り叫ばれてゐる。大隈伯の國民讀本は、國民に政治思想を普及し、國民をして、政治團體としての一員たることを自覺せしめやうとして出された本であるが、これ等の人々の主張も、この内容は大體に於て第二の地方自治、立憲政治に關することであるけれども、どちらかといへば、その重きを置く點は、第二は地方自治を主にして立憲政治に關することを加へてゐるけれども、この第三は立憲政治に關することに重きをおき、地方自治に關することも輕んぜない點である。

第四は「公民教育は、國民の公的生活に關する教育なり」といふ説で、右の第二よりも廣く解してゐる主張である。これは、早くより公民教育に熱心な田澤氏等の主張で、大正八年に出版され

た同氏の實業補習學校の公民教育といふ本の中の、公民教育とは何ぞといふ一節中に、「公民教育といふのは市町村制にある公民としての狭い意義のものではなく、もつとすつと廣義に解釋すべきものであると思ふ。公民といふ語の法律上の用例及び意義は市町村制にある公民であるが、我が國に於ける古來の用例を調べて見ると、もつとすつと廣い意味に用ひられてゐる。祝詞などにもおほみだからと訓ずる場合に、この公民といふ字をあててあるのであつて、この用例に従へば、國民といふ語と全然同意義であるといつて宜しい。古來の祝詞にもおほみだからと讀む場合に、公民といふ字と國民といふ字と、兩方をあててあるのである。抑もおほみだからとは、國家の主權即ち陛下と人民との關係をいつたものであつて、吾々が公民教育といふ場合の公民は、寧ろこの用例に従つて居るのである。今吾々のいふ公民教育の定義を舉れば、國民の公的生活に關する教育であるといつて差支ない。公的生活とは、つまり國家組織人としての生活、國家といふ團體的生活である。如此公的生活に必要な知識を與へ徳操を涵養するのが、吾々のいふ公民教育である。之を市町村制の用語例に依つた公民の教育の概念と比較すれば、其の意義は餘程廣くなるので、狹義の公民教育は、總て之に包含されるのである。何となれば自治體といふも、畢竟國家行政の一態様に外ならぬのであつて、市町村公民としての生活も、矢張り國家組織人としての生活の一部に外ならぬからである。」云々と説明されてゐる。

第五は以上より廣義と思はるる説である。其の一として、森岡督學官の説を紹介しやう。氏は早くより公民教育に關し意見を發表されてゐる。曰く「公民教育は將來自治團體の爲に働き、立憲政治の爲にすべき國民の個人的價值を大ならしめ、積極的に進んで國家團體の爲に貢獻しやうとする品性を陶冶するをいふ。」と述べられてゐる。

關屋普通學務局長が、大正十年參事官時代に、公民教育に就き講演せられたが、その中に定義を述べられてゐる。曰く「公民教育とは、國家社會に對する道徳を根底とし、法制經濟に關する概括的知識を涵養し、之が訓練をなすを以て目的とする教育なり。」と定義を下し、尙之に説明を加へ、「この定義に法制經濟といふ文字を使つたが、法制經濟に關する概括的知識といふことに重きを置いて戴きたい。茲に法制經濟と申しましたことは、國家組織、國家の諸々の制度を説いて、尙經濟の一般的觀念を得せしむることである。其の國家の組織制度、經濟の一般觀念に就て、公民教育に授くることと、普通に法制經濟を授くることと異なる所は、如何なる所にあるかといふに、法制經濟では、先づ理論を一應は説かなければならぬのであります。けれども、公民教育では、理論よりは寧ろ實際的の知識訓練を與へるといふことが、主なる目的で、是が公民教育の骨子

であります。理論ではなく、實際に適切なる説明が公民教育の主眼であります。是は何でもないやうなことであるけれども、教育者との関係があることでありますから、御承知を願ひたいと思ふのであります。」と説明せられてゐる。

以上、我が國の公民教育の發達に伴ひて、發表された公民教育に關する意義を述べたが、尙次に歐米に於ける公民教育に關する意義を紹介することとする。

補習教育で名高い獨逸のケルシエンシナイナ博士は、「公民教育は、小學校補習學校の專有物ではない。中學其の他大學に至るまで、すべての學校教育に加へねばならぬ。何となれば、これ等の學校で將來の公民てふことを忘れて教育し、學者、藝術家、實業家、其の他の職業のみの考へで教育してあつたとしたならば、優秀なる學者、藝術家、實業家等となることが出來やうけれども、立派なる公民となることは無ク敷い。立派なる公民としての任務は、各人が専門的技術に熟達するばかりではなく、其の全國家の任務を認知し、この兩任務を實行する人でなければならぬ。即ち自己の従事する仕事を通じて間接に國家を裨益する人たるばかりではなく、自ら社會國家的の任務を理解し、社會公共のために盡す所あるを自覺して公共的能力を發揮する人でなければならぬ。而して、其の公共的能力の發達とは、職業的能力を發達せしむること、道徳的

能力を發達せしむることにあり」と云つて居る。故にケルシエンシナイナ博士も、公民教育は狹義の立憲自治の民としての、法律的方面ばかりとしては居ない。明に精神的、文化的方面をも認めてゐる。而して之を定義に纏めて見れば、「公民教育とは、生徒をして國家其の他團體の一員としての自覺を得しめ、兼ねて自己の職業に關する知譯技能並に道徳的情操を涵養し、其の活動を以て、意識的に或は無意識的に、直接に或は間接に社會國家のために盡瘁せしむるに在り」とすといつて可なりと思ふ。

又獨逸の補習教育で、名高いグレー博士は、「公民教育とは法制經濟に關する知識を授けることである」と解釋を下して居る。煎じ詰めれば、公民教育は、法制經濟に關することを教育することゝなるだらうと思はるれど、少しく物足らぬ感がある。

又獨逸のメツサー博士は、「公民教育の任務は、一、國家と其の職能及び制度上の知識を授け、以て國家に關する理解を起すこと、二、國家及び國民に關する熱誠と心情とを得しむること、三、訓練及び習慣によりて意志に作用し以て國家に對する義務を充實すること」と之である。と説いてゐるが、經濟上のことには言及してない。これ經濟上のことは、職業科に於て授くる考だらふと思ふ。又ケオルグ、ケルカー氏が、戦前サキソニー文部省主催の講習會に於て、述べられたる公民

教育の意義も、メサー博士と同じである。

一九一一年七月獨逸商工省發布の商業及び工業補習學科課程にある、工業補習學校の公民科の任務を見ると、一個人並其の職業労働と、家族、學校、及び工場、社會、國、帝國に於ける協同生活との關係を覺らしめ、公的生活上、重要な制度の發達及び本質を明にし、憲法及び法制を遵奉せしめ、郷土、祖國及び君主に對する愛を涵養し、尙喜んで國家に於ける協同勤務に奉仕せしめんために事例を提示す」とあり、商業補習學校の公民科の任務は「個人並職業及び學校、社會、國、帝國に於ける協同生活との關係を覺らしめ、公的生活上重要な、制度の發達及び本質を明にし、憲法及び法制を遵奉せしめ、郷土、祖國及び君主に對する愛を涵養し、尙喜んで國家に於ける協同勤務に奉仕せしめんために、事例を提示す」とあり。」

以上により、戦前に於ける獨逸の公民教育に對する意向を知ることが出来たが、戦後に至り戦争の教訓により、多少その主張が變つてゐる。ウイゼ博士は、從來の國民教育打破、新來の公民教育の建設を呼號して、「今日の獨逸人の政治的知識、政治的精神は、餘りに貧弱にして偏狹である。之を救ふには、自他の國家社會を客觀的に觀察し、世界の形勢を客觀的に具體的事實に基いて、批判するやうに教へねばならぬ」といへ、フランケ博士も亦、從來の鎖國的教育の弊を除き、「第

一に國家社會の理解を與へ、第二に對外政策に對する興味及び理解を喚起し、此の如くにして他國を正確に研究し、以て自國の世界的地位及び世界文明に對する、眞使命を自覺せしむるやうに教育せねばならぬ」と叫んでゐるが、これは、從來の獨逸主義の國民教育の弊を、この戦争によりて痛切に知つた爲の叫びと思ふが、この精神は、新憲法にも現れてゐる。即ち第四百十八條に「各學校に於ては獨逸國民性及び國際的協調の精神を以て道徳的修養公民としての思想人格及び専門的才能の完成を努むべし」「公立學校の教育に於ては意見を異にする者の感情を害せざることを顧慮すべし」「公民教育及び労働教育は學校の教課の一部とす各生徒が就學義務を終了するに臨み之に憲法の印本を附與す」「國民教育及び國民高等教育は國、邦及び公共團體之を完成すべし」とあるによりて、之を知ることが出来やう。又一九二〇年即ち、一昨年ベルリンに於ける全國教育大會に於て、公民教育に關する問題も論議されたが、公民教育に於て、「一、國民を統一したる國民性の精神を涵養すること、二、國際的協調の精神に基き正義の精神を養ふこと、三、異なる意見の他人の感情を害せざるやうに、社會的精神を養ふこと」の三箇條は一致を見られた、小學校に於ては、初年級にはこれを訓練にて養へ、上級に入りて始めて組織的に之を課するの說ありしに、ケルシエンシュタイナー博士は、之に反對して訓練に重きを置き、作業を與へて公民教育

をなすべき事を主張してゐる。從來より公民教育の教授には、この二説の流れがあつたが、この點は一致を見なかつた。

英國で名高い公民教育者ホワイト女史は、「公民教育は、文化の進歩に効驗する。文化の進歩には靜的と動的と二つがある。靜的文化とは國家の制度、風俗習慣、國體等、永い年月により作られて持續するもの、動的文化とは、以上の靜的文化の改善をして行くことである。この二者の結び付きて活動する有様は、即ち歴史であつて、公民教育はこの二者を授け、尙自由、平等、友愛の精神を盛んにするにあり、要するに公民教育とは、道理あるところの道德に過ぎないといへ、自由、は道德的の自由、平等は能力による平等、友愛は社會化及び同情であり、これ等を授くるには、理論的よりは、生徒の必要方面より授くるやうにと述べてゐる。

又一九二〇年、英國科學刷新協會の公民教育報告に「公民教育は主觀的と客觀的との二方面より施さねばならぬ。主觀的とは、品性陶冶の意味であつて公民の權利義務を理解し、社會の一員としての責務を實行し得るやうな素質を、各個人に啓發させるに在り。客觀的とは各個人に文明史及び社會生活に關する諸法則を教授して、各個人は、心身共に充分なる個人的發展を遂げるの自由を存するものであると云ふことを自覺せしむるに在り」とあり。

米國ニューヨーク市教育局にて、一九一八年に制定したる公民教授要目の緒論には、「公民教育は、公民資格の教養を目的とす。善良なる公民の資格は、單に社會の統治形式に關する知識よりも、寧ろ社會に於て公民道德を實行するによりて定る。生徒は社會内に生活し、社會の成員の一分子をなして居るのであるから、社會生活の意味を悟得し、有益なる一員となるの志望を抱いて居なければならぬ。又ボストン市の實業補習學校教授要目にも、大體同じやうに示してゐる。その他の教科書を見ても、社會の一員としての自覺を與へ、協同生活の目的を達成し得る善良なる公民を教育するにありといふやうに伺はれるのである。

以上内外の公民教育に關する諸説を挙げたが、これにより、公民教育は時代により、國により、又人によりて多少異るところあるを見るだらう。また之によりて、公民教育は、如何なる教育であるかを知つたことと思はるが、一昨年出版した實業補習教育の理論と實際といふ拙著に、公民教育の如何なる教育であるべきかを述べてゐるから、次に之を挙げて見やう。

「公民教育とは、國民性の陶冶及び團體生活に對する共存共榮の精神の涵養を根底とし、立憲國民としての公共的生活に須要なる知識を與へ、之が訓練をなすを以て目的とす。」と、稱して宜からふと思ふ。猶少しくこの定義を敷衍して見れば、「公民教育とは、國民性の陶冶及び團體生活の

根本精神である、共存共榮の精神の涵養を根底とし、立憲自治の國民としての國家生活及び、自治體生活並に其の他團體的の社會生活に關する知識を授け徳操を養へ、以て之が訓練をなし、以て我が國家並に自治體の組織人として自覺を興へ、我等の家は國家並に自治體成立の要素であり、我が國の市町村は國家組織の基礎なることを自覺せしめ、これ等の自覺により、進んで自己の人格を修養し、自己の體力を養へ、自己の經濟生活に奮勵し、以て組織人としての價値を高め、要素たる我が家の繁榮に努力し、以て興へられたる公共的生活に對する任務を忠實に盡し、特に國家の基礎たる我が國の市町村の向上發達のために協力献身し、以て我が國家の進展を期するやうに努力するところの、善良有爲なる人物を養成するにありと思ふのである。

換言すれば、此の市町村は我等の市町村であり、此の國家は我等の國家であることを意識し、この市町村の繁榮の爲には、市町村民互に協力献身し、この國家の振展の爲には、國民互に犠牲の精神を捧げて努力すべきことを眞に自覺し、この市町村、この國家は、我等市町村民、我等國民の背負ふて立つべきものなることを自覺せしむるにあり。要するところ、公民教育は、時代に即して自覺したる忠君愛國者を養成する教育と見てもよろしい。

その後文部省に於て公民教育調査會を設け、この會にて、實業補習學校に於ける公民科の教授

要綱を研究したが、其の會に於て、公民教育とは何ぞといふことが議せられたのであるが、其の際に文部省より、「公民教育とは、國民をして、公共生活を完うせしむる爲に、之に必要な知識徳操を養ふをいふ。」との意義を以て答へられてあつたが、委員より、これに對して意見の發表あり、大體これを認め、其の内容を現したる、公民科教授要目の參考案に就き慎重に議を進むることとせられた。

三、公民教育と國民教育

公民教育の高調せらるるに従ひ、公民と國民とは如何なる差あるか、公民教育と國民教育とは如何に異つてゐるかなど尋ねらるることが多いから、左に少しくこれに就き述べて見やう。

一、公民と國民 一國の住民にして國籍を有するものは、すべて國民と稱することが出来る。而して我が國の如き民族の同一なる國民は、其の國の特色である思想感情、又は風俗習慣、言語等の上に於て同一の性質を有してゐる者である。即ち國あれば如何なる國でも、其の人民は、其の國の國民と稱することが出来るが、國によつては、國民を公民と稱することが出来ない國もある。即ち希臘、羅馬の昔の國民には、シチズン(市民又公民)とスレイブ(奴隸)とあつたが、公務に就

く權能を有して居るものは、シチズン丈で、スレイブはその權能がなかつたのである。故にスレイブは國民であるけれども、公民と稱することは出来ないが、スチズンは國民で公民と稱することが出来る。このシチズンの語が公民の語源と稱されてる。

されば專制政治の國に於ては、國民があれども公民がない。專制政治の國に於ては、一國の政治は、主權者の意志に於て自由に左右され、國民はその意志に盲從せねばならぬやうになつて居り、國民は其の國の政治に參與することは認められない。かゝる國には公民がないのである。然るに立憲政治の國に於ては、その國民は誰人でも、その資格に應じて文武官に任せられ及びその他の公務に着くことが出来、又それ〴〵地方の政治に参加し、一國の政治に參與することが出来るのであるから、立憲政治の國では、これ等の資格を有して國民を公民と稱して居るが、我が國でも、現在では市町村の公民の資格、參政權を有する資格を定め、帝國の臣民中其の資格ある男子のみに、これ等の權利義務を與へて次第であるが、併し二十五歳以上の國民中の男子であれば、誰人でも公民となり得る可能性を有して居る。即ち獨立の生計を營み、定められたる納税を納め得らるれば、公民たる資格を得らるゝのである。又男子の兒童も、長ずれば公民となり得らるるにより、盡く未來の公民と稱することが出来る。又女子も公務に就くこともあり、公民たる夫

を助け公民たる子の母となる次第故、間接の公民と見做すことが出来る。されば立憲政治の國にありては、廣義に解せば、國民を公民と解しても差支ないことと思ふのである。

公民は、天皇陛下直屬の臣民と解する場合もある。封建時代には、各地に藩があり、藩内の人民は、その藩主の私民であつて、天皇陛下直屬の民即ち公民とは認められなかつたのである。今日では、奴隸もなく階級もなく、すべて 陛下の赤子である。

公民は、また自分は社會人であつて、私人ではない、社會生活をして居る公人である。従ひて、社會に對する連帶責任を有して居る者であると自覺し、社會の共同生活に即する生活をなさねばならぬと、自制ある國民を名けていふことがある。

公民とは、また自治の民と解することがある。即ち他の干渉を待たずして、自己を支配することが出来、自己の屬する社會を自己と同一體に考へ、その社會の休戚を自己の休戚の如くに考へ、これに屬する者は、他の干渉を待たずでもなく、協力してその社會の爲に盡さねばならぬと考へ、其の分を盡すことの出来る民をいふことがある。

以上で大體國民及び公民の解釋を試みたが、要するところ、國民といへば、何れの國にもある次第で、國籍を有する民をいひ、公民とは、立憲自治政治の行れて居る國民には最もよく現れて居る

が、その他の國民でも、社會生活をしてる公人であり、社會の共同生活に即する生活をなさねばならぬとの自制ある國民であれば公民といふことが出来る。

二、國民教育 前節で、大體國民と公民との別を述べた次第だが、公民教育、國民教育も、市町村制の公民としての教育、國民としての教育とせば、その差別は明瞭で、別に問題とするやうなことがないけれども、我が國に於ては、公民教育の主張されてより日猶淺く、其の意義が未だ統一されてない。又國民教育なる言葉も、甚だ漠然としてるやうである。今試に世間で用ひてゐる國民教育の意義を調べて見ると、小學校教育即ち國民教育と稱してゐるのが普通である。又義務教育を國民教育と稱してゐる、こは國民の全部が必ず受くるところの教育であるといふ意より、國民教育といつてゐるやうである。又兵士の軍隊教育を、第二の國民教育であるといつてゐる者もある。これ亦國民多數の必ず受くるところの教育であるといふ意味から來て居ると思はる。又普通教育全般を、國民教育といつてゐるものもある。これ小學校は國民たる教育の基礎を授くるところで、中學校及び高等女學校は高等普通教育、即ち國民たる教育の完成を遂ぐるところといふ解釋より來てゐると思ふ。又國民教育を國民の教育の意義に用ひてゐることもある。

以上の如く國民教育の解釋には種々あるが、國民教育の眞精神は、小學校令第一條中にある「道

徳教育及び國民教育の基礎を授け」とある、國民教育を指して稱してゐるのである。併し小學校の發育は、主として國民教育の基礎を陶冶するところであつて、國民全部の受くる教育故、先づ小學校教育國民教育といつてよろしい。依りて、この小學校令中にある國民教育の意義を説明しやうと思ふが、幸ひ明治二十三年の小學校令を起草された當時の參事官江木千之氏が、當時小學校令改正案に就きての説明されたものがある。その中に國民教育に關する部分もあり、之が國民教育なる言葉を起草された精神を知る上に於て、最も適切と思ふ次第であるから、左に之を摘録することとする。

「茲に、一家族一會社あれば、自ら其の家族、其の會社の特性なるものありて存せり。故に今一家族一會社にして、其の存在昌榮を圖らんとせば、先づ之を組織するに、其の特性に適應する所の分子を以てせんことを務めざるべからず。苟も否らざらんか遂に其の特性を毀損して、其の存在及び昌榮を期すべからざるに至るや必せり。國も亦然り、夫れ宇内に國をなすもの、其の數枚擧に違あらずと雖も、皆其の特性を有せざるはなし。されば、今一國を組織するの分子にして、苟も其の特性に適應せざるが如きあらば、遂に其の存在及び昌榮を期すべからざるに至るや、猶彼の一家族、一會社に於けるごとくなるべきは、理の當に然るべき

所なり。然るに、一國を組織するの分子をして、其の特性に適應する所のものたらしめんとするや、必ずや一國の特性に關する教育、即ち國民教育をして國に普及せしめざるべからず、而して此の教育をして、國に普及せしめんとせば、大に普通教育による所なかるべからず、これ國民教育を以て、小學校事業の一大要部と爲さざるを得ざる所以なり。謹んで按んずるに、我が帝國は紀元以還實に二千五百有餘年の沿革を経、其の言語、習俗、氣風、制度、國體等、皆本邦特有の性質を存せざるはなし。而して其の宇内に於て特に比類なきものは、萬世一系の天皇を奉戴するの最大榮譽と、最大幸福を有することはなり。然らば即ち國民教育の、殊に我が帝國に緊切にして、隨つて小學校事業の一大要部たらざるを得ざるは、瞭然として火を睹るが如し。

國民教育の目的たる、既に述ぶるところの如くなれば、今其の實効を奏せんとせば、須らく兒童をして、本邦の言語文字を能くせしめ、本邦の沿革に通せしめ、本邦の地勢物産を知らしめ、本邦の氣風に染ましめ、本邦の習俗に慣れしめ、本邦の國歌を解せしめ、本邦の國體を明にせしむる等、凡て本邦の特性に適應するの地をなさしめんことを務めざるべからず。乃ち小學校に於て授くる所の讀書、習字、作文、歴史、地理等は、常に知識教育の材料たる

べきもののみならず、亦國民教育の一大要具たらざるを得ざる所以を見るべし。殊に小學教育に従ふ者、深く此に察する所なくんばあらざるなり。」

これに依りて、十分に當時の國民教育の精神を知ることが出來たことと思ふが、猶現武部實業學務局長當時參事官の際、即ち大正十一年五月本省に於て開催せられた、地方學事統計事務打合會に於て、教育行政に關し講演された中に、小學校令第一條の解釋あり、國民教育に關しても説明されてるが、右の解釋と大體に於て同意義であるやうに思はるれども、今日は明治二十三年とは異りて、立憲政治、市町村自治制を實施し、即ち立憲政體の國家となつてゐる次第故、多少その邊の處が變つて居るから、現在文部省が解してゐる國民教育の趣旨を窺ふために、同氏の講演中から、國民教育に關する部分丈を、左に摘録することとする。

國民教育とは何ぞや、是は言葉の解釋に依つて、色々な解釋が取れるのであります。國民教育は、之を觀察の方法に依りまして、色々な點を觀察し、解釋することか出來るのでありますけれども、併し小學校令の第一條におきましての國民教育といふ言葉は、是は被教育者即ち兒童をして、我が日本の國民的ならしむるの主義方針に依つて、之を教育する事を言ふのであります。語を換へて言へば、兒童の精神を國民的に作り上げるといふ事が、國民教育と

いふのであります。國民の特色なるものは、先づ政治的の團體として見ますれば、この國家の態様でありますところの、國體、政體の上に現れて來るのであります。又國民なる者を文化の一團體として考へて見ますれば、言語、風俗、習慣、思想、感情等の上に、特色が現れて來るのであります。兒童の精神を國民的に作り上げるといふ事は、兒童の言語、風俗、習慣、思想、感情をして、國民の特色を帶びしむるやうに之を導き、又我が國の國體政體に適合するところの、知識、感情、意志を有せしむるやうに教育することゝなるのであります。更に語を換えて言ふならば、其の國家團體内に生活して、其の團體の文化の特色を發揮せしむるやうに、兒童を教育することを以て、國民教育といふのであります。國民の特色なるものを、或は國民性、又は國粹と名けるのであります。長き間數代に亘つて、其の國民の間に遺傳をし、其の國民間に周知してあつた事を言ふのであります。我が國民の精神的方面に於ける精神的特色は、忠孝の精神であります。此の國民の精神といふものが、國民教育たる小學校教育に於ては、特に其の涵養に力を盡さなければならぬ。又我が國體は萬世一系の天皇を主權者とする、君主國體でありますから、國民教育におきましては、此の國體を擁護し之を維持する爲に、國體に關する知識と感情とを養はなければならぬのであります。又我が國

の政體は立憲政體であります。即ち憲法の下に於て、國民が其の政務に關與し、若くは國家の政治に關與し、さうして立法、司法、行政の權を分たれて居る。この我が國民が國政に參與することか、立憲政治の政體の特色となつて居るのでありますから、この知識感情を養ふやうにしなければならぬ。即ち國民教育に於ては、我が政體の本旨を發揚せしむるやうに努めなければならぬのであります。國民教育は、兒童を國民化せしむることでありますから、前に述べました道德教育と同じく、修身、國語、歴史等の教科目に於て之を授けるのみならず、總べての教科目を授ける場合に於て、常に其の趣旨を以て實行しなければならぬのであります。學校生活の全體をして、常に國民的ならしむるため、兒童を國民化する事に努めなければならぬのであります。」

右によりて、小學校令にある、國民教育の意義は十分に諒解せられたことと思ふ。

三、國民教育と公民教育 次に國民教育と公民教育とに就いて、考へて見たいと思ふ。今日の我が國では既に述べたやうに、立憲政治國となつてゐるから、廣義の公民と國民との差別は無いが、今又前節に述べた公民教育の意義を、右に説明された國民教育の意義と比較して見ると、何れも忠良なる我が臣民を養成すること、根本的精神に於ては大なる差別はないやうに思はるゝので

ある。たゞ國民教育と公民教育とに於て、其の異なる點は、其の教育の目指す方面に於て異つて居ることと思ふのである。即ち國民教育は、我が國體政體に適應する國民、我が國民性を發揮せしむるやうに教育することで、三千年の尊き歴史を有する大日本帝國なる、國家の大坩堝に熔け込ましめ、以て立憲君主政治國たる大日本帝國の、善良有爲なる國民たらしむるやうに仕上ぐることである。而して小學校に於ては、この國民教育の基礎教育をなすこととして居る。要は國民化であり、即ち我が國の歴史、國風に基き、我が國現代の制度に適應する人物、即ち公民的に、養成するにありと思ふのである。然るに公民教育は、公民化を主とし、小學校に於て陶冶されたる國民性に基礎を置き、團體生活に對する共存共榮の精神の涵養を根底とし、立憲自治の國民としての公共的生活に必須なる政治經濟、其の他社會に關する知識を與へ、徳操を涵養し、以て公民的の陶冶をなし、以て我が國家、自治體及び團體の組織人としての自覺に基き、自己を修め組織人としての價値を高め、特に我が國の繁榮に努力し、我が郷土の發達に力を注ぎ、我が郷土の美化に努力し、猶我が國風の善美を維持し、吾人に與へられたる公共的生活に對する任務を十分に盡し、以て我が國家の進展を期せんとする、善良有爲の人物を養成するに在る次第であるから、根本の精神に於ては大差がないとしても、その教育の目指す點が異り、力を入れて高調して居る點が異つて居ると思ふのである。

即ち國民教育は、兒童生徒を國民化すべく、一定の方針の下に、一定の教科書即ち國定教科によりて教育するのである。公民教育は、生徒を公民化すべく、國家社會の一員たる自覺を與ふることによりて、自治的に自己の價値を高め、進んで社會の進運に貢獻するやうに教育するのである。而して世界の大戦後各國に於て、公民教育を高調する所以のものは、此の大戦に於て民衆の自覺したる力の偉大なることを知られ、是に由りて公民としての自覺を與ふる教育が、極めて重要なるを認められ、これが教育をなすには、青年時代がその最も適切なるを、獨逸の實業補習教育によりて知つたので、英米を初め其の他の國に於ては、實業補習教育を義務教育とし、公民教育を以て斯教育の眼目の一とした次第である。

四、歐米公民教育の内容

一、獨逸の公民科教材

(一) ミュンヘン市補習學校の公民科教材

ミュンヘン市には既に述べた通り、五十二種の職業補習學校と、普通の補習學校とあるが、

それ等の補習學校は各々適切にして異りたる組織と教程とを有してゐるが、それ等の中、男子商業補習學校、園藝補習學校、女子裁縫補習學校の三種の處世及び公民心得の要目（一九〇九年）を摘録して、之を示し其の教材選擇の方針を窺ふこととする。

商業補習學校公民科教授要目

第一年級

職業の同化、校則、生徒の義務、職業の準備に對する時間の利用、禮儀作法、自宅、學校、道路、會社に於ける作法並に教師、助手並顧客に對する禮儀

衛生學、人體の構造、呼吸、營養、血液循環、有價値並に無價値の食物並に嗜好食物、皮膚並に齒の衛生、住居並に服、勞動並に休養、職業上より及ぼす有害の影響

第二年級

獨逸國に於ける商業の發達、鐵道、航海、郵便、電信並電話の歴史

第三年級

労働組合、商會社、有限責任會社、組合、市町村、國家並に對する商人の權利義務、國家の問題、商事裁判所

園藝補習學校公民科教授要目

第一年級

徒弟、就職、匠長及助手の關係、徒弟の義務、校則、作法、家族に對する作法、農上に對する作法（學校内に於ける平素の習慣）

衛生學、人體並に官能の生活作用（營養呼吸血液循環運動）、食物並に嗜好食物、衣服並に住居、居室の燈火並に暖房、勞動並に休息、一部生活作用の障害、應急手當

第二年級

經濟、園藝、實業、學術、藝術、美術、歴史的發達、往時並に現時の組合、營業自由、組合、庭園師組合、匠長並に助手、就職の仲介、労働契約

第三年級

市町村制並に其の問題、行政、市民の義務並に名譽職、バイエルン州及憲法、統轄並に行政、市民の權利義務、國民の代表者、獨逸國畫法、労働保險、現時の交通及商業並に國民の生活上に於ける其の影響一般
園藝の生産品と關係ある内地並に外國取引、殖民地、外國に於ける領事館の意義、庭園師に對する教育的命令即ち讀書、第三年級に於ては處世公民心得と相密接して讀書を爲さしむ、模範的の書籍の外に文學上の書籍と園藝に關する雜誌を閱讀せしむ

裁縫補習學校公民科教授要目

第一年級

徒弟、徒弟の就職、校則、匠長及助手、作法、禮儀

衛生學、人體の構造、呼吸、營養及血液循環、生活費、衣服及住居、労働及休養、工場に於ける衛生保護、業務上の疾病、傷の處理、應急手當

第二年級

職工歴史の一般、裁縫業の成立、裁縫工場、切斷部屋（衣服を調製する爲に織物を切斷する部屋）及び現今に至るまでの上記の部屋の發達、中古に於ける衣服の規定、組合獨立、手藝、歴史的發達、競争者及物品の價格、機械の意義、類似の業務並に工業

第三年級

市町村並に其の問題、市町村の組織、行政市町村民の名譽職、州及其の問題、州の組織並に行政、州民の名譽職、州と市町村とに於ける職工の權利義務、工業法の主要點、助手並に匠長の試験、労働者保護及社會的立法、バイエルン及獨逸國殖民

第九章 實業補習學校に於ける公民教育

及其の意義、外國に於ける獨逸領事官

ミュンヘン市の補習學校の公民科教材の選擇方針は、この三校の例によりて見ても、それ／＼の職業により、職業者として國家社會の生活に、必要なる知識徳操を授けつつあることを知るに足らう。

二ベルリン市補習學校の公民科教材

マルクス、グリープ著の公民教科書ベルリン市用に就き、其の目次を示して、これが一斑を窺ふこととする。

第一部 未成年者の権利及義務

第一章 未成年者に對する親權、第二章 未成年者の後見人、第三章 未成年者の保護教育、第四章 未成年者の職業、第五章 未成年者の補習教育、第六章 陸海軍への入隊、第七章 未成年者の特殊の権利及義務（傷害賠償遺言執行等）

第二部 成年者の権利及義務

(甲) 家族生活

第一章 結婚、第二章 住居、

(乙) 職業

第三章 現今の社會の發達概観、第四章 農業及農業法規、第五章 工業及工業法規、第六章 商業及商業法規、第七章 婦人の職業

(丙) 自治體

第八章 市町村制、第九章 宗教上の自治體

(丁) 國家

第十章 普魯西國、第十一章 獨逸國

(戊) 裁判事務

第十二章 裁判に關する法規、第十三章 民法、第十四章 刑法

以上のミュンヘン市及びベルリン市の公民科教材は、大戰前におけるものであるから、戦後に於て新憲法を發布されて、教育の根本方針に於て變革を來したる次第故、帝國に關する事項は共和國となり、更に憲法の第四百四十八條に

各學校に於ては獨逸國民性及國際協調の精神を以て道德的修養公民としての思想人格専門的材能の完成に努むべし。

公立學校の教育に於ては意見を異にする者の感想を害せざることを願慮すべし。

公民教育及勞働教育は學校教課の一部とす。各生徒が就學義務を終了するに望み之に憲法の印本を附與す。

と、規定された爲めに、從來の公民教育の帝國に關することは、共和國に關することとなり、國際協調及び勞働に關することを加へたことである。しかのみならず、公民教育は補習學校に於ける教育問題に止らないで、小學より高等の學校に至るまで、すべての學校に於ける問題とな

第九章 實業補習學校に於ける公民教育

つて盛んに研究されつゝあるとの事である。

二、英國の公民科教材

英國の公民教育の内容は、左の公民科教科書の目次によりて、之を窺ふこととする。

公民教科書（スワン著）

- 第一章 國王陛下
- 第三章 大臣の任命
- 第五章 貴族院
- 第七章 州會其の他の議員
- 第九章 裁判所及び裁判官
- 第十二章 三章 學校及び生徒
- 第十五章 幼年犯罪者
- 第十七章 「イングランド」と英國
- 第二章 英國々會
- 第四章 國會の開設
- 第六章 市會
- 第八章 税率並に租稅
- 第十、一章 兵士及び水兵
- 第十四章 州及び兒童
- 第十六章 主人と使用人
- 第十八章 完全なる公民

公民讀本（ダブルゼー、ウエストン、バテソン 共著）

- 第一、政府の必要
- 第三、地方及び中央政府
- 第五、立法に於ける自治
- 第七、法律の解釋に於ける自治
- 第九、同上 選挙區
- 第二、社會的契約
- 第四、政府の分轄
- 一 第六、行政に於ける自治
- 第八、下院選挙權
- 第十、同上 書の方法

第十一、同上現時の方法

第十三、國會條令

第十五、我が國の官吏總理大臣内閣

第十七、内閣員

第十九、税率と租稅

第二十一、裁判所

第二十三、英國公民の義務

第十二、上院

第十四、代表と責任政府

第十六、同上

第十八、各省の事業保健大臣

第二十、立法部、行政部に於ける「不撓」の事業

第二十二、政府員

英國の公民教育の一端は以上に示した目次によりて推知することが出来やうと思ふが、これ等題目の内容を調べて見ると、卑近の例を挙げ極めて實際的になつてゐる。これ其の特徴の一つと見てよからふと思ふ。

三、米國の公民科教材

米國にては最近公民教育に關して大に研究しつつあるが、其の内容の一斑を、左の教科書の目次によりて窺ふこととする。

公民讀本—社會編（ヒーズ著）

- 第一章 市町村團體生活
- 一、市町村團體と市町村長
- 二、政府の必要と其の形式
- 三、市民の權利と義務
- 第二章 共同團體の公益要素
- 一、市町村計畫
- 二、市町村の健康
- 三、市町村の高等生活
- 四、市町村の保護
- 五、青年の訓練
- 第九章 實業補習學校に於ける公民教育

第三章 我が政府の機關

- 一、政黨と選舉 二、我が國民に對する法制の制定 三、吾人の主なる行政部 四、國務各省 五、我が國の裁判所 六、國政に就ての雜多事件 七、他國と我が國との關係 八、聯合と各州 九、我が縣廳 十、地方廳
- 第四章 國家活動範圍の問題
 - 一、貨幣と信用 二、重要な商業用語 三、吾人の政府の財源 四、工業労働者 五、商工業の組合 六、我が自然的富源の節約 七、國家の責務 八、亞米利加(洛解壺) 九、米國の田舎生活 十、商業旅行及び新聞 十一、生活費の問題 十二、改善方面の努力

公民讀本—經濟編(ヒーズ著)

- 第一章 吾人に必要なる事項
- 第二章 吾人が懇求する事項
- 第三章 吾人の爲に政府の施設したる事項
- 第四章 吾人の政府に對する吾等の義務
- 第五章 政治の機關
- 第六章 我が國民生活の基礎
- 第七章 貨物の生産
- 第八章 近世實業
- 第九章 生産
- 第十章 貨物の運搬
- 第十一章 通商の便益
- 第十二章 生活條件の改善
- 第十三章 工業の改善
- 第十四章 政府と社會との改善

農村用公民教科書(エ、タブルー、ダン著)

- 一、共同生活に於ける吾人の共通目的
- 二、共同生活に於ける吾人の相互扶助
- 三、共同生活に於ける共同事業の必要
- 四、吾人に如何に政府を持つべきか
- 五、市民權とは何か
- 六、吾人の社會は何か
- 七、吾人の國家的社會
- 八、世界的社會

- 九、家庭
- 十、政府は何故に家庭作成を助勢するか
- 十一、生活費を儲くること
- 十二、農作に於ける共業手段としての政府(政治)
- 十三、檢約
- 十四、人と土地との關係
- 十五、吾人の自然的資源の保存
- 十六、財産と財産權との保護
- 十七、道路運輸
- 十八、交通
- 十九、教育
- 二十、公衆保健
- 二十一、社會道徳と精神的登壇
- 二十二、社會の厄介者、缺點者、怠慢者
- 二十三、納税に對する共同作業
- 二十四、吾人の自治を如何にすべきか
- 二十五、吾人の地方的政治
- 二十六、吾人の懸懸
- 二十七、吾人の國政

都市用公民教科書(同上ダン著)

- 一、共同生活に於ける吾人の共通目的
- 二、共同生活に於ける吾人の相互扶助
- 三、共同生活に於ける共同事業の必要
- 四、何故に吾人は政府を要するか
- 五、市民權とは何ぞや
- 六、吾人の共同的團體とは何ぞや
- 七、吾人の國家的共同團體
- 八、世界的國家
- 九、社會と家庭
- 一〇、教育と社會
- 一一、公衆衛生
- 一二、社交的道徳と宗教的生活
- 一三、財産の保護
- 一四、交通
- 一五、道路運輸
- 一六、生計
- 一七、契約
- 一八、組合作業と工業

第九章 實業補習學校に於ける公民教育

- 一九、如何にして政府は吾人の
経済的利益を供給するか
- 二一、財産権
- 二三、納税に於ける共同作業
- 二五、町民権と役場
- 二七、吾人の懸念

- 二〇、吾人の土地と其の富源
- 二二、社會の厄介物、不具者、片輪物、怠慢者
- 二四、吾人は如何にして吾人を統御すべきか
- 二六、吾人の市役所
- 二八、吾人の中央政府

以上の教科書は、戦後一昨々年の出版であるが、米國の公民教育は、右に示したやうに、生徒自身を中心とし、即ち教材を吾人に結び付け、なるべく抽象的にならぬやうにしていることが注意されることと思ふ。

四、佛國の公民科教材

佛國では、既に述べたやうに、實業補習教育は未だ義務教育とならないが、公民教育は小學校に於て早くより行つてゐる。

佛國の高等小學校は、既に述べたやうに、七年程の尋常小學校を卒業したものを、入學程度として三ヶ年程の學校であるが、左に示す教授要項は、文部省實業學務局の調査によるものである。

道德、公民教育、私法及經濟學大意に關する公定教授要項（一九二〇年八月十八日高等小學校育に關する省令摘録）

第一學年 道德

緒論

人の動物に優れること、理性、善意、良い意思と正しき行爲

個人的生活

人類の自己に對する義務、衛生と體育、感愛性の陶冶、質素と節制、高尚な快樂の追求、勇氣、其の種々な形態、勞働の愛、眞理の愛、眞面目、謙遜、自己を知ること、自我の支配、剛健な性質、道德的品性

家族

家族の利益、両親に對する義務、子の相互的義務、家族を創設する義務

學校

教師に對する義務と朋友に對する義務、法律の尊重、友誼と友愛

職業的義務

職業の選擇、職業的良心

社會

誠實、契約の尊重、他人の權利の尊重、禮儀、親切、慈愛、慈悲、動物に對する親愛、正義と社會運轉、社會事業に貢獻する義務

第二學年 道德及び公民教育

國民

國民觀念の歴史的基礎と精神的基礎、子孫の連帶責任と國民生活の連綿、國民的理想と其の漸進的實現、愛國心、祖國の法律の尊重と擁護

國家

其の任務、其の作用、政府、共和的民主的形態、其の精神的價值、自由、個人の自由、意識及び信教の自由、勞働の自由、

第九章 實業補習學校に於ける公民教育

集會結社の自由、出版の自由等

平等、其の正確なる意義、民主制に於ける選ばれたる者、普通選挙及び國民主權、法律、制定手續、憲法國の權力即ち立法權及び執行權、元老院及び代議院、共和國大統領、大臣、代議政體、法の適用、佛蘭西の行政組織、縣、縣知事、縣會、縣參事會、郡、區、市町村、市町村長及び市町村會、國民の義務、法の遵守、公共利益の發展、義務教育、租税の納付(主要租税概説)兵役投票、法の制裁、罪罰の正當、司法制度、裁判の公開、民事商事事件の裁判管轄、治安裁判所、第一審裁判所控訴院、商事裁判所、勞務審理會、大審院、訴訟救済、懲罰管轄權、違警罪裁判所、輕罪裁判所、重罪裁判所、大審院

行政裁判管轄、縣參事會、參事院、會計検査院、國家民主制に依る專制及び無政府狀態に對する保障

國民相互間の關係

國際義務及び國際權利、國票連帶責任、人類愛と祖國愛との調和方法

第三學年 私法及び經濟學

私法

第一部 人

身分證書—出生證書、婚姻證書、死亡證書

家族の構成—婚姻夫婦相互の權利義務、婚姻契約要綱—妻の無能力、其の貯蓄に對する權利及び労働者の生産物に對する權利、離婚、別居及び財産分別、母權—親族及び姻族、特定の親族及び姻族に對する扶養の義務、無能力者、後見—解除—禁治產

第二部 物

物の區別、動産及び不動産、所有權、所有權獲得の態様の概要—公用徵收—用益權及び地役權、境界の共有

第三部 契約及び債務

契約の自由概要、公正證書及び私署證書、契約能力、書面行爲の登記と其の効果、日用の契約の實地研究、賣買貸借

貸借契約、利子附貸借、高利、先取特權及び抵當權概要

民法第千三百八十二條以下に據る責任(註「民事上の責任」債務消滅の態様概要

第四部 相続、遺贈及び贈與

法定相続—遺言無き相続、各階級の相続人、承認拋棄、限定承認、持分、相続財産取戻
贈與及び遺言—生前の贈與、遺言、其の種形態—各種の遺贈、處分可能及び留保定額

經濟學大意

一、生産の要素、自然、資本、労働

二、労働の各種の形態、智的労働、筋肉的労働、機械分業

三、企業に於ける資本の任務、大工業、小工業、大農及び小農

四、富の分配(—企業を標準とす)労働の分前、資本の分前、企業家の分前

五、貯蓄、資金投資(記名證券及び持參人拂證券)

六、同業組合及び労働組合—生産組合及び消費組合、農業組合

七、富の循環、貨幣、銀行の任務、國際循環

八、對内及び對外商業—運輸方便及び交通便の發達と其の商工業に對する反響

以上により、佛國の公民教育は、法制經濟に偏してゐることを感ずるだらふと思ふ。

五、我が國從來の公民教育の内容

一、小學校教科書中にある公民科教材

我が國の小學校に於ける國定教科書中に、どれ程公民科の教材あるか、修身書及び國語科の

第九章 實業補習學校に於ける公民教育

讀本中に就き、之を擧げて見やう。

修身書中の公民科教材

尋常科

祖先、家、親類、禮儀、博愛、慈善、公益、工夫、産業を興せ、衛生、共同、規則に従へ、清廉、人の名譽を重んぜよ

皇大神宮、天皇陛下、皇后陛下、我が國、國運の發展、忠君愛國、忠孝、舉國一致、靖國神社、祝日大祭、國旗、法令を重んぜよ、憲法、國民の務め、公民教育、教育、教育に關する勅語、國交、よい日本人

高等科 第一、二學年

家、親類、禮儀、博愛、同情、公益世務、公正、職業

建國、皇大神宮、御歷代天皇の御聖德、國體の精華、大日本帝國、忠君愛國、義勇奉公、忠孝一致、國憲國法、皇祖皇宗の御遺訓、勅語下賜、戊申詔書、忠良なる臣民

高等科 第三學年

祖先、家、親族、社交、公益、秩序、名譽、財産、職業、皇位、國家、臣民、愛國、忠孝、

憲法、權利義務、地方團體、戊申詔書、國交、

國語科讀本中の公民科教材

尋常小學讀本

卷一、ハタ、キクノゴモン、オミヤ、ヘイタイ、ヒケシ、オテラ

卷二、天ジンサマ

卷四、十月三十一日、私ドモノ町、オミヤ

卷五、葉書、祭、汽車

卷六、ヤダカラスと金色のトビ

卷七、郵便の話、家の紋、貨幣

卷八、電報、水引とノシ

卷九、大神宮參拜、我が陸軍、軍艦生活の朝、税、水兵の母、貯金

卷十、道ぶしん、市町村、兵營内生活、分業、家、保安林、進水式

卷十一、裁判、選舉、赤十字社、廢兵院

卷十二、公事と私事、我が國の農業、貿易、自治の精神、帝國議會、軍人に賜りたる勅諭、

第九章 實業補習學校に於ける公民教育

國民の至情。

尋常小學國語讀本

卷一、オミヤ、オテラ、ヤクバ、ヒケシ

卷三、私の村

卷四、十月三十一日、私どもの町

卷五、郵便函、用水池

卷六、入營した兄から、けんやくと義捐、伊勢參宮

卷七、電報

卷八、税、分業

卷九、物の價、軍艦生活の朝、水兵の母、選挙の日

卷十、道ぶしん、銀行、輸出入、平和なる村、進水式

卷十一、裁判、貨幣、自治の精神

高等小學讀本

卷一、故郷、資本、傳染病

卷二、會社、我が國の水産業、慈善

卷三、神社、青年會、新聞紙、天然記念物、租税、保險、統計、與國の民

卷四、古社寺と國寶、産業組合、關稅、法律と命令

第三學年用上 憲法の上諭、外交、恩賜財團濟生會、鎮守の森、銀行、生絲の取引、皇室に

關する敬語

第三學年用下 國旗と軍旗、軍艦旗、國家の豫算、法人、富國の急務、歐米の通俗教育

高等小學讀本(女子用)

卷一、資本、傳染病

卷二、會社、我が國の水産業、慈善

卷三、博物館、神社、赤十字總會の記、天然記念物、租税、保險、統計、與國の民

卷四、古社寺と國寶、産業組合、道徳と法律

小學校における公民教育の教材は、以上の外、數學に於ても度量衡、租税、國債、其他統計に關することあり、歴史に於ては國體、國家の制度の變遷、國事に盡したる人々の事歴、文化及び産業の變遷に關すること等あり、地理に於ては、各國の事情交通貿易の關係、國交に關する事

第九章 實業補習學校に於ける公民教育

等あり、理科に於ては、發明發見と公益との關係、器械の利用及び其の他理化學の應用と産業との關係等の教材あるにより、其の教授の注意によりては、公民教育上尠からぬ効果あることと思はるゝも、小學校の時代に於ては、兒童は年少なる上に未だ公民的の社會生活に接觸すること少き故十分なる効果を擧ぐることに困難である。故に小學校に於ては、公民教育の基礎を授け、小學校以上の教育に於て、十分に注意して授けなければならぬことは、既に述べた通りである。

二、從來の實業補習學校用公民科教科書

我が國に於て實業補習學校の教科書又は青年の讀本として出版された、公民科の教科書は、明治三十六年頃に資文館より出版された、横山徳次郎氏著の高等日本公民讀本と日本公民讀本とは、最も早きものかと思ふ。高等日本公民讀本は家、町村自治、國家の事に關して公民の心得べき事項を擧げ、日本公民讀本は右の事項を、大郎といふ子供の一生にして小説的に説きたる本である。今日でも單級の補習學校などに於て、青年の自學用には、或は宜しからんと思はる。

次に出版されたのは、大正二年に出版された、大隈伯の國民讀本である。國民讀本は、大日本の國基、帝國の發達、明治の維新、立憲帝國、國民の教化、國民の理想の六編に分ちて、公民の心得べき點を説かれた次第であるが、程度少しく高かつた爲、翌年更に同精神の小國民讀本を出

版されて低度の教科書としての要求に應ずるやうにされた。

爾來公民教育は、世の注意を喚起するやうになり、大正六年に田子氏の青年公民讀本生れ出で其の後田澤氏の公民教育と實業補習教育は大正八年に出で、續いて關屋氏の藏前に於ける公民科の教案が國民心得といふ本となりて出版され、土屋良遵氏及び日向保氏の公民教科書、文泉堂の大國民教本等もその頃に於て世に出たものである。

以上の外猶地方の教育會等に於て出版されたものが澤山あり、猶書肆より出版されてるものもあることと思はるゝも、以上は私の見聞したものを擧げたに過ぎない。今左に大隈伯、及び田子、關屋、土屋の三氏の教科書の目次を示し、從來の公民教育の教材を窺ふこととする。

國民讀本(大隈重信伯著)

第一編 大日本の國基

1. 天壤無窮の皇室
2. 日本の民族
3. 國民の徳性

第二編 帝國の發達

1. 清國
2. 至誠
3. 義勇
4. 慈愛
5. 禮儀
6. 忠孝

第三編 明治の維新

1. 建國の勳業
2. 皇業の伸張
3. 相門の政治
4. 武門の政治
5. 徳川幕府
6. 封建の社會
7. 開國の由

一、大政奉還 二、維新の皇漢 三、廢藩置縣 四、獨裁政治の廢棄 五、憲政の要旨 六、憲政の由來 七、憲政の準備 八、帝國憲法の制定

第四編 立憲帝國

一、統治の大權 二、臣民の權利義務 三、帝國議會 四、法律と命令 五、選舉權の尊重 六、中央官廳 七、地方官廳 八、自治制度 九、法律の擁護 一〇、警察の制度 一一、監獄の制度 一二、國家の防備 一三、兵役の義務

一四、帝國の軍制 一五、運輸通信 一六、世界の關係 一七、國家の交際 一八、國家の發達 一九、産業の發達 二〇、資弊の流通 二一、勤儉治産 二二、國勢の發展

第五編 國民の教化

一、教育の道 二、女子の教育 三、品性と常識 四、國民の健康

第六編 國民の理想

一、個人の責任 二、家族の親和 三、社會結合 四、國家の昇進 五、平和と人道

青年公民讀本(田子一民氏著)

第一課 市町村の現況

第三課 憲法と自治制

第五課 公民の資格

第七課 自治講話會

第九課 選舉の心得

第十一課 市町村會議員の心得(一)

第十三課 地方團體の經費

第十五課 納税の義務

第十七課 豫算と決算

第二課 僕の郷里

第四課 自治心と自治制

第六課 公民の義務

第八課 帝國議會と地方議會

第十課 投票の心得

第十二課 市町村會議員の心得(二)

第十四課 地方稅

第十六課 基本財産の造成

第十八課 文化生活

第十九課 青年團と帝國在郷軍人會

第二十一課 我等の覺悟

第二十課 思想問題

國民心得(關屋龍吉氏著)

一、國家思想の涵養

(1) 國家成立の要素、國體政體、人類と國家との關係、(青年は國家興廢の基となることを説く)

(2) 我が帝國、國體の尊嚴なる所以、國民性、維新以來憲政發達の歴史

(3) 國法、憲法、皇室典範、法律命令、法令の効力、國法と道德宗教

(4) 天皇及皇室、天皇の國法上の地位、皇位、攝政、太傅、皇族等

(5) 家、我が國體と家族制度、家が諸徳の根源なること、家族制度に伴ふ弊害

(6) 祭祀、祖先崇拜、祭政一般、宮中三殿、神社、祝祭日

(7) 臣民、國籍、戶籍、臣民の權義

(8) 帝國議會、帝國議會の組織、選舉權被選舉權、政黨、普通選舉等の事項

(9) 政府、行政、官廳(中央、地方)官吏

(10) 裁判所、民刑事件、非訟事件、裁判所の種類(時間あれば民法の一般を説く)

(11) 警察、司法警察、行政警察、警察犯處罰令、我が國警察の世界に冠たること

(12) 保健衛生、健康の大切なること、我が國の衛生状態、衛生機關、疾病、種痘等、殊に肺結核につき注意、運動

(13) 教育、教育の目的、國家の興廢は教育の盛衰に基す、我國教育制度の實況

(14) 宗教、世界の宗教、日本の宗教現狀、人生と宗教

(15) 外國との關係、我が國の外交史、條約、外交官と領事官、特殊締結國、國際聯盟

(16) 國防の必要、我が國の軍制、在郷軍人、軍需品、赤十字社

(17) 國家の財務、會計法の一般、租稅、官業官有財産、公債

第九章 實業補習學校に於ける公民教育

二、自治精神の鼓吹

(18) 地方自治

三、經濟觀念の養成

(19) 運搬交通、交通機關と文化との關係、道路、鐵道、河海航路(造船業の發達)

(20) 通信制度、郵便、電信、電話等(種々の取扱規程の實際を説明すること)

(21) 貨幣と銀行券、貨幣制度、兌換券銀行券、小額紙幣、信用制度

(22) 銀行、銀行の職能、銀行業務(預金方法を説く)銀行の種類

(23) 會社と産業組合、協同企業の要、會社、産業組合の種類

(24) 産業、我が國産業の現状、産業の保護獎勵(對内的、對外的)

四、海外發展風風の養成

(25) 殖民地、單に我が國の領土又は租借地占領地のみならず、支那、南北亞米利加、南洋等に及ぶを要す

最後に「國民の覺悟」を加ふ

補習修身公民教科書 (土屋良遵氏著)

上 卷

一、今後の修養

三、祖先の恩

五、親子の關係

七、相續人

九、家族主義

一一、財産の造成

一三、我が郷の政治

二、我等の家

四、家の故

六、親族及婚姻

八、住所と戸籍

一〇、一定の職業

一二、法律と命令

一四、自治と公民

一五、愛郷心

一七、國の政治

一九、警察官と警察署

二一、立憲政治

二三、無窮の皇室

二五、國體の精華

二七、國民の覺悟

一六、鎮守の森

一八、裁判の刑罰

二〇、國民皆兵

二二、愛國の精神

二四、今上天皇陛下

二六、大日本帝國

上 卷

一、人種の合同生治

三、自治制の本旨

五、公民の資格及意義

七、議員選舉と投票

九、市町村會

一一、自治の根本精神

一三、市町村の監督

一五、公民權の尊重

一七、模範自治村

一九、納税と財政

二一、農會

二三、會社の種類

二五、青年會の事業

二、自治制の組織

四、市町村の組織

六、選舉資格及等級

八、選舉權の尊重

一〇、市町村吏員

一二、市町村の財政

一四、自治制の運用

一六、町村是

一八、郡及び府縣の自治

二〇、公共組合

二二、産業組合

二四、銀行

二六、青年團訓令

第九章 實業補習學校に於ける公民教育

下 卷

- 一、大日本帝國
 - 三、國體の精華
 - 五、憲法の精神
 - 七、皇 族
 - 九、帝國議會
 - 一一、國務大臣、樞密顧問
 - 一三、行政官廳
 - 一五、貨幣と紙幣
 - 一七、國民皆兵
 - 一九、外交と外國貿易
 - 二一、崇祖敬神
 - 二三、伊勢大廳
 - 二五、立憲國民の覺悟
- 二、國家の組織
 - 四、立憲政治
 - 六、天壤無窮の皇室
 - 八、帝國臣民
 - 一〇、政黨と國民
 - 一二、裁判所と訴訟
 - 一四、國家の財政
 - 一六、帝國の軍備
 - 一八、平和と戰爭
 - 二〇、海外の發展
 - 二二、官國幣社
 - 二四、國勢の發展

以上により、我が國從來に於ける公民教育主張者の、其の内容に關する大體の意見を察し得られた事と信ずる。

六、公民教育と公民科

公民教育は、總べての學科目に關聯するところ多き故、教授上すべての學科目に於て注意すべき

事なれども、公民教育上の主たる教材は、これを一學科目に纏めて授くる方、これが教育を徹底する上に於て可なりと信ずる。公民教育は、新らしき教育である爲に、從來我が國の教育者にも、公民科を特設して教授するを可なりとする主張者と、修身科の内容として教授して可なりといふ主張者と、實業補習學校は、教授時數も少いから、國語科讀本の内容として可なりとの主張者もある。獨逸ではビルガークンデ、英米ではシグウィックスといつて、特設されてる。我が國ではこれを譯して、公民學、公民科、國民科、市民科などと稱してゐる。

公民教育は實業補習教育の眼目としてゐることは、既に述べた通りであるが、實業補習學校規程の學科目には、必修科にはなく、加設科目中には法制經濟科があるけれども、これは法制經濟を授くる趣旨で、公民教育の全部を授くるといふ趣旨ではない。規程の第八條の第一項に「實業補習學校に於ては、適當なる學科目に於て、法制上の知識、其の他國民公民として心得べき事項を授け、又經濟觀念の養成に力むるを要す。」とあつて、この規程を制定するまでは、公民科を特設する趣旨はなかつたやうに思はれる。其の後文部省より示された實業補習學校の標準學科課程には、後期の教程を、男子は「公民心得、」女子は「道德の要旨、公民心得、作法」と示してゐる。これにより、公民教育は、後期の修身科に於てなす趣旨なることを知ることが出来る。その後、後節に於

て述べてるやうに、文部省に於てこの後期の修身科に於て教授する要目を調査するために、公民教育調査委員會を設置し、これが研究を重ね、その成案を得るに至り、文部省に於ても、後期の修身科は、公民科に併せて公民科を特設し、この調査會に於て得たる教授要綱を授くる趣旨で、實業補習學校公民科教授要綱とし農村用都市用の二つに分ちて示されてる。されば、實業補習學校では、公民科を特設して、之を教授しても差支ない。

公民教育の學科目の名稱に就きては、從來國民科、國民心得、公民心得、公民科などと稱して一定するところがなかつたが、今後は公民科と一定して欲しい。

七、公民科教材の範圍及び排列

一、公民科教材の範圍

公民科の意義、歐米の公民科の内容及び我が國從來の公民科の内容に就いては、前節に於て示した通りであるが、然らば、我が國の實業補習學校に於ては、その内容を如何に定むべきが、其の教材の範圍は、生徒の現在將來の實生活に鑑みて、之が選定をなさなければならぬ。されば實業補習學校に於ける公民教育の教材は、大體左の範圍より選擇せねばならぬことと思ふ。

第一 職業生活に關すること

(一)職業の本旨に關すること、(二)職業に關する經濟生活上の事及び法制上の心得を授け、經濟觀念を養成すると同時に、職業者としての理想を高め、愛業心を涵養すること。

第二 社會生活に關すること(この社會生活には、市町村、國家、世界等の社會を含まない。)(一)家は社會の初まりにして一家の和合の大切なることを知らしむると共に、親族間の關係並家に關する法制上、經濟上道德上の心得を授けて、我が家族制度の精神を悟らしめ(二)社會と吾人との關係及び社會生活の共通の利害に關する事項及び諸種の社會的團體の組織に關する知識を授け、社會共存共榮の理を悟らしむると同時に協同心を涵養すること。

第三 自治體生活に關すること

(一)市町村自治の制度組織に關すること、(二)道府縣の地方自治に關すること等の知識を授け、併せて自治精神並に犧牲的精神の涵養陶冶をなすこと。

第四 國家生活に關すること

(一)國體に關すること、(二)政體及び政治の制度組織に關すること等の知識を授け、正義公正の精神を養ひ、國家思想を涵養すること。

第五 國際的生活に關すること

(一) 國交に關すること、(二) 海外事情に關すること等の知識を授け、國際協調の精神を養ふこと。

尙文部省に於て公民教育調査會を開くに當り、公民教育の意義を示すと同時に、公民教育は國民をして公共生活を完うせしむるため、家、學校、郷土、自治團體、國家並國際關係等に關する事項を授け、特に立憲自治の思想、經濟觀念並公德心の涵養に留意して、之が實踐窮行に努め、國家社會の進展に貢獻せしむるを以て要旨とす。」との公民科の要旨を示した次第なるが、公民教育の範圍を示してと思ふ。

二、公民科教材の排列

以上の教材を排列するには、左の方法がある。

- (一) 人の生立より死に至るまでの一生を土臺にして行く排列法、
- (二) 市町村の自治體生活を主として行く排列法、
- (三) 家より町村及び國家といふやうに行く排列法、
- (四) 國家より町村と進み、家及び經濟生活に及ぶ排列法、
- (五) 個人生活と團體生活との關係より町村國と進み、次に家に入り經濟生活に及ぶ排列法、

排列法には、以上の如く種々あれど、公民教育は、なるべく具體的に、事實を基として授けこれを社會生活に實現せしむるを主とせねばならぬ次第であるから、生徒の身邊より初め、その生活の擴張に伴ひて遠きに及ぶ方、生徒の興味も喚起し易く、又実行力も伴ふことと思はるので私共は、家の成立より親族關係、相續戶籍に關すること等を授け、尙一家の經濟に及び、一般産業に關することに進み、經濟生活に關することを述べ、次に自治體生活に關することに進み、之が終れば、公共的生活に關することを加へ、尙進んで府縣の自治に關することを説き、更に國家生活に進んでは國家の要素、國體、政體、國家の制度より國防等に關することに及び、尙國際生活に關することを説き、以て國民公民としての自覺を徹底せしむるやうに致したならば、公民教育の目的も達し得らるかと思ふのである。

八、公民科教授要綱

公民科教授要綱は、實業補習學校に於ける公民科の教授事項に就き、文部省より標準を示されたものであるが、この要綱を編成するため、大正十一年十二月文部省に、公民教育調査會を設け學者、實業家、教育者、文部省參事官、督學官、書記官等二十四名に委員を囑託し、豫て同年一

月より三名の起草委員と、實業補習教育主事とに命じて起草せしめた案を土臺とし、次官を委員長とし、會を聞くこと、三十六回、起草に着手してより、二年有半の長日數を費し、慎重に審議の結果得たものである。

本要綱は、一般的のものであるから、地方の情況によりては、多少教材を加除しても差支なす。又單級學校のやうなところでは、循環的に之を使用しても差支ない。併し循環的に之を使用する場合には、第一學年の人と社會の章は毎學年の初めに於て、之を授くるを可とする。又男子に授くるを目的として編成したものであるから、之を女子に授くる場合には、適當に之を斟酌して要目を編成して欲しい。

左に文部省より示された公民科教授要項を示さう。

實業補習學校公民科教授要綱

一、本要綱實施上ノ注意

- 一、本要綱ハ實業補習學校ニ於ケル公民科ノ教授事項ニ就キ其ノ標準ヲ示シタルモノニシテ主トシテ農村實業補習學校ニ於テ三年間ニ、都市實業補習學校ニ於テハ二年間ニ何レモ約百時間教授スルモノトシテ編成シタルモノナリ
- 二、本要綱ニ依リ教授ヲ爲スニハ出來得ル限り事例ヲ日常生活ニ於ケル經驗ノ範圍ニ求メ理論ニ偏セス道德的情操ノ陶冶ニ努ムヘシ
- 三、本要綱ニ掲ケタル事項ハ職業科目其ノ他ノ學科目ト聯絡裨補シテ教授スルコトヲ要ス
- 四、本要綱ハ土地ノ情況學級ノ編制等ニ應シ適宜之ヲ斟酌運用スヘシ

第二學年

題目	要目	細目	備考
一、我方町村	我方町村	我方町村ノ沿現勢	
二、町村ノ自治	自治	自治ノ精神	
三、公民	公民	住民ノ權利義務	
四、議員ノ選舉	町村會議員	議員ノ選舉權	
	選舉ト公正	選舉權ノ公正	

第九章 實業補習學校に於ける公民教育

五、町村會	町村會	町村會ノ議事限會
六、町村役場	町村ノ吏員	町村ノ吏員長
七、町村ノ財政	町村ノ財政	町村ノ財政業務
八、町村ノ財産	町村ノ財産	町村ノ營業物產
九、租稅	租稅	租稅ノ種類
	納稅	納稅ノ心得

營造物ノ尊重

九、裁判所

司法權ノ獨立
裁判所ノ構成
刑事訴訟、民事訴訟、調停、小作調停
辯護士、執達吏、公證人

一〇、國防

國防ト國民
在國ガ防ト兵
在郷ノ軍人備役

一一、國交

國防ト國民
國際協同
外交官、領事官
赤十字、平和會議、萬國農事協會
國際労働會議

一二、交通

交通ト文化
交通トノ公發達
郵便、電信、電話等

一三、我が國ノ産業

我が國ノ産業
我ガ國ノ富源
拓殖ト移住
北海道、樺太、朝鮮、臺灣

一四、社會改善

社會問題ノ概要
社會問題ノ概要
勞働問題、小作問題等
社會政策、社會事業

一五、世界ト日本

人類文化ノ發達
文化發達トノ概要
我が國ノ使命
我が國ノ地位

二、教授要旨 第一學年

一人ト社會

本課ハ人ト社會トノ關係ヲ明ニシ人生ノ意義ハ個人及社會ノ完成ニ在ルコトヲ悟ラシム

二 我家

本課ハ家ノ成立、戶主・家族ノ務及一家和合ノ幸福ヲ説キ我が家族制度ノ精神ヲ知ラシム

三 親子

本課ハ親子、兄弟姉妹間ノ關係ヲ説キ其ノ相互間ニ於ケル心得ヲ知ラシム

四 親族

本課ハ親族間ノ關係ヲ説キ其ノ交際ニ關スル心得ヲ授ケ婚姻ノ大切ナルコト及夫婦相互ニ敬愛スヘキコトヲ知ラシム

五 戶籍、相續

本課ハ戶籍制度ノ趣旨及其ノ届出ノ心得ヲ授ケ相續ニ關スル事項ノ大要特ニ相續ト家族

制度トノ關係ヲ知ラシム

六 財產

本課ハ財產ノ個人的及社會的意義ヲ説キ財產權ノ尊重スヘキコトヲ知ラシム

七 職業

本課ハ職業ト人生トノ關係ヲ明ニシ職業カ社會協同ノ意義アルモノタルコトヲ知ラシメ其ノ選擇上ノ心得ヲ涉ケ特ニ農業尊重ノ精神ヲ養ハシム

八 生産

本課ハ財產ニ關スル三要素ノ密接ナル關係ヲ説キ併セテ其ノ能率増進ノ必要ナルコトヲ知ラシム

九 一家ノ生計

本課ハ一家ノ生計ニ關スル心得ヲ授ケ生活ノ安定ニ必要ナル事項ヲ知ラシム

一〇 保健ト衛生

本課ハ個人及公衆衛生並其ノ相互關係ヲ説キ國民體位ノ向上ヲ圖ルヘキコトヲ知ラシム

一一 警察

本課ハ警察カ公安維持ニ必要ナル所以ヲ明ニシ警察ト公衆トノ關係ヲ理解セシメ併セテ
災害防止ニ關スル心得ヲ知ラシム

一二 神社、宗教

本課ハ敬神崇祖ノ精神ヲ明ニシ又宗教ニ關スル事項ヲ授ク

一三 教育

本課ハ教育ノ尊重スヘキ所以ヲ明ニシ特ニ町村民ノ教育ガ町村文化ノ向上ト密接ナル關
係アルコトヲ知ラシム

一四 農村ト青年

本課ハ青年時代ニ於ケル修養ノ必要ナルコトヲ説キ特ニ農村青年トシテノ自覺ヲ起サシ
ム

一五 我ガ郷土

本課ハ郷土ニ於ケル自然。歴史。傳説。慣例等ヲ説キ愛郷ノ精神ヲ養ハシム

第二學年

一 我ガ町村

本課ハ我ガ町村ノ現勢並沿革ヲ授ケ町村ノ發達ハ主トシテ其ノ住民ニ負フモノナルコト
ヲ知ラシム

二 町村ノ自治

本課ハ自治ノ意義ヲ説キ町村自治制度ノ本旨ヲ知ラシメ自治ノ精神ヲ養ハシム

三 公民

本課ハ町村制ニ於ケル公民ノ權利義務ノ大要ヲ授ケ公民權尊重ノ精神ヲ養ハシム

四 議員ノ選舉

本課ハ町村會議員ノ選舉ニ關スル事項ノ大要ヲ授ケ特ニ選舉ノ公正ナルコトヲ知ラシム

五 町村

本課ハ町村會ノ權限及議事ノ心得ヲ授ケ議員ノ職責ヲ知ラシム

六 町村役場

第九章 實業補習學校に於ける公民教育

本課ハ町村長及吏員ノ職責ヲ明ニシ町村ノ事務並事業ノ大要ヲ知ラシム

七 町村ノ財政

本課ハ町村財政ノ意義ヲ説キ歳入、歳出並豫算、決算ニ關スル事項ノ大要ヲ知ラシム

八 町村ノ財産

本課ハ町村財産ニ就キ説明シ特ニ基本財産造成ノ必要ヲ知ラシム

九 租 稅

本課ハ國稅、府縣稅及市町村稅ニ關シ其ノ大要ヲ授ケ納稅ノ心得ヲ知ラシム

一〇 產業組合

本課ハ產業組合ノ本旨及其ノ種類ノ大要ヲ授ケ組合員ノ心得ヲ知ラシム

一一 金 融

本課ハ各種ノ金融機關ヲ説明シ信用ノ種類及主ナル信用證券ノ作用ヲ知ラシム

一二 農 會

本課ハ農會ノ本旨及事業ノ大要ヲ授ケ農村ト農會トノ關係ヲ説キ兼テ農村ニ於ケル其ノ他ノ諸組合ノ概要ヲ知ラシム

一三 農村ノ開發

本課ハ農村生活ノ特質及農村ノ現狀ヲ知ラシメ農村開發ノ責務ヲ明ニシ兼テ農村愛護ノ精神ヲ養ハシム

一四 府縣ノ行政

本課ハ府縣自治ノ大要ヲ授ケ地方行政ノ組織ニ就キ其ノ一般ヲ知ラシム

一五 我カ府縣

本課ハ府縣ノ沿革及現勢ノ一般ヲ授ケ府縣民トシテノ心得ヲ知ラシム

第三 學 年

一 我カ國家

本課ハ國家ノ成立及國體政體ニ關スル事項ヲ授ケ特ニ我カ國體ノ精華ヲ知ラシメ國家的精神ヲ養ハシム

二 天 皇

本課ハ天皇及皇位繼承ニ關スルコトヲ説キ皇室ニ對スル尊崇敬愛ノ念ヲ養ハシム

三 臣民、領土

本課ハ臣民ノ權利義務並我カ領土ノ大要ヲ知ラシメ臣民ノ本分ヲ悟ラシム

四 立憲政治

本課ハ立憲政治ノ本旨及帝國憲法ノ精神ヲ知ラシメ立憲國民タルノ素質ヲ養ハシム

五 帝國議會

本課ハ帝國議會ノ組織及作用ヲ説キ議員選舉ノ公正ナルヘキコトヲ知ラシメ兼テ政黨ニ關スル理解ヲ與フ

六 國務大臣、樞密顧問

本課ハ國務大臣・樞密顧問ニ關シ立法上ノ地位ヲ知ラシム

七 行政官廳

本課ハ中央行政官廳及拓殖行政官廳ノ大要ヲ授ケ兼テ官吏ノ任務ヲ理解セシム

八 國法

本課ハ國法ノ大要ヲ授ケ法ノ尊重スヘキコト及法ト道德トノ關係ヲ理解セシム

九 裁判所

本課ハ裁判所ノ任務構成及訴訟ニ關スル事項ノ一般ヲ授ク

一〇 國防

本課ハ國防ノ必要及兵役ノ義務ヲ説キ國防ト國民トノ關係ヲ知ラシム

一一 國交

本課ハ世界平和ノ重ンスヘキコトヲ説キ國民ノ國際的精神ノ必要ナルコトヲ知ラシム

一二 交通

本課ハ交通機關ノ大要ヲ説キ交通ト文化トノ關係ヲ明ニシ交通ニ關スル公德心ヲ養ハシム

一三 我が國ノ産業

本課ハ我が國ノ産業ノ大要ヲ授ケ國土ノ開拓海外發展ノ精神ヲ養ハシム

一四 社會改善

本課ハ思想問題及社會問題ヲ正シク理解セシメ社會改善ニ努ムヘキコトヲ知ラシム

一五 世界ノ日本

本課ハ人類文化ノ發達ヲ説キ世界ノ文化ニ於ケル我が國ノ位置ヲ明ニシ我が國民ノ使命

第九章 實業補習學校に於ける公民教育